

二百餘人。また二十年夏五月。倭人舉兵五道來侵。竟無功而還。とある十九年は。天皇二十年丙辰にあたり。二十年は翌二十一年丁巳にあたり。この事本紀に見えず。しかれども絶ず新羅征討の御事はありしなるへし。今また尾代か征新羅將軍となりしを以ても。押はからるゝなり。○所率五百蝦夷等。此文を見れば。古代にはかゝる外國の征伐に。蝦夷を率從はしめしなり。勇悍なるを以てなるへし。○娑婆水門は。周防國佐波郡なり。國人近藤清石曰。娑婆水門。近藤芳樹の防長名所方角抄には。今は四方みな開作の地となりて。其所たしかならず。されとも佐波川の流の海に入る所を云なるへし。按に桑山と田島との間に。湊はありしかとみゆ。桑山は。田島村より東北の間にあり。いま佐波川は。田島より西北なる佐野村。本國に渡り玉へる時。御船佐野村の石崎といふ所に泊。と云り。佐波湊獨り田島桑山の間に限るへからず。と云り。○蝦夷等の二字。本に脱したり。今釋紀に據て補ふ。○或踊或伏。景行紀に。蝦夷是尤強焉。登山如飛禽。行草如走獸。又曰。擊則隱草。追則入山などあり。○空彈弓弦云々。考云。これは弦音を以て敵を欺き。油斷の所を射るなりと云り。通證には。今按是所謂鳴弦術也。鳴弦字見舒明紀。産屋鳴弦。湯殿鳴弦。見禁秘御鈔東鑑源氏物語等。源氏物語云。隨身毛。弦打之豆。不絶古和都久禮。萬葉集云。梓弓。爪引夜音之。遠音爾毛と云り。この事神代紀なる反矢下に云る事あり。合せ考へし。○射死の死は。コロスと訓へし。文選劉峻辨命論に。死之豈劉之志。○二隊。多牟良與屯同と通證に云り。○二囊。倭名抄調度部。籠盛矢器也。和名夜奈久比。唐令用胡祿二字。今按。今俗籠訓衣比羅。葫蘆訓夜奈久比。形狀稍異。倭名抄蠶簿和名衣比良。蓋其制相似也。萩生氏曰。夜奈久

比矢筈也。上總國地名有新筈。訓阿良久比。詩周頌載彘弓矢と通證に云り。和名抄彘注に。新彘字彘。彘。船人恐而自退。尾代か弓勢の絶れたるに驚き恐れて。箭を奉りしまゝに自ら退きしなり。○立弓執末而歌曰。これは雄健ひして歌へる歌なり。○瀾致備阿賦耶。於道逢やなり。守部云。新羅征伐道なりと云り。解云。是は尾代か從家來。會蝦夷於娑婆水門と云をいふ。その水門なるへしと云り。耶は助辭。○鳴之慮能古。尾代子なり。子は吉備臣自稱なり。○阿每備舉會。於天こそなり。○枳舉曳儒阿羅每。不所聞將有なり。○矩備備播。於國者なり。○枳舉曳底那。將所聞なり。底那は將竟の義なり。那は其事を慥に云時の辭なり。守部云。一首の意は。思ひよらすも。征伐出立に戦ひしよ。蝦夷五百人を唯一人して撃きたためたる。此尾代子か雄猛をは。天上にこそはえきこえすもあらめ。國の限りは聞えしらせて。後の代までも語りつけてんと云り。○浦掛水門。未詳。式に丹後國興謝郡宇良神社あり。丹後式内神社考に。此神社は今本庄濱村字浦島にあり。浦島大明神と云。之を十三村氏神とすと云り。今丹後國竹野郡掛津村あり。今は島津村と云。その海邊を掛津浦と云ふ。三里許。そこに白瀧神社あり。祭神詳ならず。もしくは尾代を祭りしにはあらざるか。白と代と聊似寄たり考へし。そこを下れば琴引濱大鼓濱など云る所ありて。人のよく知る所なりと云。足もて地をふむに。自ら琴鼓の音ありといふ。鳴絃などによしはあらぬか。これもしくは浦掛水門にもあるへし。よく考へし。○盡殺の下。中臣本に也字あり。

日本書紀卷第十四終

中臣本終字なし

附錄

浦掛水門考證

雄略天皇紀二十三年四月云々。是時征新羅將軍吉備臣尾代。行至吉備國過家。後所率五百蝦夷等。聞天皇崩。乃相謂之曰。領制吾國。天皇既崩。時不可失也。乃相聚結侵寇傍部。於是尾代從家來。會蝦夷於娑婆水門。合戰而射云々。尾代乃立弓執末而歌曰云々。唱訖自斬數人。更追至丹波國浦掛水門。盡逼殺之。一本云。追至浦掛。遣人盡殺。

按浦掛水門詳ならず。通證にも。式丹後與謝郡有宇良神社とあれど據なし。是は今本庄濱村。宇浦島にあり。浦島大明神と云ふ神なり。されど丹波國とあるは動きなければ。いつこならんと探るに。こゝに不審なることあるは。是時の征新羅將軍尾代は。吉備臣とあり。また至吉備國過家とあり。又從家來とあれば。吉備國人なるか。過家とある家は。己か本居の家なること論なし。然るに其率て來れる蝦夷か。吉備の傍部を侵寇とあるは。必今の三備。もしくは隣國なる播磨國あたりならんとおもはる。然るに國を一つ越て。安藝の國なり周防の娑婆郡まで追行かんこと。あまり遠きに過たり。さてそこにて戦ひて。また今來し吉備の方さまに追戻りしも。何とかや逆なる心ちす。そはともあれ。これより追逼めて。播磨國なる海道より。今の姫路の傍部より。銀山街道を過ぎ。但馬國出石城時郡あたりに出。なは追て丹後國熊野郡の海邊をも過て。竹野郡の海邊にて。遂に逼殺しつもの見えたり。因て按に。娑婆水門は周防なるにはあらて。吉備または播磨の海邊の水門なるへくおもはる。かつ上に過家とありな

ら。遙に隔たりたる婆婆水門の上。本文に周防國とあらぬもいかゞなり。浦掛水門の方には丹波國とあるにてもおもふへし。此は尙よく考ふへし。

この頃丹後國人の許より得たる。丹後國竹野郡掛津村今島津にある村社三聖許。白瀧神社傳記云。『白瀧神社は。丹後國竹野郡掛津村字琴引にあり。按に掛津村は古掛之邊。津濱。浦の二名を併せし名なり。新續古今集に。『霜寒き蘆の枯葉は折ふして。いつくか掛のごまりなるらん。津守國量』丹後一覽抄曰。掛之港。津濱浦琴引濱太鼓濱。皆此渚なり。千載集に。『よしさらは磯の筈屋に旅寢して。波掛つとてぬる。袖かは』仁和寺親王宮津府誌曰。同郡間人村のつゞき掛津。三津浦。遊の浦。五色濱。琴引濱。太鼓濱。根上りの松。みなこのわたりなり。細川幽齋の狂歌のよしにて。六つの名所を詠入れて。根上りの根に五色の糸掛津。琴引遊ひ三津の浦々。打よする見るかひありて與謝の海の。遊ひの浦に哀れへぬへし』丹後宮津記。磯傳ひ行けは琴引濱へ出るなり。此砂地を踏めは琴の音の如く鳴なり。此上の磯山に根上り松とて名木あり。それより掛津の浦および三つ浦五色濱とて續たる景色なり。祭神一座大物主神。按に此地に鎮座し玉ふや。遠く上世にありて遷たり。今其年歴を詳にする能はず。世に白瀧七社と稱するは。本末の社數によりて。祭神七座の義にはあらざるなり。但船荷社は。磯近小池山なる白瀧を祭りたる祠なり。中略。社より亥方へに距ること凡四十間餘にして。蛭子神の小祠あり。傍に蛭兒松半空に蟠まる。此岡を下れば大鼓の濱也。試に足を掲れば鼓々たり。故に此名あり。漸く歩を東に轉す。船引濱及前濱あり。是より海上へ突出せる巨巖を前濱岩と云。以東大約八町餘。平砂恰も雪の如し。之れ

琴引濱なり。歩は清音忽然起る。眞に無絃琴浦の名空しからすといふへし。行程左に向濱城下の濱を眺む。清音松風に和し。人をして自ら靈地なるを感せしむ。行七八町遊村なり。『丹後國一覽抄曰。遊の浦は。掛の濱の東。遊村にあり。玄旨法印家集に。うきみるを道の行手に拾ひてや。遊の浦に目をくらすらん。』遊の湊は今名のみ残り。此里より良方へ距る凡三町にして。遊宣の灣あり。更に歩を轉し西すれは。太鼓濱の乾方に浮津の巨巖あり。又近くコベキ瓶岩見ゆ。狀甚た奇なり。浮津岩より宮の下と稱する間に産する鮑螺は。一種奇態にして疣なし。宮の下は東西直徑凡一町。平坦席の如し。傍に瀑布あり。白瀧と名く。境内末社六社。日吉神社祭神一座大山咋神。刑部神社祭神麻呂古皇子。門松神社祭神不詳。或曰征新羅將軍來目皇子。世俗表米親王鬼賊退治。或は麻呂古親王鬼神退治等傳へ。甚しきは社寺の縁起に重す。日下部氏世代記曰。大化元年之頃。新羅賊攻渡。『中略』二月十八日竹野郡掛津村白糸濱に。七神幣帛を勸請し祈願あり。浦島沖にて新羅と戦ふ。日下部氏家系に曰。孝德天皇之太子有馬皇子謀叛。御弟表米親王亦黨せりとて。但馬國朝來郡に流罪せり云々。日下部傳記に云。孝德天皇皇子表米の宮。常色三年は。大化元年也。二月十八日與謝郡白糸濱に立向ふ。鬼神是を聞海上に引退く。表米宮數千艘の舟を飾り。諸神を勸請し中略新羅難叶云々。一書曰。用明天皇々子第三を表米王と云。大化三年八月十五日白糸濱に着船あり。凱歌を揚ぐ。早尾神社祭神一座佐太彦神。武大神社祭神一座須佐之男神。松山神社祭神一座迦具土神。以上傳記なり。其跋文云。白瀧神社御傳記は。何人の筆になりしや詳ならされとも。古より本社に傳はりて。今は虫の爲に文字さへも確と分ち兼る程になり。

遠き上古より傳はりし者とは思へども。幾代へぬらん分ち難かりぬ。されは里人等是を憂き事にし。更にものせん事を請ぬるに任せ。古より傳はりしすり巻を其儘に。聊か其後の事ともを補ひて。かくはものし侍りぬ。』

按に右の傳記の文。誤謬とおほしき事多くあれど。今の掛津村。古の掛之湊津浦の二名を合せしならんと云るに據て思へは。古昔は浦掛水門といふまじきにもあらず。かつ水門なるは論なし。さて其處にいます白瀧神社の攝社に。征新羅將軍來目皇子を祭ると云るは。征新羅將軍吉備臣をまかへたるものか。また日下部氏記に。新羅賊攻渡云々。また浦島沖にて新羅賊と戦もあるも。蝦夷と戦ひしによく似たり。鬼神之を聞て海上に引退く。また新羅難<sup>レ</sup>叶云々凱歌を擧ぐなどの文。此時のさまに大に由あるが如し。來目皇子には史にさる故事なし。さらはこの掛津村浦掛水門にはあらぬか。なほよく考ふべし。

# 日本書紀通釋卷之四十五

飯田武郷謹撰

## 日本書紀卷第十五

白髮武廣國押稚日本根子天皇 清寧天皇

弘計天皇 顯宗天皇

一本に弘を雄に作れり。下に云。

億計天皇 仁賢天皇

白髮武廣國押稚日本根子天皇 清寧天皇

本に清寧天皇四字を脱したり。今集解に例に據て補へるに従ふ。さて同書に。老子に天得<sup>レ</sup>一以清。地得<sup>レ</sup>一以寧。後漢書光武紀に。天下清寧。靈物仍降。とあるを引れたり。

白髮武廣國押稚日本根子天皇。大泊瀨幼武天皇第三子也。母曰葛城韓媛。天皇生而白髮。長而愛民。大泊瀨天皇於諸子中。特所靈異。二十二年立爲皇太子。二十三年八月。大泊瀨天皇崩。吉備稚媛陰謂幼子星川皇子曰。欲登天下之位。先取大藏之官。長子磐城皇子聞母夫人教其幼子之語曰。皇太子雖是我弟。安可欺乎。不可爲也。星川皇子不聽。輒隨母夫人之意。遂取大藏官。鑰閉外門。式備乎難權勢自由費用官物。

白髮武廣國押稚日本根子天皇。武廣國押美稱。稚日本根子見開化紀。○母曰葛城韓媛。下に舊事紀に葛城圓大臣之女也の八字あり○天皇崩の下。舊事紀に妃字あり○天下之位。舊事紀には天皇之位とあり。されと集解に引たる家語六本曰。昔堯治天下之位。と云るもあれば。本のまゝにてもよろし○大藏之官。この事古語拾遺姓氏錄等を引て既に云り。天下の貨財を集めたる處なれば。天下の位を有つ者。まことにこの官を取を以。最先と爲たりしなり○雖是我弟。秘閣本中臣本に我字なし○外門は。外より大藏に入へき戸口なり○權勢自由。本に權を擁に作る。今秘閣本熱田本中臣本及舊事紀に據る

○費用。本に用を由に作る。今秘閣本中臣本伴部本及原傍書に據る。費の假名は。新撰字鏡瘠瘦也豆比由とあり。

於是大伴室屋大連。言於東漢掬直曰。大泊瀨天皇之遺詔。今將至矣。宜從遺詔。奉皇太子。乃發軍士圍繞大藏。自外拒閉。縱火燔殺。是時吉備稚媛。磐城皇子異父兄君。城丘前來目。闕隨星川皇子而被燔殺焉。惟河内三野縣主小根。慄然振怖。避火逃出。抱草香部吉士漢彥脚。因使祈生於大伴室屋大連曰。奴縣主小根事星川皇子者信而無有。背於皇太子。乞降洪恩。救賜他命。漢彥乃具爲啓於大伴大連。不入刑類。小根仍使漢彥啓於大連曰。大伴大連我君。降大慈愍。促短之命。既續延長。獲觀日色。輒以難波來目邑大井戸田十町送於大連。又以田地與于漢彥。以報其恩。

東漢掬直。通證云。姓氏錄內藏宿禰。都賀直四世孫東人直之後也。今按掬直來朝。在應神二十年。至此

時一殆二百年矣。疑此抑直則指三東人直一也と云り。されど東漢の東は倭義なり。東人はアツマヒトなれば。一に爲すへからず。此説は非なり。また本の一訓に掬をムスとよめるに付て云るも。別人と見たる説に據たる訓なるへければ。これも非なり。かにかくに此年代の事は今知かたし。○異父兄君。雄略紀七年に見えたり。○城丘前來目。雄略紀に紀崗前來目連あり。新羅にて戦死せり。其子となるへし。○三野縣主。姓氏錄河内神別。美努連。角凝魂命三世孫。天湯川田奈命之後也。天武紀十三年正月。三野縣主賜姓曰連。同十二月。美濃連賜姓曰宿禰。文武紀慶雲三年八月。以三從五位下美努連淨麻呂爲三遣新羅大使。靈龜二年正月。美努連岡麻呂授三從五位下。この人は。神龜五年十月卒六十有七と。墓誌に見えたり。この人粟田真人に從て。唐國に使せしこと。同墓誌また萬葉一の古校本に見。稱徳紀。外從五位下美努連財刀自賜宿禰。仁明紀。筑前宗形郡人。從八位上難波部主足。改本姓賜美努宿禰。貫河内國若江郡。陽成紀。河内若江郡人直講美努連清名等。改編三附左京とあり。村上帝時。檢非違使美努定信。西宮記に見え。後冷泉帝時。和泉目美努宿禰信重。鳥羽帝時。伊勢少掾御野宿禰國次。除目大成鈔に見えたり。三野は記崇神段に。意富多々泥古と云人を。河内之美努村に見得て貢進とあり。神名式。河内若江郡御野縣主神社あり。かゝれば若江郡に此地名あること明らけく。此氏はそれより出しなるへし。然るに。右の岡萬呂の墓誌は。大和平郡荻原村に出たりと云へは。此氏大和國にも住たるなりけり。○草香部吉士。雄略紀十四年には。大草香部吉士とあり。○祈生。契沖云。生は告誤か。○他命。正字通方言呼人曰他。○難波來目邑。攝津志云。住吉郡遠里小野。舊名難波來目大井戸とあり。遠里小野。萬葉集の歌に見えたり。○十町。倭名抄蒼頡

篇云。町田區也。和名末知とあり。催馬樂歌に十町ともよめり。

是月。吉備上道臣等。聞朝作亂。思救其腹所生星川皇子。率船師四十艘。來浮於海。既而聞被燔殺。自海而歸。天皇即遣使。噴讓於上道臣等。而奪其所領山部。冬十月己巳朔壬申。大伴室屋大連。率臣連等。奉璽於皇太子。

其腹。吉備臣稚媛の腹なり。舊事紀に汝自腹所生十三皇子。姓氏錄に源朝臣信腹廣井氏など。なほ他にもあまた見えたり。この腹を舊事紀に媛に作れるは中々にわろし。○既而。本に而字なし。今秘閣本熱田本中臣本及本書傍書に據る。○天皇。通證云。當作皇太子。或曰併記即位以後事。故曰天皇とあり。かゝる例既に雄略紀にもあり。本のまゝにてよろし。○山部の事は。應神紀に云り。顯宗天皇元年。前播磨國司來目部小楯。求迎舉朕。厥功茂焉。所志願勿難言。小楯謝曰。山官宿所願。乃拜山官。改賜姓山部連氏。以吉備臣爲副。以山守部爲民とあり。山守部の事も已に云り。さて此氏山部を領せりしこと。これより前には見あたらず。○壬申。四日なり。

元年庚申

元年春正月戊戌朔壬子。命有司。設壇場於磐余。饗粟。陟天皇位。遂

定宮焉。尊葛城韓媛爲皇太夫人。以大伴室屋大連爲大連。平群眞鳥大臣爲大臣。並如故。臣連伴造等各依職位焉。

壬子。十五日なり。○磐余薨栗。記云。坐伊波禮之薨栗宮。治天下也。帝王編年紀に磐余薨栗宮。大和國十市郡白香谷是也。あり。記傳云。白香谷。大和志に。薨栗宮古蹟。池内御厨子邑あり。舊郡世要覽云。今磯城郡池尻御厨子。妙法寺近傍の地。○陟天皇位。大日本史云。水鏡皇年代略記。並曰年三十七。按本書享年缺。故不これ皇居の一局部なりと傳ふ。○書○皇太夫人。はじめて見えたり。されどかゝる名稱。此時ありしにはあらず。公式令に。皇太后。義解。謂天子母登后位者。爲皇太后。居妃位者。爲皇太妃。居夫人位者。爲皇太夫人。とあるは。令よりの御定なり。されどそれも文字の上の御定のみにこそあれ。聖武紀に文則皇太夫人。語則大御祖とある如く。其頃とても皇太夫人の訓はなかりしなり。されは此にオホイキサキとよめるは。舊訓にはあらぬこと。もとよりなり。○爲大臣。三字恐衍。繼體紀の文考ふへしと云へる説あり。されどありても妨なし。なほ繼體紀に云へし。

冬十月癸巳朔辛丑。葬大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵。于時隼人晝夜哀號陵側。與食不喫。七日而死。有司造墓陵北。以禮葬之。是年也。

太歲庚申。

辛丑。九日なり。○丹比高鷲原陵。諸陵式に。丹比高鷲原陵。泊瀬朝倉宮御宇雄略天皇。在河内國丹比郡。兆域東西三町。南北三町。陵戸四烟。河内志に在丹比郡島泉村とあり。此御陵俗に丸山と云よしなり。志紀郡又丹南郡の堺に近き所なり。陵墓一覽。丹比郡島泉村。○隼人は。天皇に近く仕奉れりし隼人なるへし。皇子等に近習隼人ありしこと履中紀にみゆ。○造墓陵北。河内志に隼人墓在高鷲原陵北とあり。今も存り。○太歲庚申。年代記を考るに。南齊高帝建元二年に當れり。

二年春二月。天皇恨無子。乃遣大伴室屋大連於諸國。置白髮部舍人。白髮部膳夫。白髮部靴負。冀垂遺跡。令觀於後。

天皇恨無子。記云。此天皇無皇后。亦無皇子。故爲御名代。定白髮部とあり。この白髮部と云る。即次なる舍人。膳夫。靴負なり。又按に記の雄略條に。爲白髮太子之御名代。定白髮部とあると。右の三種の白髮部とは。自ら異なるものにて。紀傳にも。二度定められたるか。はた一御父帝の御世に定められたる白髮部は。こゝなるより前に定められて。たゞ白髮部とのみ云るにて。孝德紀に白髮部連。天武紀に白髮部造など云姓あるものなるへし。續紀三十八に。改姓白髮部。爲風髮部とあるは。かく見る時は。二度に定め

られたるなるへし○白髮部舍人。記雄略段に長谷部舍人あり。武烈紀に小泊瀬舍人あり。また雄略紀に川瀬舍人あり。これらみな舍人部を置て。名を遺し玉ふ例なり○白髮部膳夫。後の書に見あたらす○白髮部鞠負。これも見あたらす。鞠負は倭名抄郷名鞠負由介比あり。この部の住める地なるへし。鞠負は。大祓詞に鞠負伴男とある如く。上代は武官の通稱なりしを。弘仁二年十一月官符に。左右衛門府の呼號に革たること。職員令集解に見えたり。なほ鞠負の事は已に出。さて此時大伴室屋大連を。諸國に遣はし給へる事に付て。大日本史云。一代要記曰。二年二月。天皇憂<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>繼嗣。遣<sub>二</sub>大伴室屋大連於諸國。求<sub>二</sub>皇胤。十月至<sub>三</sub>播磨赤石郡。使<sub>三</sub>小楯奉<sub>二</sub>迎皇孫等。神皇正統記。亦爲<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>人諸國。求<sub>中</sub>皇胤。按諸說與<sub>二</sub>本書。異。姑存以備<sub>レ</sub>考とあり。

冬十一月。依<sub>二</sub>大嘗供奉之料。遣<sub>二</sub>於播磨國司。山部連。先祖伊與來目部。小楯。於<sub>二</sub>赤石郡。縮見屯倉首。忍海部造細目新室。見<sub>二</sub>市邊押磐皇子子億計。弘計。畏敬兼抱。思<sub>二</sub>奉。爲<sub>二</sub>君。奉養甚謹。以<sub>レ</sub>私。供給。便起<sub>二</sub>柴宮。權奉<sub>二</sub>安置。乘<sub>レ</sub>驛馳奏。

依大嘗供奉之料遣於。此九字伴信友校本云。以下九字古本无。竹本云。交野本此九字无。北野本无とあ

り。通證云。大嘗之目始出<sub>二</sub>于此。而古者不<sub>三</sub>必別<sub>二</sub>大嘗新嘗。故顯宗紀作<sub>二</sub>新嘗。神祇式曰。凡踐祚大嘗。七月以前即位者。當年行<sub>レ</sub>事。八月以後者。明年行<sub>レ</sub>事。今按古者不<sub>三</sub>必然<sub>一</sub>也とあり。按に此御代の踐祚大嘗は。去年行はれたりし事は本よりなるを。こゝにまた大嘗供奉之料に依て。山部連を播磨に遣されし事見えたるは。いかにと云ふに。當年のは毎年の新嘗の料なり。古昔は新嘗の料物をも。諸國に負せ玉ひしなり。この同じ事を顯宗紀には。於赤石郡新辨新嘗供物とあるにて明けし。なほこゝに十一月とあるにても。尋常の大嘗にて。踐祚のおもくしきとは格別なること知られたり。大嘗の事は神代紀に委く注り○遣於播磨國司。神祇令に凡大嘗者毎<sub>レ</sub>世一年國司行<sub>レ</sub>事とあり。悠紀主基の國郡をトへ定めて。其國司の事を行ふなり。これらの事大嘗祭式等に詳かなり。重胤云。播磨國は此時の悠紀か主基か。何れの方なりけん。顯宗紀の趣にては。新嘗の供物を辨ふる爲めに。其國に下り。適<sub>レ</sub>縮見屯倉首か許に至れりし狀なれと。清寧紀に依る時は。態と屯倉首か新室を指て遣はされたるなり。然れば以<sub>レ</sub>夜繼<sub>レ</sub>晝とあるは。其勅使を招請る料なる事著きか。未此頃迄は。其齋郡に齋院を建る事は無して。其國造等の構内に新室を作りて。齋院の事には充つる者なりとみゆ。偕此御紀に。大嘗とも新嘗とも通はし書るは古の狀なり。但し齋院を齋郡に建てらる事は。孝德天皇の御世より。郡縣の御定と成れりしより。朝廷より建させ玉ふ事と成つちらめとも古封建なりし御世は。其國造等の供奉る事にて在りしなり。能<sub>レ</sub>考ふへきものなり。と云れたるることなるへし。但し其中に少しいかゝなる文もまじれり○山部連の賜姓のこと。顯宗紀にみゆ○伊與來目部小楯。倭名抄伊豫國久米郡。國造本紀に伊豫國造久味國造あり。久味久米。姓氏錄



に。左京神別久米直。高御魂命八世孫味耳命之後也。右京に。久米直。神魂命八世孫。味耳命之後也。とあるも同じ。續日本後紀に。伊豫國人浮穴直千繼等。賜姓春江宿禰。千繼之先大久米命也。姓氏錄左京久米直の次に。浮穴直。移受牟受比。命五世孫。弟意孫連之後也とある。よしあり。とあり。來目部の事は已に神代紀に云り。通證に是大嘗會久米舞之縁也と云るはあたらす。來目舞の事は神武紀に已に云り。こゝに縁れる事にはあらず。小楯近き祖に大楯と云人もあり。さて愛媛面影に。久米郡久米村。播磨塚。同所に在り。昔は石室數多ありしを。今は殘少になりて。曠野平原にこゝかしこみえたり。相傳ふ人皇二十三代清寧天皇御世。伊豫國人來目部小楯といふ人。播磨守にて彼國に至り。顯宗仁賢二帝を供奉し上洛す。其後任滿て。此所に館を造りて住けるよし。其所を播磨塚といふと。但該集に見えたりとあり。○赤石郡縮見屯倉首。顯宗紀に遁入播磨國縮見山石室とあり。倭名抄播磨國美囊郡志深之之美これなり。明石美囊。播磨郡なり。隱郡なり。播磨風土記云。美囊郡。所以號美囊者。昔大兄伊射報和氣命。堺國之時。到志深里許會社。勅云。此土水流甚美哉。故號美囊郡。名義は。水之深。志深里。と云義なるへし。志深里。土中。所以號志深者。伊射報和氣命御食於此井之時。信深貝遊上御飯宮緣。爾時勅云。此貝者於河波國和那散。我所食之貝哉。故號志深里。以下文は。また。次に引へし。明石と美囊と郡界を接たれば。細目か家は。上代は明石郡に近き所にありけん。此地また石室のことは。顯宗紀に委く云。また屯倉は同書に。又造倉之處。即號御宅村。造倉之處。號御倉尾とあり。其舊蹟は。當國人秋元安民か二王蒙塵考に云。屯倉の蹟は。池野村なるパンゼウゲまたオメと稱ふる池の東邊なりしを。今は堀發きて島となしたり。寺本伊右衛門云く。是は昔の客

藏なりとて。二十餘年前までは定かに存りたり。眞石をもて堅く築上げ。其上に大磐石をもて蓋にじたるものなりしを。パンゼウゲの池を築く時。其客藏を堀壞し。石を轆轤にて引下し。池の石垣に積みければ。洪水忽に出。其池大きに崩れて。いつち去けむ。石垣の石一つたに残らざりしと云へり。惜らしとも惜らしきことと云り。此寺本伊右衛門と云。人のことは次に云。さて又云。御車寄。すべり川と云所あり。屯倉蹟の北に。御車寄といふ森有り。これは二皇子細目の家に潜居したまふ由。都に聞え上げれば。即都より迎奉らむとて。御車をもて來て。此處に駐めけるよし言傳へたり。されど書紀清寧天皇卷に。三年春正月丙辰朔。小楯等奉億計弘計。到攝津國。使臣連持節以王青蓋車。迎入宮中。とあるを按るに。儀式を正して王青蓋車に御しけるは。攝津國よりの御事なれば。細目の家よりの御發駕は。如何様にかありけむ。顯宗天皇紀に。於是悉發郡民。造宮。不日權奉安置。乃詣京都。求迎二王。白髮天皇聞喜咨歎曰。朕無子也。可<sub>レ</sub>以爲嗣。與大臣大連。定策禁中。仍使播磨國司來目部小楯。持節將左右舍人。至赤石。奉迎。とあるからは。御伴の人々いと嚴重に守圍みて。發途給ひしには疑なけれど。御車のさだ聞えねは。御歩にてやいでましけむ。若然らば此森は。實は御車を寄せし所にはあらで。權に安置奉りし假の宮所なるを。然謬傳へたるにもやあらむ。其由は次に云へし。但し假の御車に御して。攝津國まで出座けんも知るへからねは。決めては云ひ難し。さて此森のなかにある岩は。當昔の遺物なる由云傳へたり。げに苔産したるなど。いと物ふりて覺ゆ。また其前傍に一石あり。人形めく物。文字やうの

物など。いと多く彫たなれど。磨滅て何とも分明かたし。里人はこれを釘貫地藏といへり。また此森より北におりたる所に。流れたる川は。則美壘川の水にて。すべり川といへり。二皇子此處に來給ひける時。此川にて御位をすべり給ひて。細目か家に仕へ給ひける由。云ひ傳へたれど。これはむげの俗説めきて聞ゆと云り。また此首の事を志深村伊等尼ともあり。此事次に云。首は長なり既に云〇忍海部造細目。忍海は神功紀に出。なほ下文にも云へし。記云。建豐波豆羅和氣王者。忍海部造云々。稻羽忍海部之祖也とあり。記傳云。忍海は顯宗紀の歌に於尸農瀨とあり。能字は其は和名抄に大和國忍海之乃郡これなり。さて此姓は。たゞに此地に由れるか。又忍海郎女の御名代として定められたる者か。又天智紀に忍海造小龍。天武紀に忍海造大國。忍海造能麻呂などみゆ。同紀に十年忍海造鏡。荒田能麻呂等。賜姓曰連。十二年忍海造賜姓曰連。などある。これらはみな部字なし。異姓か同姓か。武野云。これ異姓に。姓氏錄皇別。忍海部。開化天皇皇子比古由牟須美命之後也とあるは。御兄弟の間傳の異なるなり。此に依て思ふに。波豆羅和氣王は。さばかり御子孫多くして。此記のみならず。姓氏錄などにも。ごあり。氏人は右の天智紀天武見えたるに。書紀に此王の無きは。若くは比古由牟須美命と。同人としたる傳にもやあらむ。ごあり。氏人は右の天智紀天武紀の外に。東大寺要錄に。廢帝御時。大和十市郡擬大領忍海連法麻呂と云ふ人見えたり。さて細目は名なること。もごよりなれど。記には其國之人民名志自牟とあり。また播磨風土記には伊等尼とあり。栗田寛云。三書をつら／＼考ふるに。細目。志自牟。伊等尼。同じく一人にして。其名異なるは。一人に非ざるもの。如し。因て按に。細目の細は輪字の譯り。伊等尼の等は寺の譯ならんか。縮見。志自牟。伊等尼は。國音並に相近し。又按に細目の細は。絲字にて。細目か。さらば伊等尼と相近しと云へ。さてこの細目の家は。今も池野村に在て寺本氏と稱へり。蒙塵考云。寺本伊右衛門と

いふものは。池野村にて。今は困窮の小民なれども。天正の頃までは。細目某といへるいみじき郷士にて。二木の城主別所小三郎長治の勢をもて。從へむとしたるにも。家系を稱へて從はず。怨を構へて有ける程に。豐臣大關三木の城を攻落さむとて。平井山に張陣し給ひ。細目氏の別所氏と不和しき由聞し召ければ。則細目氏をして先陣させ給ひけり。かゝりければ。別所滅亡ひける後。大關自ら細目の家に訪來給ひて。今むつかしくよろほひくつれたる大門あり。これ即大關の御成ありし時のまゝなる由云傳へたり。先陣の勳功を賞給ひて。望にまかせて物ごらすへき由のたまひけるを。別所亡ぶるからは。何の恩賜をほりすべきと申しければ。されは毛利征伐の鞍を與へむとて賜はりたり。これ一つのみ。今に傳はるといへり。 儲此時細目氏兄弟三人あり。一人出家して。其屋敷の隣に。寶珠山地藏寺といふを建立し。住僧となれりければ。其由大關に聞え上げるにや。細目を改めて寺本と賜はりたるよしなり。さはかりの郷士の。いかにして今の如く衰へたるらむ。伊右衛門父の代までは。猶一組の大庄屋にて。系圖やうの物も何くれと傳へたりしかと。みな鼠の爲に損はれて。今は一つたに遣れるものなごころ。右の傳記は。今の伊右衛門かいへるを。さなからかい付たるなり。 かくて此家なん。其かみ二皇子の仕へ給ひし。屯倉首細目か家なるよし傳へたれど。其實はいかゝありけむ。古事記に。至針間國。入其國人名志自牟之家とあるを。記傳に。志自牟は地名なるを。此に名ごあるは。其處の屯倉首なりし故に。おのづから名の如くにも傳はりけむかし。後世なれば。志自牟殿など云わかし。然云へは其名の如くに聞ゆるなり。 といはれたるによれば。此池野村の家の如く聞ゆれど。書紀に縮見屯倉首。縮見屯倉首。忍海部造細目也。 大同類聚方に。

らす。後、ワセノ 缺りたる本のありしに。後人の挿入せるものと見え。赤石薬。播磨赤石郡忍海部保曾目家所傳之方也。また島見浦薬。播磨國赤石郡忍海保曾目等家傳爾而。細氣男乃上奏乃方也。などあるをおもふに。細目氏の本宅は明石郡忍海部にて。今ノ押部谷なる木津。木見。小村の境なること。黒俗ノ傳説を擧て。別に委しく記されたり。こゝには省略。池野の家は屯倉の事を治れるに因て。別に構へたるものなるへし。されは志自牟といふも。始めて屯倉首に任されたる。忍海部造の名なるを。山名にも里名にも轉して。しか呼しにもあらむか。或人の説に。池野の細目氏は。其本家にてはあらぬよしへるは。さるものなるへし。又云。押部谷。木津村舊家。高野五左衛門。中井藤左衛門。高木仙左衛門。絶家。右四家細目長者家臣筋と見ゆ。小村に細目の井戸と云ものあれば。屋敷地は小村に立るにや。二天皇御即位後。細目氏其處カにてあたりの山五十丁給はりける由にて。其山は今に免許地なり。されはこれは。彼書紀に來自部小楯に恩賞ありし時。細目長者も賜はりたるなるへしと云り。億計。記に意富祁とあり。○弘計。弘を本傍書。北野本清本等に雄とあり。下みな同じ。二王子の御名義は。加茂翁説に。大別小別と云る事なりと云り。○畏敬兼抱。四字舊事紀になし。兼抱二皇子を兼抱くなり。記に二柱王子坐左右膝上とあり。かくてはいと幼稚に坐ますさまなり。又焼火少子ともあるに付て記傳云。此意富祁命は。既に御父押齒王の殺され賜へる時に。逃去坐るよしあるを。其後雄略清寧二御代を経て。今なほ童なるへきに非ず。袁祁命治天下八歳。御年參拾捌歳と下にあるに依れば。此時は三十歳の御時なり。されは是も火焼なるに因て。少子とは云るにて。實に童なりし由にはある

へからす。然るを下文に。坐左右膝上と云。書紀にも兩兒とあるなどは。火焼少子と云より。まざれたる言なるへし。爰に別に又一の考あり。可畏けれど試に云む。そはまつ上に論へる如く。雄略天皇の紀年の。かにかくに不審きにつきて。なほつらく思ふに。此二柱王は。實は押齒王の御子にはあらで。御孫にや坐けむ。其は押齒王の殺され給へる時に。逃去賜ひしは。二柱にまれ。其一柱は此意富祁命袁祁命の御父王にて。丹波播磨などに。民間に離れて。坐せむ。さるは御名を深くかくししぬびて。さる民間に終せむせる故か。其御名も傳はらず。世に知られ給はぬなるへし。さて古は子孫末々までも。通はして子と云し故に。其王の御子たちをば。押齒王の御子と申して。遂に其直の御子の如くに申傳へたるにや。次なる御名告にも。押齒王の御子とは詔はて。末とも詔へるも。御孫なるか故にてもあらむか。若此考の如くならば。此二柱王は。其父王の流離坐りし間に。丹波播磨などに生坐て。此時も實に童にり坐む。さて此考に就て思ふに。飯豐王は書紀の傳の如く。押齒王の御子なりけむを。記に二柱王の姨とあるは。二柱王は。押齒王の御孫なれば。實に御姨なり。さて又雄略天皇を。上に云る如く。此記の細注に依て。在位九十二年としたるも。此二柱王を。押齒王の御孫とする時は。此時なは童にても。年紀たかふことなし。但し此時若未だ童ならば。生坐るは彼父王の九十餘歳の時にあたるへけれど。古は百餘歳にても。子ありしこと妙つらしからざれば。其は妨なし。さて上件の考。こゝろみに擧といへども。なほうけはりては云かたし。雄略天皇の御陵を毀たむと詔ひし事。又置目題か事などを思へば。押齒王はなほ御父とこそ聞えたり。御祖父にては物遠くう聞ゆる。されは此御事。憶には定めかたしとあり。な

○柴宮。記には假宮とあり。年中行事秘抄に引るには。柴垣宮とあり。この事顯宗紀に發郡民造宮とある下に。蒙塵考を引て云る説あり。見合すへし。○乘驛馳奏。波伊末早馬也。萬葉に波由馬字馬夜。また波由麻久太禮利などあり。驛字は後の定に依て書るなり。此はたゞ早馬にて。後世に所謂早打の類なり。驛馬の事は孝德紀に委く云へし。

天皇愕然驚歎良久。以愴懷曰。懿哉悅哉。天垂博愛。賜以兩兒。是月。使小楯持節將左右舍人。至赤石奉迎。語在弘計天皇紀。

天皇愕然。記にては天皇崩御後の事として。於是其姨飯豐王。聞歡而令上於宮。とあり。異也。○良久。

本に久字脱せり。集解云。原脱久字。據清家本補。とあるに従ふ。通證に云る説は非なり。○兩兒。この事次に云。○左右舍人。舍人の事既に出。さて令に左右大舍人寮ありて。大舍人各八百人とあれども。こゝは令の左右と分けたるとはことにて。訓のこゝく御許處の舍人の義にて。令とは異なり。○持節。軍防令義解に。節者以駝牛尾爲之。使者所執也。今以刀劍代之。故曰節刀とあれど。こゝはたゞ其符信のものを何にても云るなり。

三年壬戌

三年春正月丙辰朔。小楯等奉億計弘計。到攝津國。使臣連持節。以王青蓋車。迎入宮中。夏四月乙酉朔辛卯。以億計王爲皇太子。以弘計王爲皇子。秋七月。飯豐皇女於角刺宮。與人初交。謂人曰。一知女道。又安可異。終不願交於男。此曰有夫未詳也。

王青蓋車。後漢書安帝紀云。其夜使隲持節以青蓋車迎帝。齋于殿中。注續漢志云。皇太后皇子皆安車。朱班輪。青蓋。金華蚤。皇子爲王。錫以乘之。故曰王青蓋車。皇孫。則綠車。とあるなどに據て書る潤色なるへし。故記傳にも。皇朝には古も今もさる制の御車あることなしと云り。されど萬葉に吾勢故我捧而持流。保實我之婆。安多可毛似加。青蓋。といふ歌によれば。青蓋車と云は。御車に絹を蓋ひた

る車にて。青は其絹の色を云ならんか。なふよく考へし。○辛卯は七日なり。○秋七月。記傳にも云れたる如く。此一條事の因もなきに。ふと此に記されたるは何の由ぞや。殊に於角刺宮と云こと。因もなくきこゆ。思ふにはは飯豐天皇紀を畧きて。後に記せる時に。かくさまになりけるなるへし。古傳に記せる趣は。必此に由あることありしなるへし。なほこの事次に云へし。○飯豐皇女の御事。履中紀に云ること考合すへし。○於角刺宮。此下に天下治めし事必あるへし。記云。於是問日繼所知之王也。市邊忍齒王之妹忍海郎女。亦名飯豐王。坐葛城忍海之高木角刺宮也とあり。忍海は。和名抄大和國忍海郡於之乃美とあり。忍海は古昔こゝに海ありしにや。かの城安の池を。海と云りしに據て考るに。こゝの池にもありて。大きなりしに依れる地名か。さて此皇女の青蓋皇女と申すも。其海によりて稱せしにやありけん。高木は記傳云。地名には非し。白檮原宮段の御歌に。宇陀能多加紀などある類にて。山を云を。宮の號に負るなり。此は宮の號と見へし。角刺はいかなる由の名にか。未思得す。若くは此宮。もとより新城にて。高き地なるを。其造る如しと云意などを以て。名けたるにや。書紀の歌を思ふに。世に殊なる宮と聞えたり。と云り。さて此宮蹟は。大和志に忍海郡角刺宮。古蹟在忍海村。今村民建祠祭之。城内有寺號忍海寺。舊都趾要覽云。南葛上郡忍海村大字忍海(おしみ)字北浦。村社角刺神社所在の地。これ皇居の一局部なりと云り。記傳云。如此此皇女の此宮に坐ことを云るは。此時天津日嗣所知看へき王を尋求むるに。すへて男王は存坐すて。唯此女王一柱のみ存在るよしにて。又殊に其宮をしも擧云ることは。此宮に坐々て。暫く天下所知看つる意を。含めたる文なりと云り。○與人。人本に夫に作る。傍書に人とありて舊イ同とあり。其方勝るへし。○一の訓詳ならず。一端なりと云る

は信かたし○此日有夫未詳也。この七字は夫とある本に付て。かゝる注を加へしなるへし。集解に私記攙入として削られたり。然るへし。

九月壬子朔癸丑。遣臣連巡省風俗。冬十月壬午朔乙酉詔。犬馬器翫不得献上。十一月辛亥朔戊辰。宴臣連於大廷。賜綿帛。皆任其自取。盡力而出。是月海表諸蕃並遣使進調。

癸丑は二日なり○巡省風俗。是は天武紀以下。往々見えたる巡察使にて。政迹の治不。百姓の消息を檢せしめ玉ふなり○乙酉は四日なり○犬馬器翫。神賀詞に白鷗乃生御調能。玩物登云々。按に鳥犬などこそ玩物とも云へけれ。馬は玩物とは云へからず。一に並へ云へるはいかゞなり。これは隋書高祖紀に。開皇元年三月詔。犬馬器翫口味不得献上。とある文などによりて。何となく記されたるにもあるへし。○戊辰。十八日なり○宴大廷。本に廷を延に謬れり。今熱田本秘閣本及本傍書に據て正せり。さてこの日は十一月辰日にて。新嘗の翌日なりしなるへし。稱徳紀に。今日方大新嘗乃猶良比能豐明。開行日仁在。また大嘗祭式に。辰日給饗五位以上。如宴會儀。などあり○綿帛。類史に帛字なし。一本にはあり。式に兩國多明物。並令辨官班給諸司。○自取。類史一本に。自下身字あるは衍なるへし。

四年春正月庚戌朔丙辰。宴海表諸蕃使者於朝堂。賜物各有差。夏閏五月大酺五日。秋八月丁未朔癸丑。天皇親錄囚徒。是日蝦夷隼人並内附。九月丙子朔。天皇御射殿。詔百寮及海表使者射。賜物各有差。

丙辰は七日なり○朝堂は。拾芥抄に入省の一名とせり。こゝはたゞ朝廷と云に同じかるへし○閏。北野本潤に作る○大酺。本に酺を備とあり。寫誤なるへし。安閑紀に酺とあり。故今改む。史記始皇本紀。天下大酺。注觀樂大飲酒也。後漢書明帝紀。永平十五年夏四月庚子。令天下大酺五日。注曰。前書音義曰。漢律。三人已上無故群飲。罰金四兩。今恩詔橫賜。得令聚會飲食五日。酺布也。言天子布恩於天下。などあり。通證に。萬葉集云。酒者官禁制稱。京中閭里不得集宴。但親々一二飲樂聽許。又宜考孝德紀と云り○癸丑。七日なり○蝦夷隼人並内附。蝦夷は出羽陸奥を云。通證に謂東夷西戎也と云るは。よまらばしき説なり。記傳に。畿内に移り住しことを。内附と記されたるか。漢籍に内附と云は。かの國に服ひ附ことなりと云り。蝦夷こそはあれ。隼人には聊かいかゝなる様なれと。鶴峯戊申云。これは隼人を蝦夷に並へてしるされたるにても。襲人の異種たることを推へし。上古の熊襲。この時の隼人なり。これすなはち今來の隼人なるへく。また舊事紀に。襲小橋別命など見えたるは。番上隼人の祖をいへるなりと云り。この事は襲國僞僭考に。つき／＼に云れたる説を考合すへし○射殿。弓場殿

五年甲子

なり。後世是を武德殿といふ。拾芥抄に。武德殿謂之射塲殿。騎射競馬於此所一覽之とあり。

五年春正月甲戌朔己丑。天皇崩于宮。時年若干。冬十一月庚午朔戊寅。葬于河内坂門原陵。

己丑。十六日なり。○宮。訓に據れば離宮なり。これは正寢に對して訓たるなるへけれど。離宮とは思はれず。なほ雄略紀なる崩于大殿とあるに。同じことなるへくおほゆ。○時年若干。大日本史云。本書享年缺。水鏡一代要記皇年代略記。並曰四十一。皇代記歷代皇紀。並曰四十二。未知孰是とあり。なほ神皇正統記には三十九歳とあり。雄略紀に皇大夫人韓媛を納れ給ひし年より。此年まで二十九年になれは。いつれも叶はざるなり。○戊寅。九日なり。○河内坂門原陵。式河内國坂門原陵。磐余薨粟宮御宇清寧天皇。在河内國古市郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸四烟。倭名抄河内國古市郡尺度。河内志に古市郡西浦村。稱曰白髮山陵。傍有圓丘。曰後白髮とあり。陵墓一覽にも西浦村とあり。前皇廟陵記には。或曰今平野山中觀音堂上。大松樹之所生とあり。帝王國年紀。皇年代略記に。此陵の事を。河内國高安郡稚田原陵とあり。誤なるへし。

弘計天皇 顯宗天皇

傍書に清本弘を雄に作とあり。北野本舊事紀も同じ。この事上にも云り。さて記には此御名袁祁之石

顯宗天皇 紀

巢別命とあり。記傳云。石巢別と申す大御名は。此を除て外には見えす。御名義未考得すと云り。○集解に。按後漢第二主。有顯宗孝明皇帝と云り。

弘計天皇。更名來。大兄去來穗別天皇孫也。市邊押磐皇子子也。母曰美媛。美。此云波曳。第。曰市邊押磐皇子。娶。臣女美媛。遂生三男二女。其一曰居夏姫。其二曰億計王。更名島稚子。更名大石尊。其三曰弘計王。更名來目稚子。其四曰飯豐女王。亦名忍海部女王。其五曰橘王。一本以飯豐女王。列叙於億計王之上。蟻臣者葦田宿禰子也。

來目稚子。御名義集解に。按稱來目者。伊與來目部小楯。奉迎而爲皇子。故蓋有。此稱と云へり。さもあらんか。稚子は釋紀に。稚子男子之通稱とあり。古語拾遺に。天照大神育吾勝尊。特甚鐘愛。常懷腋下。稱曰腋子。今俗號稚子。謂和可古とあれども。此説は偏なり。稚子は古の例。多く男子の通稱にいひて。稚き子のみとも定めかたし。訓もワクコと訓む例なり。萬葉三。博通法師往紀伊國。見三穗石室。作歌。皮爲酢寸。久米能若子我。伊座家留。三穗乃石室者。雖見不飽鴨。或曰三穗石室在日高郡。本紀有石室事。須考。下文と通置に云り。されどこれは。此の天皇を指奉れるにばあらし。○皇子子也。秘閣本熱田本北野本中臣本。子中間に之字あり。○美媛。繼體紀に同名あり。波曳は。波曳波由流と活く詞なり。字。典に美草木初生貌とある義なり。さて此下に舊事紀に蟻臣女也。其蟻臣者葦田宿禰子也とあり。葦田宿禰は履中紀に出。○譜第は。系圖の書と云事なり。書名にはあらず。字書。譜布列見。其事也。第次第也。○居夏姫。北野本に姫を

媛とあり。皇祖運録には夏姫とありて。一〇鳥稚子。仁賢紀には諱大脚字鳥郎とあり。郎もワクコと訓へきか〇大石尊。大脚に同じ。何となき稱名か〇飯豊女王。此女王既に履中紀に出て。押磐皇子の御同母妹に。青海皇女。一日飯豊皇女とあるを。つら／＼考るに。この紀の傳は記とは異なるにて。飯豊女王は。かの履中の御子の青海皇女とは異なるなり。此事既に履中紀に云り〇忍海部女王。下に忍海角刺宮に坐々て。自稱忍海飯豊青尊とあり。部は衍なるかことし〇葦田宿禰子也。集解に葦を葉に改めたるはさかしらなり。其よし既に履中紀に云り。

天皇久居邊裔。悉知百姓憂苦。恒見枉屈。若納四體溝隍。布德施惠。政令流行。郵貧養孀。天下親附。穴穗天皇二年十月。天皇父市邊押磐皇子。及帳内佐伯部仲子。於蚊屋野。爲大泊瀬天皇見殺。因埋同穴。於是天皇與億計王。聞父見射。恐懼皆逃亡自匿。帳内日下部連使主。使主。日下部連之名也。使主。此云於瀨。與吾田彦。吾田彦。使主之子也。竊奉天皇與億計王。避難於丹波國余社郡。使主遂改名字。曰田疾來。尙恐見誅。從茲遁入播磨國縮見山石室。而自經死。天皇尙不識使主所之。勸兄億計王。向播磨

國赤石郡。俱改字曰丹波小子。就仕於縮見屯倉首。縮見屯倉首。忍海部造細目也。吾田彦至此不離。固執臣禮。

帳内。雄略紀に出〇日下部連使主。姓氏錄河内皇別に。日下連。阿閉朝臣同祖。大彥命子紐結命之後也。ごありて。右は大彥命の裔なり。また記に沙本毗古王者。日下部連之祖ごあり。姓氏錄山城皇別。日下部宿禰。開化天皇皇子彦坐命之後也。又攝津河内に。日下部連。彦坐命子狹穗彦命之後也。日下部。日下部連同祖。和泉に日下部首。日下部宿禰同祖。彦坐命之後也ごありて。是は彦坐王の裔なり。大彥命の裔難波吉師祖五十狹茅宿禰。安原紀難波吉士日香蚊。雄略紀使主の下に云。こゝなるは彦坐王の方なり。氏族志云。日下部氏云々。蓋初曰日下部君。景行帝時。有日下部君祖大屋田子。從西征。肥前風雄略帝殺市邊押磐皇子也。帳内日下部連使主云々。同時有日下部與謝郡人日下部首祖筒川嶼子。所謂浦島子者也。同時以下。參取釋日。孝德帝時。有穴門國司草壁連醜經。獻白雉。天武十二年日下部連賜宿禰。日本聖武帝時。有日下部連吉島。日下部君大國等。並爲豊後郡領及主帳。東大寺正倉院文書。又有外從五位下日下部使主荒熊。或亦是族也。孝謙帝時。有攝津武庫郡大領日下部宿禰淨方。上總防人日下部使主三中。上總以下。萬葉集。同時河内河内郡人日下部意卑麻呂賜連。尋改宿禰。本紀。清和帝時。播磨飾摩郡人。陰陽大屬日下部利貞。及父正六位下歲直等賜連。編附攝津島上郡。後移貫右京。同時有肥後合志郡擬大領。日下部辰吉。陽成帝時。利貞改賜宿禰。三代實錄。類聚符宣鈔。

光孝帝時。有能登權目。日下部造好長。造姓不知其族。始附于此云々。とあり。さて使主は此人の名なれども。使主は借字にて。播磨風土記に。使主を意美に作れり。名義は別にあるへし。記傳に。使主はもと蕃人の號なり。さるを於瀕は韓語ともきこえされは。此は皇國にて臣の稱を。此使主の訓にも借用られたるにやあらん。さて臣と口語同じけれども。戎人は使主と書る文字を以て。分けられたるなるへし。と云れたるか如く。全く使主は借字にて。名義は臣の義にもあるへし。この注に。使主日下部連之名也とあるも。使主はたゞ借たる字なることをあかせる注なり。○吾田彦の上。本に其子の二字あれども。しかあらんには。吾田彦使主之子也と云注あるへきよしなし。今は秘閣本中臣本北野本信友校本等に。二字无きに據る。吾田は大和國宇智郡地名によりたる名か。通證に分注當刪去とあるは。中々にわろし。さて縮見山石室より。一丁半許隔て。使主の墳と云あり。次に云○避難於丹波云々。日下部氏の丹波に由縁あることは。上なる浦島子も。丹波與謝郡人。日下部首祖筒川嶼子とあり。また氏族志に。日下部氏與但遲麻國造同宗。故其族多居本國。補朝來養父等郡領。後世猶有稱國造。帶衛府官者。子孫蕃衍。有朝倉。磯部。絲井。日下。小泉。三方。高田。輕部。土田。八木。山本。建屋。稻津。石和田。太田垣等族云々とある但馬も。丹波の隣國なればよしあり。今難をこゝに避玉へるも。日下部氏の族などによられしならん。さて記には此時の事を。到山代荊羽井。食御糧之時。面黥老人入來奪其糧。爾其二王言。不借糧。然汝者誰人。答曰。我者山代之猪甘也。など云事もあり。其より丹波國に入まし。余社郡を

經て。丹後國丹波郡今中部に打越まさんとして。其郡なる三重郷に到り坐る。其時を大内時といふ。此時を王藩時と書て。俗説を云るはつたなし。三重村和名抄丹波郷三重ありにて。御身をしはし忍坐し事。丹後舊事記に見えたり。なほ其國人の云傳ふるをきけは。此大内時を下り果たる處に。五十河村と云あり。そこに當昔五十日眞黒人と云る長者あり。此二王子をいたはり奉りて。己か家に隠しおきて。養ひ奉りしとなり。五十河と五十日と字のたかひはあれど。俗に今もいかゞ谷といふと云り。其長者の許につかはれましける時の古事を。下文に。困事於人飼牧牛馬とは記しならん。今は此國にては。五月五日の幟の繪に。牛飼童の牛に乘れるかたをかきて。牛飼様殿と名けて。語傳ふることなん。近き頃まで其習慣ありて。童謡などにも残れりと云り。是は二王子後に都に還坐て。帝位に即玉ひし後に。當昔いましけん時のさまを。慕ひまゐらせて。かゝるものにも御かたを畫かきて。いひ傳ふる事とはなしたりけん。扱其より播磨國には到坐るなり。○田疾來。北野本及舊事紀には。疾を狹に作れり。○遁入播磨國縮見山石室云々。播磨風土記に。美囊郡志深里。於奚袁奚天皇等。所以坐於此土者。汝父市邊天皇命。所煞於近江國摧綿野之時。率日下部連意美。而逃來隱惟村石室。然後意美自知重罪。乘馬等切斷其筋。逐放之。亦持物按等。盡燒廢之。即經死之とあり。蒙塵考に云。縮見谷池野村の東南に。金山といふ山あり。山口より二丁許奥に石室あり。横幅八間深さ四間許にて。其間泉水涌出たり。此泉常は綠色なれども。三四月菜花の盛なる頃は。黃水涌滿て金を鋪けるか如く。いとまはゆかりとぞ。かくて此水の靈なることは。目を洗へは眼



病を治し。風呂に酌取て浴湯すれば。諸病に益あり。早魃の時此水をかへて念佛稱名すれば。雨を降すなどやうの事。さまざまに効驗ありと里人いへり。寺本氏の説に。此石室は所謂縮見石室といへるにて。顯宗仁賢二天皇の。最密に住給ひけるに因て。窟奥の小石殿に。神靈を座せ奉りけるを。八年許以前に。窟口の神社に遷し奉りきといへり。二皇子の此石窟に住給ける由。體なる傳記はなけれど。當昔の有狀げにさもありぬへくやと。案合することあり。次の條に云ふへし。萬葉三に。皮爲酢寸。久米能若子我。伊座家留。三穗乃石室者。雖見不飽鴨。とある久米若子は。書紀に弘計王更名來目稚子云々とあれは。即顯宗天皇の御事なめれど。三穗石室の在所慥ならねは。若くは此石室のことにはあらしかと覺ゆれど。證據なければ猶紀伊國ならんか。兎に角に疑はしき事なり。四に云ふ。此播磨の加東郡に。久米若とあるにはあらしか。いふ所あるは。もしは此皇子の御名に因猶よく探ゆへし。さて又この目下部使主の墳は。即石室より一丁半許北。金山の入口なる小高き處に。二抱許の松ありて。あたり／＼草木生茂りたる所なりと云り。これを寺本伊右衛門は。吾田彦の墓なるやうにも云ひしかと。吾田彦は至レ此不離固執三臣禮とあれは。二皇子の都より丹波路を経て。播磨に逃匿れ給ひける間も。密にいと嚴重に守護奉りて。遂には都路の御供にも。仕奉りけむと思えたれば。此墓は使主のなること疑なし。かくて使主の死は。恐見誅とあれど。其實はいかゞありけむ。萩原廣道云。使主吾田彦父子は。世に比類なき忠勇の人と聞えたるに。誅を恐れて自經たることは。いといどいふかしき事ともなり。よしや追捕の沙汰嚴重なりとも。播磨あたりにて。既に二皇子さへ隠居給

ふほどならば。此人の隠れあらんにも。なてふ事かあらん。されはこれはかの主に代りて死して。穿鑿の痕を絶たる謀計なるべし。さらは二皇子に准ひたる人をも作りしか。さはあらずとも。此人の死したるにて。蹤を絶たるよし有しにやといへる。事情さも有へし。但し既に二皇子さへ隠居たまふほどなるからはといへるは。いかゞなり。さるは二皇子の播磨路に遁匿れ給ひしは。使主の死後にて。天皇尙不レ識<sub>レ</sub>使主所<sub>レ</sub>之云々とあるをおもふに。使主の行方を懸慕ひて。遂に細目か家に至りまじける趣なればなり。かくて二皇子は。使主の蹤を懸慕ひつゝ。處々に徘徊ひ給ひ。つひに此石室にて自經死ける由。聞知しめして。さて細目か家に仕へ居給ひけむと覺えたれば。寺本氏の傳説の如く。此石室の内に。暫時か間は潜居給ひけんも知かたし。今池野村の内にて。東の方を大シハと稱ふるは。もしは仁賢天皇の又名大石尊と申すに。所由あるにはあらしか。さて又顯宗天皇紀に。或本云。弘計天皇之宮有二所焉。一宮於少郊。二宮於池野。とある池野は。縮見谷池野村なるへし。其蹟所はさたかならねど。谷はかの御車寄と稱ふる處にやあらむとおほゆるなり。されあたりを大シハといふは。大石尊の所縁にはあらて。押磐皇子の御子なる由。顯れ座けるに由て。其宮所のあたりを。押磐と申しけるにもやあらむ。また仁賢天皇紀に。或本云。億計天皇之宮有二所焉。一宮於川村。二宮於縮見高野。其殿柱至今未レ朽。とある縮見高野は。慥にはさため難けれど。これも縮見谷高男寺村のあたりにやと覺ゆ。さるは高野と池野とは。相對へたる名にて。高き野なる故に高野と云ひ。池ある野なるに由て。池野と稱しなるへし。さてかく論おきて。同紀に悉發<sub>レ</sub>郡民。造<sub>レ</sub>宮。不<sub>レ</sub>日權奉<sub>レ</sub>安置。とある文を案へは。其造れりし宮は。正しく此高野池野の二宮なること。うつな

くおほえたり。古事記にも集人民之作假宮一座置其假宮と見えたり。と云へり。されど此宮ごもの事は。播磨風土記にも見えて。其本紀の下に引たる如く。天皇の此時に坐し宮には非ず。なほそこに云へし。こゝには尙恐見れ誅とあるを。自知重罪とあるは。聊意異なるかこごくなれと。其身のかにかくに免れ難きを知れるよし。の文なるへし。○丹波小子とは。丹波の者なりと。人に偽り知らせんか爲に。稱呼を改めたまへるなり。通證に是使人稱呼之號故曰字とあり。○就仕云々。風土記の右のつゞきに。爾二人子等。隱於彼此。迷於東西。仍志深村首伊等尾之家所役也とあり。記云。隱身役於馬甘牛甘也とあり。下文に困事於人。飼牧牛馬云々。○注縮見屯倉首云々。十二字は後人の攪入なるへし。集解には削去れり。○赤石郡。集解に卜定之國郡也と云り。

白髮天皇二年冬十一月。播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯於赤石郡親辨新嘗供物。一云。巡行郡縣。收斂田租也。適會縮見屯倉首縱賞新室。以夜繼晝。爾乃天皇謂兄億計王曰。避亂於斯。年踰數紀。顯名著貴。方屬今宵。億計王惻然歎曰。其自導揚見害。孰與全身免厄也歟。天皇曰。吾是去來穗別天皇之孫。而困事於人。飼牧牛馬。豈若顯名被害也歟。

遂與億計王相抱涕泣。不能自禁。億計王曰。然則非弟。誰能激揚大節。可以顯著。天皇固辭曰。僕不才。豈敢宣揚德業。億計王曰。弟英才賢德。爰無以過。如是相讓再三。而果使天皇自許稱述。俱就室外。居乎下風。屯倉首命居竈傍左右秉燭。夜深酒酣。次第舞訖。屯倉首謂小楯曰。僕見此秉燭者。貴人而賤己。先人而後己。恭敬擗節。退讓以明禮。擗猶趨也。相從也。止也。可謂君子。於是小楯撫絃。命秉燭者曰起舞。於是兄弟相讓。久而不起。小楯噴之曰。何爲太遲。速起舞之。億計王起舞既了。

辨新嘗供物。運證に。蓋是悠紀主基卜定之國郡。而供物專指拔穗也と云り。さることながら。供物とあれは拔穗のみにも限らず。並へてにわたりて云へること。廣く見るへし。○一云。巡行郡縣云々。田租を收斂することの文。始めて見えたり。田租の委しきことは孝德紀に云へし。さて此一云十一字。北野本にはなし。風土記云。針間國之山門領所遣。山部連小楯云々。山門は未詳。○縱賞新室。記景行段に。熊襲か宅にて。言動爲御室樂。設備食物とあり。これも御は新の誤にて。新室樂なりと記傳に

云れたり。風土記云。因伊等尾新室之宴。而二子等令燭。導揚。釋紀古本及舊事紀に導を導とあり。昔書に導揚ともあり。○困事の訓。神武紀景行紀等に見えたり。○被害。政事要略二十六に引るには。害を致とあり。○顯著。政事要略に引るには。此下に乎字あり。○爰無以過。通證云。言他人無以過之也。舊事紀此下有三人字とあり。中臣本にもあり。○果使。中臣本下部本には使を便とあり。○下風。允恭紀に座長をクラカミと訓り。こゝは座後の義なり。○左右秉燭。風土記云。二子等令燭。記云。燒火少子二口居。竈傍。○夜深。信友校本及舊事紀。夜上時字あり。○恭敬樽節。樽を本に樽に誤れり。さて此のあたり。禮記の曲禮。また坊記等の辭を其まよに用たり。○注に樽猶趨也云々八字。私記攪入なり。されど政事要略に引るにも此注あれば。古くよりありしなりけり。○曰起。熱田本曰字なし。○兄弟相讓云々。記云。令儻。其少子等。爾其一少子曰。汝兄先儻。其兄亦曰。汝弟先儻。如此相讓之時。其會人等。喚。其相讓之狀云々。風土記云。令舉。誅辭。爾兄弟各相讓。

天皇次起。自整衣帶。爲室壽。曰。築立稚室葛根。築立柱者。此家長御心之鎮也。取擧棟梁者。此家長御心之林也。取置椽椽者。此家長御心之齊也。取置蘆葦者。此家長御心之平也。取結繩葛者。此家長御壽之堅也。取葺草葉者。此家長御富之餘也。出雲者新墾。新墾之

十握稻之穗。於淺甕釀酒。美飲喫哉。美飲喫哉。此云于魔羅。備鳥野羅甫履柯佞也。吾子等。子者男子之通稱也。

脚日本此傍山。牡鹿之角。牡鹿。此云。舉而。吾儂者。旨酒餌香市。不以直買。

手掌。慘亮。手掌。慘亮。此云。拍上賜。吾常世等。

爲室壽。通證云。新室上壽也。式大殿祭。此云。於保登能保加此。加比反伎。樂詠始見。今按是壽辭也。凡延喜式所載祝詞之文體。皆正此意而。神世既有之。古事記なる出雲國の多藝志之小濱に。天之御舍を造りし時の。櫛八玉神の禱詞を引れたるは。さることなり。○築立稚室葛根。古事記に久々紀若室葛根神と申す坐り。神代よりの雅語なりけり。記傳云。若室は書紀に宮を美て。日之少宮と云る少と同一。室をも美稱へて若と云るなり。そは美豆垣の美豆と同意なり。葛根は都那泥と訓へし。葛は綱なり。其由はまつ師の冠辭考に。古は都奴と都那と都多と通はし云り。故に都奴佐波布伊波と云は。蘿這石なり。石綱乃又變。若とよめるは。石蘿のはひ別ては。又はひ返る意のつゝきなりとあり。さて今思ふに。物を結縛く綱にも。古は多く葛藤の類を用し故に。都那とは云なり。然れば綱も本は蘿と同じければ。葛とは書るなり。さて築立稚室葛根云々とあるは。此と全同し。又大殿祭詞に。此乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根云々。注に古語。番繩之類。謂之綱根と見え。また此室壽に。取結繩葛者。此家長御壽之堅也。などもあるは。凡ていこゝ上代の家造は。いつこをも。

繩葛を以結固めしものなり。故宮室を賀にも。先右の如く葛根を云たり。と云れたるか如し。さて根とは。土に附て長く延び廣くする者なるに依て云。ある人葛根の根は添たるのみなりと云り。久老解に。葛根の根はさ結目を云りとあるはいかも。葛根を以結ふより結目と云るなり。てこゝにまつ築立稚室葛根と云置て。次々に柱楹。椽椽。蘆蘆。繩葛。草葉を云は。稚室葛根は神の御名ともなりて。家屋の總名の如くなれば。まつ其總名を擧て。其家屋につきたる柱椽などを。云出ん料の序言なり○柱。集解に古本に據て楹字を補ひたり。訓は二字にても同じ○家長御心之鎮也。解云。家長は家主を云。築立る柱の動なきを。心の鎮と賀給へりと云り。萬葉二。眞木柱。太心者。有之香杼。此吾心。鎮目金津毛○取擧棟梁者。此家長之御心之林也。通證に。倭名抄棟和名无禰。梁和名字都波利。蓋岑木也。全張也とあり。解云。二字合せて宇都波利とよむへし。梁の高く繁きもて。心の高く智の多を賀玉へり。林は繁意に用と云り。或説に。林は令榮にて。棟梁の組重れるは。樹枝を交せるなして。榮えたる状か。戸主の心なりとそ。萬十六。吾伎毛母。御奈麻須波夜之。吾美義波。御鹽乃波夜之とあるも。令榮なりと云り。また重胤云。林と譬祝き玉へる意は。出雲風土記。意宇郡拜志郷條。所造三天下大神云々。此處樹林茂盛。爾時詔言。吾御心之波夜志詔。故云林とある如く。物の茂く盛なるを林といふか。棟梁は柱桁などの如く。茂くある物に非ず。譬は物の樞紐の如く。結めたる處なり。然れば茂く盛に立列ねたる柱。縦横に懸度したる桁等。都ての樞紐と成れる處なるを以て。御心之林とは祝玉へるにて。御心之林とは。博く宇宙の物事を智識て。心の榮と爲す義なり。和名抄説文云。平地有露木。曰レ林。和名八也之と見たり。林野

の林も。心の林も同様の言なり。と云り。この説はすこしむつかし。考ふへし○取置椽棟者。此家長御心之齊也。通證に。倭名抄兼名苑云。椽一名椽。和名太流岐。漢語抄云波閉岐。蓋垂木也。延木也とあり。或説に。垂木一名延木。長短の差なく。等く並延て齊ひたるが。戸主の心なりとそと云り。解云。椽棟二字太流岐とよむへし。椽を取ならへて。それに蘆蘆をむすひつくる故。心之齊ひと賀玉へりと云へり○取置蘆蘆者。此家長御心之平也。蘆蘆は倭名抄漢語抄云。椽。瓦乃衣都利。萱屋葺屋などを葺下地なり。故に蘆蘆の字を用ひ。また椽板とて。板をも用る事なり。或説にエツリは俗に壁下と云り。壁心をも云て。何れも高低なく平かなるか。戸主の心なりとそと云り。通證に。文永遷宮記曰。内御厩雖挿椽。依萱之未到不葺之。建久遷宮記曰。正殿葺萱朽損。江津利露顯。蓋枝釣之義。屋根實垣也。詩幽風八月荏葦。集韻蘆同蘆。蓋古者用蘆荏爲椽也。内匠寮式蓋下椽料。川竹十株。今亦有此稱とあり。解云。吾郷にてナゴと稱もの是なり。彼椽へ横にゆひつけて。家ばらを齊るか故に。心之平なりと賀玉へりと云り○注に蘆音之潤反とあるは。私記の攙入なるへし。水戸本云。釋日本紀引和名抄唐韻蘆故官切葦也。今按蘆即鶴字。此之潤反未詳。蘆蘆之蘆當作蘆。荏故官切葦也。と云るはさる事ながら。蘆荏別字なりと見られたるはなほ非なり○取結繩葛云々御壽之堅也。繩葛は上なる葛根に同じ。こゝもツナ子と訓へし。大殿祭祝詞に。引結弊魯葛目能緩比云々。解云。上の葛根なり。千尋の栲繩以て結固めたるを。御壽のかためと賀たまへりとあり○取葺草葉者云々御富之餘也。大殿祭祝詞に。取葺計魯草乃噪岐無久とあり。

解云。葦草の檐下まで葺あまれるを。御富のあまりと賀玉へりと云り。重胤云。祝詞に天之血垂と云事ある。其は茅垂にて。茅を以て屋を葺下すにて。謂ゆる逆葺と云事の反を云なり。茅は茅草なり。室御詞なるも。草葉を葺出し出す事。御富。さて富とは。古は多く屋造に云之餘也と宣へるなれば。其葺垂したる状を以て。何と云は天乃血垂と云はれざらんと云へり。

後に云るとは異なるよし。神代紀大富道尊の下に委く云り。或人云。富は昔編にて。上代昔を屋に。こゝに考合すへし。○出雲者新聖。釋記に。師説出雲者良田之名。言新聖之良田。多稔如雲出也。契冲云。出雲

諭三稻穂之嚮起也。今按所謂稻葉之雲也とあり。解云。この出雲は國名にあらず。立出る雲の即てはひこる意にて。新聖の聖に冠せたる發語なりと云り。今按になほ此は國名なるへし。さるは新聖の地は。國々にいと多けれと。常陸國の郡名など。いと古くより見えたり。

出雲國は。神代に國引坐る大神。八束水臣津野命。四方の國の餘有處を屠り取て。引寄來て。縫着玉へる四郡の地は。新聖のあるか中にも勝れたる地にしあれは。新聖の最名高き國なりしなりけらし。故まつ新聖を云むとの發語に。出雲者と云出給ひしなるへく。これ當時の語なりしなりけり。次文に倭者彼々茅原と云。播磨風土記なる此時の御言に。淡海者水淳國。倭者青垣ヘヨツヤマトクニヤマトヘアツカキなどあるも。みな其國に名高き所を云出んかための發語の例なり。重胤云。出雲の下心得れば。出雲神の新聖爲玉ひし。其新聖田の十握稻を以。壽玉へ。なほ次に云。さて此新聖は。次の新聖を云出ん料のりし趣も。吾明らかに聞ゆるものなりと云れたるは。信られず。

これも發語なり。こゝに或人云。出雲は播磨國防府郡にある地名なり。其は同國風土記に。防府郡防和里。所以稱。防府御宅。者。大。雀天皇御世。遣。人喚。意。後。出雲伯耆因幡但馬五國造等。是時五國造。即以。召。使。爲。水手。而向。京。之。以。此。爲。即。退。於。播磨國。令。作。田也。此時所作之田。號。賣。伎。田。出雲田。伯耆田。因幡田。但馬田。即。彼。田。稻。收。納。之。御。宅。即。號。防。府。御。宅。又。云。實。和。良。久。三。宅。と。あり。出。雲。者。新。聖。と。つ。く。意。なり。按。此。御。宅。を。知。ゆ。る。に。忍。海。部。造。細。目。を。上。に。屯。倉。首。と。は。記。せ。り。然。る。に。明。石。郡。より。防。府。郡。は。隔。たる。地。な。れ。と。由。あり。て。明。石。郡。に。家。作。けん。新。聖。は。其。地。を。聖。開。して。田。と。○新聖之十握稻之穂。熱田本中臣本北せしを云れば。出雲國造か開發せしにやと云り。この説も由ありけなり。なほ考へし。

野本。之穂二字なし。この新聖は。十握稻を云んとての序に置るにて。即ち新聖田に作れる稻を云。神代紀に。其秋垂穎八握莫々然甚快也とあり。志禰は伊禰に同じ。倭名抄に杭米和名字流之禰。新猿樂記に熊米訓久末之禰。祝詞に和稻荒稻などなほ多し。解云。十握稻とは稻穂の長きを云。その稻以て醸る酒と稱へ給へりと云り。○於淺甕釀酒。倭名抄器皿部淺甕。日本紀私記云。淺甕。佐良。本朝式云。甕。和。上。同。今。按。所。出。未。詳。○淺甕。見。顯。宗。即。位。前。紀。廣。本。日。本。紀。私。記。作。辨。色。立。成。一。器。非。按。佐。良。介。者。阿。佐。良。介。之。省。淺。甕。之。義。其。助。語。遍。見。延。喜。四。時。祭。時。祭。齋。宮。祭。大。嘗。祭。圖。書。祭。主。前。祭。大。膳。職。主。殿。祭。內。膳。司。造。酒。司。主。水。司。等。式。又。見。儀。式。太。神。宮。儀。式。帳。法。隆。寺。寶。財。と。あり。解。云。今。按。佐。良。は。淺。の。畧。語。計。は。美。加。の。加。に。同。く。器。に。て。則。甕。を。云。なる。へ。し。と。云。り。

○美飲喫哉。于魔羅邏。應神紀に出。可美らなり。羅は助辭なり。烏野羅甫屢は。記傳に如何に云るにか心得ぬ言なりと云り。飲遣の義と云る説も信ひかたし。喫字に付て義を知るの外なし。柯佞也。哉を後に加奈と云れば。それと同じかるへし。也は添たる辭なり。又按通證に音注也字衍と云り。集解にも。解云。也は古本になしといへりとあり。○吾子等。通證云。萬葉集吾子訓。阿古。此訓。子爲。比古比登。蓋彦人也。猶言諸君子也と云れたるはさることなれど。なほこゝはアコと訓へし。解云。屯倉首を始め。そこに集へる人々をさして云なり。○注に子者男子

之通稱也。とあるは衍なるへし。集解には削れり。○脚日本此傍山。萬葉十六に。足引乃。此片山爾。二立。伊智比何本爾。○牡鹿之角舉而吾儂者。釋紀に牡鹿之云々は。兼方案之。喻。于吾儂之姿也とあり。解云。左右の手をさくけて。儂玉ふさまを。さをしかの角をさくけたるに儂玉へりと云り。或説に。舉。而。は。盃。を。舉。て。なり。

其は釀酒を云。次に旨酒とあるにて了解すへし。記上巻取。○旨酒餌香市。釋紀私記曰。師說高麗人來住餌香市。釀大御酒邊。立依指舉而。と云れたれど。信かたき解なり。住吉社神代記云。帶須比女乃命。住吉大神船坐奉豆。辛國仁渡坐豆。方定形退。鎮給。辛島惠我須々己里平召且。即還行幸云々。これをいふと見えたり。 名物

旨酒。時人競以高價買飲。故云とあり。編給。辛島惠我須々己里平召且。即還行幸云々。これをいふと見えたり。

を以て處の名に冠らせたるは。旨酒三輪。旨酒神南備山。などの例なり。さて餌香市は河内國古市郡にあり。古名高き市なり。續紀神護景雲三年に。權任會賀市司などあり。なほ雄略紀十二年に云り。この餌香を。播磨國飾摩郡なる英賀ならんと云る説はわろし。○不以直買。通證に不費直不足惜也。と云れたるはいかゞ。解に十握稻を淺甕に醸る酒なれば。市に賣る酒ならずと稱玉へり。と云るか如く。手作の酒を賞めて。價以て買ふことならぬ美酒なり。と云る義なるへし。守部は直以テカハストモと訓り。それは釋紀に以テ直雖不買之。彼旨酒造々也。とあるに依られたる。

○手掌慘亮。慘本に摻に作る。集解に據て改む。注も同じ。文選注に慘亮聲清徹貌とあり。手掌は已に云。解云。慘寥は仁德紀に寥亮をサヤカナリと訓たり。慘寥音通へは。さやかなる意なり。さるを那羅々といへるは。いかなる意にや。鳴らにて。下の羅は助辭か。或説に。嗚々にて音あるふくに聲をする多。ならず屬と云。意なりと聞ゆ。屬にてあると同義なりと云り。されどなほ。

今本訓點やららとあり。那と耶と字畫の似たれば誤れるにや。耶羅々は和らなるへし。さてこのことは。寥亮に手を打と云意にて。下の拍上を云ん料の序なりとあり。按に那は誤にて。耶なること此説の如し。次に云。○注手掌云々此云陀那則舉謀耶羅々備。本に耶を那とあり。今中臣本北野本考本通證一本に據る。○拍上賜。釋紀に兼方案之。拍上賜者。飲酒之儀也とあり。即宴の古言にて。後の物語などにも見えたり。うたけは。うちあ。けの略語なり。

○吾常世等。釋に常世等者。皆人壽考之儀

也と云り。解云。常世とは常かはらぬ意。上に吾子等と詔へる人々を。今は常世等とほき給へるなり。萬葉三に。白雪仕物。往來乍。益及常世。とあるもこれなり。

壽畢乃赴節歌曰。伊儼武斯廬。笱簸沂比野儼擬。寐逗愈凱麼。儼弭企於己陀智。曾能泥播宇世儒。小楯謂之曰。可憐。願復聞之。天皇遂作殊儼。殊儼。古謂之立出儼。立出此云陀。誥之曰。倭者彼彼茅原。淺茅原。弟日僕是也。豆。儼狀者。乍起乍居而儼之。

小楯由是深奇異焉。更使唱之。天皇誥之曰。石上振之神楹。楹。此云。伐本截末。此云。謀登。岐利須衛於茲婆羅比。於市邊宮治天下。天萬國萬押磐尊御裔僕是也。

壽畢。釋紀云。凡此儼之御辭者。先寄于新室。稱讚主人。次以直雖不買之。彼旨酒湛々也。衆人飲醉。呼萬歲之意歎と云り。大凡は此意にてかなへり。○赴節。本に赴を起に作れり。信友校本に一本作赴とあり。今はそれに據て改む。集解にも。改めたり。 通證に。江次第久米儼以琴爲節。爾雅和樂謂之節。或人說起當作赴。晉書樂志。赴節如發機。陸機文賦。猶舞者赴節以投袂。歌者應絃而遺聲。とあり。訓コトノヲリ古言か未詳。○伊儼武斯廬は。釋紀に稻席也。私記曰。師說稻之被推于水。折臥之形似敷

レ席。故云ニ稻席。通證云。謂ニ以ニ藁織者。萬葉集云。玉戈之通行疲。伊奈武思侶。敷而毛君乎。將見因母  
 鳴。其屬ニ乎次句一者。以ニ柳枝靡レ水之狀。譬ニ之稻席一也。新古今集云。嵐吹。岸乃柳乃稻筵。折敷浪爾。任  
 豆曾見流。一説萬葉集云。伊奈宇之呂。河向立。然則此爲ニ河之枕詞。云云。れと信かたし。荷田翁云。寢席  
 皮と云を川に云かけたりと云り。皮とは敷皮を云。また守部云。寢席智箆と係たるは。交すとかくれ  
 るなり。交すは。夫婦寢席を今俗に比翼加座と云物の狀に。刺合せて用しを云。さる故に床の筵を。常に多く狭筵とよ  
 めり。佐牟斯呂は刺席の義にて。幅三尺の筵を。二枚縫合せたるを云り。然か爲たる。古き繪巻物の御  
 座によく見ゆめり。又古畫の中にはたゞ……如此なるもあり。萬十一に。いなむしろじきても君を見  
 むよしもかもと續けたるもあれば。疊の上に敷用ゐしなるへしと云り。これはなほ考へし○智箆沂比  
 野難擬。河傍柳なり○寐逗愈凱麼。水行者なり○難弭企於己陀智。靡起立なり○曾能泥播宇世儒。其根  
 者不亡也。守部云。一首の意は。河副柳の。水の高き時は其水に浸漬りて。しはし靡伏とも。水行て干る  
 時は。又起立て其根の流れ失ざる如く。吾等も世の亂に逢て。暫伏隠れ居たれども。又如此治世になる  
 を待て。皇胤は失ひはてすと云り○可恰。面白なり。古語拾遺に面皆明白とあるは。言の本な  
 れども。こゝは常云言の意なり。或人云。おもしろしとは。惣て物に感ず  
 る意なるを。後に風流にのみ云居たり。北野本に可を何とあり○殊儻。通證に。  
 字書殊異也別也とあれと。更に解しかたし。また或曰殊當作レ侏。新猿樂記有ニ侏儒儻とあれとも。本考  
 にも。殊一作  
 侏とあり。侏儒舞も此に由なし。また或曰當作レ蹴。字書蹴鳥跳行貌。左傳童謠鸛鶴蹴々とあり。蓋井本殊  
 作レ蹴と。

集解にも。まつは此字などなるへし。されどたしかには定めかたし。さて其狀は。こゝの注にも引きた  
 云へり。釋紀養老私記曰。舞狀者。乍立乍居而舞。今東舞是也とあるか如く。立つと舞居つとも舞か故に。  
 其一を取て陀豆々儻とは名けたるか。また注に立出儻ともあれば。陀知伊傳の切にて。陀豆々とは云  
 へるか。この二のうちなるへし。さて立つと居つと舞さま。かの鳥の跳行か如きさまなるより。蹴字を  
 充て書れたるものなるへし。東舞のことは。通證に。今按東舞歌章見ニ朝野群載。所謂東遊求子其實則一  
 也。東舞以下神女降ニ於有度濱ニ之故事と名之とあり○注殊儻此云陀豆豆。此注本は亂れたり。もとはかく  
 ありて。その下に養老私記の文を。古謂ニ之立出儻立出儻狀者。乍起乍居而儻之と後人の加へたりし  
 を。注の間に混れ入りしなるへし。集解にこれを私記の攪入として削られたるは。さることなれとも。  
 訓注の七字をさへ除かれたるはいかゞなり。さては殊舞の訓も知られずなりぬへし○語之。訓によら  
 は語は詰の誤なるへし。されど記傳にコトアケシタマハクと訓り。さらは本のまゝにてもありぬへし  
 ○倭者彼々茅原。倭は大和國にて。彼々茅原は。崇神紀なる笠縫邑。また神淺茅原の地にて。城上下郡  
 の内と通えたり。通證に。今按舊事記。笠縫等祖。天津麻占。曾々笠縫等祖。天津赤麻良。笠縫部等祖。天會  
 蘇。顯宗紀倭者彼々茅原淺茅原。同紀歌。阿佐賦嚴羅。鳴贈禰鳴須擬。神樂歌。殖槻也。田中乃杜也。杜  
 也。豆布。笠乃淺茅原爾云々。今城上郡笠村。上方爲ニ笠山。其野曰ニ淺茅原。笠村有ニ神祠。疑笠縫邑近レ之。  
 又三輪村邊有ニ茅原村とあり。同書にまた高市郡尾曾村亦有淺茅原。此顯宗紀歌所レ詠  
 之地。而所謂曾々笠縫笠謂レ此也とあり。此は誤なるへし。此等の内なるへし。なほ崇

神紀に云へる説あり。見合すへし。かくて此句は。次なる淺茅原を云はん料の枕詞に置るなり。○淺茅原弟日僕。守部か淺茅原之と訓るに従へし。淺茅原より弟日とつゝきたる意は詳ならねと。肥前風土記に。松浦郡瀨振峯條に。大伴狹手彦連發船渡任那之日。弟日姫子登此。用瀨振招。因名瀨振峰云々。ありて。其後蛇か人に化りての詞に。志努波羅能。意登比賣能古袁。佐比登由母。爲瀨互牟志太夜。伊幣爾久太佐牟也。于時弟日姫子之從女。走告親族。發衆昇而看之。蛇并弟日姫子。並亡不存云々。云事あり。弟日は美稱なり。集解に。弟日即弟。蓋古語日古日賣日。猶謂弟彦也。云るか如し。此或説に。兄弟の事をおとひと云事。萬葉一にあり。後世にはおとひとひと云るは非なり。兄弟の事を於止々比と云る事は。甚く後世の語にこそあれ。古くさる言見えず。萬葉なるも。應寧三年難波宮に行幸の時。長皇子の御歌に。霞打。安良禮松原。住吉之。弟日姫與。見禮常不飽香聞とありて。住吉の松原と。弟日姫と相並へて云るにこそあれ。兄弟の女を云る事にあらず。右の肥前風土記なるも。狹手彦か遇ひし一人の女にこそあれ。兄弟にあらぬを見しるへし。さてことは二皇子なれば。なほ御兄弟を。弟日僕と宣へるか如くなれど。なほ然らず。こゝは御名告し給ふ。弘計王御自の。さて淺茅原之とつゝきたるは。風土記に志努波羅能とつゝけるさま。同じ御事を。弟日僕と宣へるまてなり。きにつきて考るに。茅また篠の稚くみつゝしきに喩て。美稱云言か。若草の嬌。努愛草の女なご同しきにや。集解に。言大和弟彦也と云れたるはあらし。また思ふに。淺茅原は人しらぬ田舎に生立給ふよしの喩へか。物語文に。葎の中に生出玉ふなど。同じ詞にやあらん。篠原の喩も同じ。されどなほ前の意の方か。なほよく考へし。僕をヤツコラマと訓る。仁徳紀に臣を訓る處に云り。記には市邊之押齒王之奴末とあり。此紀の文にては。御末の事は後に廻らして。御裔是也と云方に云り。御詞を二段に調へ玉ふなり。さてヤツコと云事は。君上に對して臣下の事をもいへど。其本は臣下のみの稱にあらず。長上より其下の者を親しみて云言にて。屋之子と云義にて。後之家之子。或は家わらばなと云に同じ。即こゝなるも其にて。押齒王之親しみ玉ふ所の御裔とのた

まへるなり。萬葉十八大伴池主歌に。多々佐爾毛。可爾母。與己佐母。夜都故等會。安禮波安利家流。奴之能等能度爾と訓る。これ臣下の心にあらず。親しみ云る心を以てよめるなり。さてそれより轉じて。卑しき人の稱とも成れる。それは後の稱なり。然るに記傳云。奴は押齒王之御末なりと云意なるを。如此詔へるは御詞のに非れども。今は現に志自牟か奴にて坐か故に。奴と詔へるなり。書紀に僕と書れたるも。漢文に卑下りて云意として。古意にあらず。卑下りて僕など云は。漢國のことなり。皇國には古にはさることなし。殊に王たちはさらなりと云れたるは聊たかへり。かくて此紀に裔。記に御末と詔へるは。記傳に。直に御子なるを。御子とは詔はて。末とも大らかに詔ふなるへしと云り。○石上振之神榎。榎本に榎とあり。今熱田本及集解に據る。注も同じ。萬葉集に石上振之神杉。神左備而。式大和國山邊郡石上坐布留御魂神社。解云。この所の神杉をしも。取出てかく詔へるは。履中天皇の始石上神宮に入おはしまし事あれは。さるよしにてや取出玉ひけん。又は父尊の磐坂市邊などいふ地や。石上のうちにありけん。故かくのたまへるかと云り。按に此説信かたし。これはたゞ次なる榎の本末を云はんための序に。名高き神榎を取出玉ひしものなるへし。○伐本截末。通證に。釋曰營宮之義。今按是用中也。中臣祓云。天津金木乎。本打伐豆。大殿祭祝詞云。奥山乃大峽小峽爾立留木乎。齋部能齋斧乎以伐採豆。本末乎波。山神爾祭氏。中間乎持出來底と云り。本のまゝにて解は。いかにも宮造りの事のことく聞えたり。集解にも。按將謂宮故。謂其經營之材及匠作と云り。されど造營のことを云はすして。直に於市邊宮云々とは。いかに古文ならんからに。辭足はぬ心地す。故つらく考ふるに。古語に如嚴戈



採中と云喩の如く。時の帝皇を助け奉りて。天下をよく治め玉ひし事を。神槁の本を伐り末をオレハツ截セツひて。御中取持ち。政を補け奉りしを。かくは宣へるにはあらざるか。記には此時の御詠言に。山三尾之竹矣。モトカキナリ本ノの字記傳スエシナヒカス末押オシ麿マシ魚イサ養ヤウ。如調ニ八絃琴ハツツツ所治ニ賜天下ニ伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王オシハシとありて。直に履中天皇の御事と爲り。さて記の文は。竹を以て八絃琴を作りたるか如くに聞ゆれと然らず。此を記傳に解て。書紀に石上振之神槁云々治天下。とあると合せて念ふに。この竹矣云々も一の譬にて。次なる如調ニ八絃琴ハツツツとは別事なるへし。譬をいくつも重ねて云る例。大祓詞には。科戸之風乃云々。朝之御霧云々。大津邊爾居云々。彼方之繁木本乎云々。四重ねても云りと云れたる。さることにて。山御尾の竹を。本詞岐末押麿魚養とあるか。このの伐本截末とあると。同じ一の譬なるへくおもはるゝなり。故におのれは石上振には。更に意あるにはあらず。山御尾之竹とある如く。たゞ名所の槁を取出しのみなるへしとは。上に云るなり。されど右は試に云るのみなり。なほよく考へしと云り○於市邊宮治天下は。集解に按非ニ即位之義ニ輔政而治天下ニ也。と云れたるか如し。ある人は儲君に坐々しなるへしと云り。記には所治ニ賜天下ニ伊邪本和氣天皇之御子。市邊之云々とありて。市邊宮と云事なければ。伊邪本和氣天皇へ係れるか如くなれど。此紀と同く。所治賜は押齒王にかけて見るべし。市邊宮云々は通稱なるへしと。或人云り。記傳云。抑押齒王を如此申し給へる故は。青柳種麻呂か云。雄略紀に。此皇子を殺奉賜はむことを。謀賜ふ前に云。天皇恨ニ穴穗天皇曾欲ニ以ニ市邊押齒皇子ニ傳ニ國ニ而遙付ニ囑

後事とあるを以見れば。穴穗天皇の御世より。此皇子に御位は傳へ玉はむの御定なりし故に。彼天皇崩坐ては。群臣百官皆此皇子に屬て。雄略天皇に殺され玉ふまでは。此皇子天下の政所聞看つらむと云り。是信に然そありけむ。穴穗天皇殺られて後亂事ありて。此皇子の雄略天皇に殺され玉へるまでは。やゝ程を経たりとおほしければ。其間は此皇子を。市邊宮にして天下は所知看てありけむ。然るを雄略天皇に恨みられ玉ひて。殺され坐て。遂に雄略天皇の御世になりぬる故に。此王の暫く天下治めしこととは。世にも傳へすなりぬるなるへしと云れたり○天萬國萬は。美稱を加へて稱奉りたるなり。天足國足など云かことし。解云。天地に足らひて政をとり玉ふといふ意とあり○御裔。記に奴末とあり。この事上に云り。訓○アナヌエは。欽明紀に跌蓐をも訓り。下に引播磨風土記には。御足末とあり。言義はアナヌエは。風土記の字の意なるへし。子孫を足末と云は。なほ足跡と云か如くなるへし。祖先は我が首なるに對へて。子孫を後とは云なるへし。さて此までの御詠言。記には兄儼訖。次弟將儼時。爲詠曰。物部之我夫子之。取佩於大刀之手上。丹畫著。其緒者載赤幡。立立赤幡。見者五十隱。山三尾之竹矣。本詞岐末押麿魚養。如調ニ八絃琴ハツツツ所治ニ賜天下ニ伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之奴末とあり。此文の解は記傳に詳かなり。また播磨風土記。美囊郡志深里條に。弟立詠。本に誅とあり。其辭曰。多良知志。吉備。鐵使ニ蓋持ニ如ニ田打ニ手拍子等。吾將爲儼。又詠其辭曰。淡海者水漏。淨なる。國。倭者青垣。青垣。山投座。市邊之天皇。御足末奴津良麻者。津の下方字を説とあり。今此文の解を一二いばる。上なる御詠言の多良知志は。吉備の枕詞なるへし。其義は未詳

ならぬ。要田駕か。按感神紀阿羅知之吉備云々。據此蓋冠辭云云。さることなり。この事既に神紀に云り。阿多多と何れか誤あるへし。如田打は手拍と云ん序に云りしものなるへし。淡路者水津國は。こゝにつきなまきか如し。故考るに。此は水と山とを以て語をあやなむしにて。青垣山投と云んて。湖水の冷れるを云出て。さて淡路者徳者と言ひ出た。るにて。云もて行けは是も序なり。かくよしなき言どもを並へ出たるが。古風なるへし。

小楯大驚離席。悵然再拜。承事供給。率屬欽伏。於是悉發郡民。造宮。不日權奉安置。乃詣京都。求迎二王。白髮天皇聞憲。咨歎曰。朕無子也。可。以爲嗣。與大臣大連。定策禁中。仍使播磨國司來目部小楯持節。將左右舍人。至赤石奉迎。白髮天皇三年春正月。天皇隨億計王。到攝津國。使臣連持節。以王青蓋車。迎入宮中。夏四月。立億計王。爲皇太子。立天皇。爲皇子。

悵然再拜云々。記に即小楯連聞驚而。自床墮轉而。追出其室人等。其二柱王子。坐左右膝上。泣悲而。集人民。作假宮。坐置其假宮。而貢上驛使。とあり。記傳云。墮轉は痛く驚きたる狀にて。急に降むとして。周章て落轉ひたるなり。王たちの尊かりしほど。と云れたり。さて悵然再拜は其あとにての事なり。また追出は。記傳に。王と凡人と。一室に雜居ることを畏みてなりと云り。まことに此時のさま。今も見

奉るか如し。かくてまた記傳に。左右膝上とは心得ぬ言なり。其故は此王等。此時實に童には坐さじ。又假令童にて坐とも。上件の如き御詠詞をも爲賜ふはかりなれば。膝上に居奉るはかり。むげに幼稚くは坐まじければなり。されは此はたゞ。火燒少子と云傳へたるに就ての文なるへしと云れたる。さる言なり。○詣京都。記には驛使を貢上りて告奏すとあり。○白髮天皇聞憲。熱田本憲を喜に作れり。考云。白髮天皇の洪大誠確の御心を知奉るへし。父天皇の疑心を以て殺玉ふ人の子を。疑なく皇太子に立て。兄弟共に御子と爲玉ふ事。凡人の及び奉らざる所なりと云れたる。まことにさることなり。記には此を。於是其姨飯豐王聞歡而令上於宮。とありて異なり。また播磨風土記には。上件よりの事を。爾針間國之山門。領所遺。山部連少楯相聞相見語云。爲此子。汝母手白髮命。晝者不食。夜者不寢。有レ生有レ死。泣戀子等。仍參上啓如右件。即歡哀泣。還遺少楯召上。仍相見相語云々とあるによれば。二王の御母の名。手白髮命とも申奉りしなりけり。さては上に見えたる御母美媛の更の御名を。さも白しふにこそ。○立天皇。立字恐くは衍なるへし。

五年春正月。白髮天皇崩。是月皇太子億計王。與天皇讓位。久而不處。由是天皇姉飯豐青皇女。於忍海角刺宮。臨朝秉政。自稱忍海飯豐青尊。當世詞人歌曰。野麻登陸爾。瀾我保指母能婆。於尸農瀾能。莒能拖笮。

紀キ儼ナ屢ル。都ツ奴ヌ娑サ之シ能ニ瀾マ野ヤ。

天皇姉飯豐青皇女。此皇女の御事。既に履中紀に云り。記及本書一日に據れば。天皇の御叔母なり。此事も既に云り。青は青海の海を省ける御名なるへし。○臨朝秉政。これに依るに。天皇正月に崩し坐してより。其年の十一月まで。此姫尊の政をはきこしめしたりしなり。かくて正しく天皇とは記されず。一御世にも立られされとも。尊字を用ひ。崩と云ひ陵と記されたるなど。其意はへは。記に坐葛城忍海之高木角刺宮也。御世々々の天皇の。天下所知看文例に書れたるに同じ。記傳云。しかるを別に一御代にも立奉らす。又此に治天下とも云はさる由は。其間わつかに暫のほごにて。一年にも満さりし故か。又は女王にして治天下せること。神功皇后はうけはりたる天皇の例にあらず。さる故に此記などにも。一御代とは立奉らす。後の御證なども。なほ皇后と申して天皇とは申さず。されは未例なきか如くなる故にもあらむか。と云れたるか如くなるへし。但し中頃は一旦議ありて。皇代にも入奉りしことはあり。其は既に卷首にも云りし如く。水鏡に。顯宗天皇の前に。飯豐天皇と申を皇統に擧まつりて。此帝をを系圖などにも入奉らされとも。日本紀には入奉りて侍ると見えたり。大石千曳か水鏡の注に。此日本紀は。今傳はる舍人親王の撰給へる日本紀にはあらず。彼紀に此天皇の皇代に入給はぬを以知へし。然れば此に日本紀と云るは。和銅上奏の日本紀なるへし。其は紹運録にも。此天皇を

皇代に入奉りて。皇代曆云。是不註諸王系圖。依和銅奏聞入といひ。扶桑略記にも。此天皇を皇代に入奉りて。此天皇不載諸皇系圖。但和銅五年上奏日本紀載之。仍注傳之とあれば。和銅の頃は。時の天皇女帝に坐々し由縁などありて。此皇女をも皇統に入奉りしものなるへし。さてまた其後。いつの頃にか。再省き奉りしなるへし。今たしかに其時代は知かたし。なほ思ふに。こゝに尊と書き。崩と書たりしによれば。この紀もはじめ上奏の時には。一御代に立奉りしを。後に文を作り改めて。今の如くなりしにもあるへし。矢野玄道か美我保志彌夜に云。この尊の御事は。扶桑記と云書に據て抄したる。立太子月立不立太子直隸に云く。飯豐天皇。清寧天皇崩之後。顯宗天皇兄弟。相讓不即皇位。仍以其姊豐青姫。於忍海角刺宮。臨朝秉政。自稱忍海飯豐青尊。元年甲子二月執政。同年十一月崩。此天皇未載系圖。但和銅五年上奏日本紀載之。仍注傳之云々。また顯宗天皇。飯豐天皇崩之後。兄太子仁賢與遞相讓云々。扶桑略記云。飯豐天皇二十四代女帝元王。市邊押磐皇子女。去來穗別天皇孫。母莢姫也。甲子歲春二月。年四十五。即位。顯宗天皇仁賢天皇。兄弟相讓不即皇位。仍以其姊豐青姫。令乘天下之政矣。同年冬十一月。天皇四十五崩。葬于大和國葛木埴田日本紀作日。舊事紀延喜式作日。丘陵。此天皇不載諸皇之系圖。但和銅五年上奏日本紀載之。仍注傳之。諸本有無不同也。顯宗天皇段に云。五年正月白髮天皇崩。後兄皇太子。與天皇遞讓位。久而不受。是以天皇。姊飯豐皇女。同年二月。於忍海角刺宮。臨朝秉政。自稱忍海飯豐青尊。同年尾張十一月飯豐尊崩。かく抄集めてよく見奉れば。攝政と申す

如く記せるもあれど。扶桑記。一代要記。神皇正統錄。皇祖紀。運録。皇年代略記。皇年代私記なり。又即位と記し。皇代記。扶桑略記。愚管抄。水鏡。神皇正統記。歷代皇紀。神明鏡。王代記是なり。右に  
 舉たる書等に。多く天皇と申し。崩と書し山陵とあれば。その天津日つき治看しことは。大かた違ひあ  
 るましくなん。かの二柱天皇の御位を譲玉ひし状は。後ながら天智天皇の。まつ大御母尊に御位を譲  
 り奉玉ひ。後は孝徳天皇に避玉ひしなどに依ても。推量り奉るべくや。和銅大御代に奏請ひ。さて時の  
 天皇命の大御詔と。御定めありし御事なれば。後世人の。かにかくに口吻を容奉るべきわざには非ず  
 かし。と云れたるはさる事なりけり。ここに或人云らく。こたひ弘文淳仁仲基三帝に。謚號を追奉せられたる。弘文帝は七月の在位。仲基帝は七十餘日の在位なるも。擧て之を奉らる。其長短を以。名分を譲すべからねばなり。蓋て按に。飯豐帝は。斷然一世の正統を譲せ給ひなから。今日の謚號に就せるは遺憾なり。和銅の昔は姑く置き。建久の中山内府。奥國の北島准后。各一世に計へられ。和銅上奏の紀不傳といへども。水鏡正統記等謚號を存せり。今日の脱漏は萬歳の則たり。更に飯豐帝に奉讓の義あらまはし。なき事なりと云り。さる言なり。なほ本書に委しく云るを。今ははふきて出せり。さて又右のみかほしみやに引きたる。行餘隨筆といふ物に曰。履中紀清寧紀に。忍海飯豐尊または飯豐天皇あり。紹運錄に青海皇女飯豐皇女と記せり。二人の如く見ゆれど。實には一柱なり。仁賢顯宗御位を譲りあひ玉ひて。姉の飯豐皇女即位ありて。十月はかりにて崩し玉ふ。在位一年にも滿されはとて。王代の數にとられす。然れども水鏡には二十四代に立たり。今の世の日本紀には見えす。水戸の大日本史に。神功皇后を皇代に立す。大友皇子を正統に立らる。しかれば時世につきて改らる事知らる。飯豐天皇は履中天皇の孫にて。市邊皇子の皇女なり。本國大飯郡青の郷。青海大明神是なり。延喜式神名式に青海神社。本國大飯郡飯豐比賣神社。陸奥國白河郡飯豐神社。同國賀美郡飯豐和氣神社。同國安積郡青海神社。越後國頸城郡

青海神社二坐。同國蒲原郡姫皇子命神社。能因歌枕。脊の山。本國にのせたり。大飯郡日置村。青村。横村海村。關屋村。いづれも此明神を祭り。十一月三日申樂の輩。假面の式あり。昔は田樂躍りといふことありしとぞ。白髮天皇五年十一月飯豐青尊崩すと史にあり。日のことはしれされども。十一月叶へり云々などありて。此國々に飯豐皇女の御由縁を記したるは。いかくあらむ。なほよく考ふべきことなりかしと云り。武郡云。この若狭國なる地名は。記傳にも引れたり。この地名によらは。皇女の御名も。それによられたるもの如くなり。れど。なほ地名は。後に此皇女を。故有て祭れるより。起りしものとおもはれたり。さるは支道説に。陸奥風土記に。白川郡の飯豐山條に。又飯豐青尊使。物部行奉。御幣。也爲。山名。といふこと。見ゆ。考合すへし。と云れたるに據に。地名は後なるべくおほゆるなり。○自稱忍海飯豐青尊。考本には青字なし。さて飯豐青尊は。本よりの御名なるを。今治天下めすにつきて。忍海に宮造らしむに據て。御自ら忍海云々。御名告給ふなるへし。○野麻登陸備は。於大和邊なり。記仁徳御歌に。夜麻登陸備。爾斯布岐阿宜氏。○彌我保指母能婆。見之欲物者なり。○宮能拖指紀能履。此高城在なり。記云。忍海之高木角刺宮。○都奴婆之能彌野。角刺宮なり。角刺は本よりの地名なるへし。守部云。按に此は假の大宮なりければ。大嘗宮などの如く。屋上の葛根などを。そのまゝに置れけむ故に。葛刺とはいひしならん。萬十九に新嘗會肆宴應詔歌に。天爾波母。五百都綱婆布。よろつよに。國しらさむと。五百津綱はふ。これ大嘗宮を賀たる歌なりと云り。さて都奴婆之能彌野と云ひ居て。言を餘したるに。其宮の麗はしきを褒稱したる意あり。さらば守部か。假の大宮と解かれしは義たかふへし。いかにも御代々々の大宮造にも。超るほどにあらされは。見まほし宮と。ことごとくしく謠ふべきよしありなんや。守部か一首の解なりとて。出されたる説は。いみじき押當なれば。今引

出ず。集解説もまた同じ。

### 冬十一月。飯豊青尊崩。葬葛城埴日丘陵。

飯豊青尊崩。諸書には御年四十五とあり。神皇正統錄には四十六とあり。玄道云。記傳に前皇廟陵記を引て云々。扶桑略記云。此天皇云々。甲子歳二月生年四十五。今按甲子當<sub>レ</sub>作<sub>三</sub>丙子。四十五歳當<sub>レ</sub>作<sub>三</sub>四十八歳と云り。甲子歳生なれば四十九歳なり。四十八歳と云るも一年違へり。今思ふに甲子歳二月生は。甲子歳十一月崩を誤れるなり。されは四十五といへるは違へるに非ず。さて此姫尊。此記に履中天皇の御子とせるに依らば。書紀の年紀にては八十歳以上なるへく。又上に云る此記の細注の年紀にては。百二十三歳以上なるへし。又押齒王の御子にて。仁賢天皇の御姉にても。細注の年紀にては百十歳以上なるへし。然れども此は何れも。書紀の方正しく聞ゆとあり。玄道按に。此二説ともに。古書の句讀を誤られつるにて。實は甲子歳生年四十五にて。御位に即給ふよしなり。さて今諸書の年立に依て考れば。仁賢天皇には九歳。或は八歳。顯宗天皇には十一歳の御姉に坐て。允恭天皇御世二十九年庚辰の御生になん坐ける。またこの天皇の大御母を。美姫命と諸書にあれば。仁賢天皇顯宗天皇と。同御腹の兄弟に坐こと論なしと云り。さることなり。○埴日丘陵。諸陵式に。埴口墓。飯豊皇女。在<sub>二</sub>大和國葛下郡。兆城東西一町。南北一町。守戸二烟とあり。大和志に。埴口墓在<sub>二</sub>葛下郡北花内村。天和中桑山氏毀<sub>レ</sub>墓。

建<sub>三</sub>八幡神祠とあり。明治御改制に。八幡神祠を<sub>レ</sub>は他<sub>ニ</sub>遷<sub>シ</sub>。御陵を修置<sub>シ</sub>玉<sub>ヘリ</sub>。按るに中臣本北野本及び舊事紀等。みな埴口とあり。記傳には何れか正しからんと云れつれど。右の大和志なる花内村とあると合せて考るに。埴口の方正しかるへし。埴口花内<sub>ニ</sub>普通<sub>ヘリ</sub>續紀十一<sub>二</sub>丁<sub>一</sub>に。大倭國葛下郡人。花口宮麻呂と云ふ人あり。考證に。花口氏蓋出<sub>三</sub>于此<sub>一</sub>とあれば。埴口をまた花口とも云しなるへし。後<sub>ニ</sub>花内<sub>ト</sub>はな<sub>レ</sub>れるなるへし。かた<sub>レ</sub>埴口の方とすへし。みかほしみやに引る。菊居隨筆に曰。飯豊天皇は。十箇月餘政を聽給ひしのみにて。御一代にも入さりしかとも。其御陵葛下郡北花内村に残り。猶神靈ありて。宮居をも立。祭祀をもなせり。此御陵も聊無禮非義あれば。忽神罰ありとて。土人甚恐るゝなり。字を飯豊山といふて。其名も顯然と申傳ふとあり。

十二月。百官大會。皇太子億計取<sub>二</sub>天皇之璽<sub>一</sub>。置之<sub>二</sub>天皇之坐<sub>一</sub>。再拜從<sub>三</sub>諸臣之位<sub>一</sub>。曰。此天皇之位。有功者。可以<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>之。著<sub>レ</sub>貴蒙<sub>レ</sub>迎。皆弟之謀也。以<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>讓<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>。天皇顧讓<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>弟<sub>一</sub>。莫<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>即位。又奉<sub>三</sub>白髮<sub>二</sub>天皇先<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>傳<sub>二</sub>兄<sub>一</sub>。立<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>。前後固辭曰。日月出矣。而燭火不息。其於<sub>レ</sub>光也。不<sub>レ</sub>亦難<sub>レ</sub>矣。時雨降矣。而猶浸灌。不<sub>レ</sub>亦勞<sub>レ</sub>乎。所貴<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>人弟<sub>一</sub>者。奉<sub>レ</sub>兄謀<sub>レ</sub>逃<sub>レ</sub>脫<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>。照<sub>レ</sub>德<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>紛<sub>レ</sub>而無<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>也。即有<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>者。非<sub>レ</sub>弟<sub>レ</sub>恭<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>義<sub>一</sub>。弘計不

忍處也。兄友弟恭。不易之典。聞諸古老。安自獨輕。皇太子億計。日。白髮天皇。以吾兄之故。舉天下之事。而先屬我。我其羞之。惟大王道建利通。聞之者歎息。彰顯帝孫。見之者殞涕。憫憫搢紳。忻荷戴天之慶。哀哀黔首。悅逢履地之恩。是以克固四維。永隆萬葉。功隣造物。清猷映世。超哉邈矣。粵無得而稱。雖是日兄。豈先處乎。非功而據。咎悔必至。吾聞天皇不可久曠。天命不可謙拒。大王以社稷爲計。百姓爲心。發言慷慨。至于流涕。天皇於是知終不處不逆兄意。乃聽而即御坐。世嘉其能以實讓。曰。宜哉兄弟怡怡。天下歸德。篤於親族。則民興仁。

欲傳兄。舊事紀に兄下位字あり。○不亦難矣。集解には。莊子の本文に據て。矣を乎に改めたり。矣は誤なるへし。○猶浸灌。考本信友校本。猶下水字あり。本文にはなし。さて灌を本に灌に作るは誤なり。今北野本中臣本集解等に據る。浸灌の下に。本文に其於澤也の四字あり。考本に其於澤の三

字あり。集解には四字を補たり。さてこの二句の義は。日月出るからには燈火は入らず。それに燈火か消ぬは。日月へはかりあり。時雨降るからには。かけ水は入らず。それに水をそくは勞役なり。兄尊の坐々に。弟としていかに天下に臨御すへきこの御譬喩なり。漢籍の義を引て。自らの御上を宣へるなり。さて日月出以下不亦勞乎まで。莊子逍遙遊篇にあり。○所貴爲人弟。貴上中臣本舊事紀に謂字あり。本文史記魯仲連傳文に云。所貴天下士者。爲人排難解紛。亂而無取也。即有取者。是商賈之人也。仲連不爲也。○謂字はなき方なり。○照德。集解尙書に據て照を昭に改む。○獨輕。北野本獨を猶に作る。○道建利通。利通義未詳。通證に遁遜同。易遯卦肥遯無不利。○云事あるなごに。考に云。弟尊は道德成就なされたるを。建はのたまへり。利欲を捨給ふを利通と云。此御德を聞く人か。打敷きて褒申す事なりと云り。○帝孫。利をカハと訓し例は。天武紀有。利。國家。書大禹謨。利。用。○帝孫。吳都賦。射。利。和名抄。下野國郡名。足利。同志加。加。などあり。○帝孫。訓コハナ既云。允恭紀裔。欽明紀。跌。夢。訓同し。○憫。憫。憫。搢紳。云々。考云。公卿等の。清寧帝に皇胤坐まさぬを憫へし人々も。良き皇子出玉ひて。天を戴く慶とて。忻れたるなりと云り。○哀々黔首。哀々を古訓にカナシメルと訓るよろし。さて此の文意は考云。皇胤坐まさぬをかなしめる萬民も。此度皇胤に人まち出玉へは。土をふみ。安堵の御恩に逢へると悦ぶ。のたまふなり。○萬葉。本に葉を業に作る。今考本及舊事紀集解に據れり。本文梁書にも葉に作れり。○粵無得而稱。上の聞之者歎息と云るより。こゝまで。梁書武帝紀の文を。聊かつと換へて出したるなり。○雖是日兄。本に日を日に作れり。熱田本日に作れ

り。通證云。舊事紀日作レ曰。神宮本亦同と云るに據て。今改めたり○非功而據云々。吳志嚴峻傳。非レ才而據。咎悔必至。發レ言慷慨。至ニ於流涕。權乃聽焉。世嘉能レ以實讓。權爲ニ吳王。とある文を以。此あたり  
の文を飾られたり○天皇不可以久曠以下。百姓爲心に至る迄。後漢書光武紀の文に據られたり。天皇  
を帝王に作れり○知ニ終不レ處。此四字。通證云。係レ兄看。舊讀係レ弟看。恐非と云り○即御坐。本即の上  
の不字は衍なるへし。舊事紀に不字无に據る○世嘉其能以實讓。舊讀讓を下に屬たるは非なり。此御  
兄弟の。互に譲り合玉へることの物に見えたるは。この時の事にはあらねど。播磨風土記に。賀毛郡玉  
野村。所以號レ然者。意奚袁奚ニ皇子等。坐ニ於美囊郡志深里高宮。遣ニ山部小橋。誂ニ國造許麻之女根日女  
命。於是根日女已依レ命訖。爾時ニ皇子相辭不レ娶。子ニ日間。老。長逝。于時皇子等大哀。即遣ニ小立。勅云。  
朝日夕日不レ隱之處造レ墓。藏ニ其骨。以レ玉飭レ墓。故緣レ此墓號ニ玉丘。其村號ニ玉野。とある此御故事も。二  
皇子の都に上り玉ひし後。再還下ましての事なるへけれど。かふる事にも。いとよく譲り玉へるなり  
けり。

元年乙丑

元年春正月己巳朔。大臣大連等奏言。皇太子億計。聖德明茂。奉讓天  
下。陛下正統當奉鴻緒。爲郊廟主。承續祖宗無窮之烈。上當天心。  
下厭民望。而不肯踐祚。遂令金銀蕃國群僚。遠近莫不失望。

天命有屬。皇太子推讓。聖德彌盛。福祚孔章。在孺而勤。謙恭慈  
順。宜奉兄命。承統大業。制曰可。乃召公卿百僚於近飛鳥八鈞宮。即  
天皇位。百官陪位者。皆忻忻焉。或本云。弘計天皇之宮。有二所。一宮於少郊。二宮於池野。又或本云。宮於薨栗。是月立  
皇后難波小野王。赦天下。難波小野王。雄朝津間稚子宿禰天皇曾孫。磐城王孫。丘稚子王之女也。

陛下正統以下。厭民望に至るまで。後漢順帝紀の文に據れり○當奉鴻緒。集解に後漢書に據て。奉下遊  
字を補ひたり○祖宗無窮之烈。本に宗字を脱せり。今考本に據る。後漢書の本文にはもとよりあり。必  
脱たるなり。本に烈を列に作る。傍書には一本烈とあり。なほ北野本秘閣本考本。及舊事紀等にも然あ  
り○金銀蕃國。神代上卷に。韓國之島是有ニ金銀とあるをはしめ。仲哀紀にも金銀彩色多在ニ其國と  
あり。武烈紀にも銀郷とあるなど。みな其義を以て。其國の號としたりなり○失望。秘閣本失を告に作  
る○天命有屬。皇太子推讓。本の訓は誤なり。通證に四字五字爲レ句。とあるによるへし○福祚孔章。本  
に孔を礼に作るは誤なり。今傍書北野本及舊事紀に據る○在孺而勤。本に在字を脱せり。今熱田本北  
野本中臣本。及本文たる後漢書に據て補たり。舊事紀及信友校本には。在を存に作れり。これは在の説  
れるなるへし。通證云。以下至承統大業。後漢書安帝紀文とあり○制曰可。又云。以下至百僚。順帝紀

文とあり。すへてこのあたり。順帝紀文に據て飾られたり。今一々引かす○近飛鳥。大和國高市郡なり。記云。袁祁之石巢別命。坐近飛鳥宮。治天下。捌歳とあり。記傳云。近飛鳥遠飛鳥の事。若櫻宮段に委く云るか如し。然るに此天皇の宮は。大和高市郡にて。かの遠飛鳥の地なるを。近と云る所以は。彼允恭天皇の遠飛鳥宮大和と云號に對へてなるへし。允恭天皇の宮を遠と號するは。かの河内の近飛鳥に對へてなるを。後には河内なるも大和なるも。其國にては。各たも飛鳥とのみ云なれたる上にて。同じ飛鳥ながら。允恭天皇の遠に對へて。此御世のをは近と云なり。かの始の近遠は。地の遠近を以て云。此御代の近は。かの遠飛鳥宮の御代の遠きに對へて云るにて。其義異なり。此を辨へすは思惑ひぬへし。と云れたり○八釣宮。帝皇編年紀に。近飛鳥八釣宮。大和國高市郡龍田郡宮西地是也とあるは。誤あるか詳ならず。大和志に。高市郡八釣宮。古蹟在二上八釣村。舊都趾要覽云。飛鳥村大字八釣字宮下。顯宗天皇神社所在の地。これ皇居の一局部也とあり。今高市郡に上八釣村。十市郡に下八釣村あり。二村近し。今はヤトリと唱るなり。萬葉三に矢釣山。十二に八釣河などある此地なり。記の日子坐王の子に八瓜入日子王。また允恭皇子に八瓜之白日子王と申すも坐せり○即天皇位。大日本史云。水鏡日年三十六。皇年代略記歷代皇紀。並四十六。按本書享年闕。故不レ書とあり。さて此御世の大臣大連は。平群真鳥大伴室屋と。公卿補任に見えたり。舊事紀に物部小前爲大連とあるは信られす○少郊。播磨風土記美囊郡條下に。自此以後。更還下。造宮於此土而坐之。故有<sub>二</sub>高野宮。少野宮。川村宮<sub>一</sub>云々とあるにて。少郊も次なる池野も。此天皇等再播磨に還り下らして。さる宮どもを作りて坐々しこと知られたり。さて其宮趾など。今も存りや尋ぬへし。この少郊

を。私記にヲノと訓るはよろし。ヲクキと訓るは本より誤なるを。通證に萬葉なる武藏野乃。乎具奇の歌を引きたるはいかとなり。なほ右に見えたる。高野宮川村宮は。仁賢天皇の宮なり。其御卷に引て云へり。見合すへし。○宮於薨栗。これは宮蹟詳ならず。但し清寧天皇の磐余薨栗宮今安倍村に。猶坐々しにもやありけん○難波小野王。王の上女字脱しものなるへし。記云。天皇娶<sub>二</sub>石木王之女難波王<sub>一</sub>无<sub>レ</sub>子とあり。記傳云。此女王初難波に住居玉ひしなるへし。小野も地名なるへし。さて此皇后は。仁賢紀二年九月に。故有て自死し玉ひしこと見えたり○磐城王。記傳云。雄略紀に天皇の御子に磐城皇子あり。記には漏たり。此皇子なるへし。此皇子同母弟星川皇子の亂によりて。御母吉備稚媛。又異父兄など。星川皇子ととも燔殺され玉ひし事。清寧卷の初に見えたり。さて難波小野王を。書紀分注に。雄朝津間稚子宿禰天皇曾孫。丘稚子王之女也。とあるは誤なるへし。允恭天皇の御子に。磐木王と申すは。書紀にも記にも見えされは。雄略天皇の御子なるを。傳誤れるなるへし。さて難波王を。磐城王の子と云と。孫と云とは。何れか正しからん知かたし。と云れたり。

二月戊戌朔壬寅詔曰。先王遭<sub>二</sub>離多難<sub>一</sub>。殞<sub>二</sub>命荒郊<sub>一</sub>。朕在<sub>二</sub>幼年<sub>一</sub>。亡<sub>二</sub>逃自匿<sub>一</sub>。猥<sub>二</sub>遇<sub>一</sub>求<sub>二</sub>迎<sub>一</sub>。升<sub>二</sub>纂<sub>一</sub>大業。廣<sub>二</sub>求<sub>一</sub>御骨。莫<sub>二</sub>能<sub>一</sub>知<sub>二</sub>者<sub>一</sub>。詔<sub>二</sub>畢<sub>一</sub>與<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>億計。泣<sub>二</sub>哭<sub>一</sub>憤<sub>二</sub>惋<sub>一</sub>。不<sub>二</sub>能<sub>一</sub>自<sub>二</sub>勝<sub>一</sub>。是<sub>二</sub>月<sub>一</sub>。召<sub>二</sub>聚<sub>一</sub>耆<sub>二</sub>宿<sub>一</sub>。天皇親<sub>二</sub>歷<sub>一</sub>問<sub>二</sub>有<sub>一</sub>一<sub>二</sub>老嫗<sub>一</sub>。進<sub>二</sub>曰<sub>一</sub>。置<sub>二</sub>目<sub>一</sub>



知御骨埋處。請以奉示。置目老嫗名也。近江國狹々城山君祖。於是天皇與皇太子  
 億計。將老嫗婦。幸于近江國來田綿蚊屋野中。掘出而見。果如婦語。臨  
 穴哀號。言深更慟。自古以來莫如斯酷。仲子之尸。交橫御骨。莫能  
 別者。爰有磐坂皇子之乳母。奏曰。仲子者上齒墮落。以斯可別。於是雖  
 由乳母相別。髑髏而竟難別。四支諸骨。由是仍於蚊屋野中。造起  
 雙陵。相似如一。葬儀無異。詔老嫗置目。居于宮傍近處。優崇賜卹。使  
 無乏少。

壬寅は五日なり。○遭離。類史一本に遭を連に作れり。誤なるへし。○是月。類史及契沖校本に月を日に  
 作れり。○置目。記に召其老嫗。譽其不失見。置目其地。以賜名號置目老嫗。とあり。記傳云。見置は  
 髓に其處に目を着。心を着置意なり。今世にも常見て置。置目は見置に因。置目は見置に因  
 れる名にて。置たる目と云意なり。目を置と云。置目は見置に因。置目は見置に因。置目は見置に因。  
 骨埋處。訓ウメルは埋有なり。記に御骨所。埋者。とあり。○狹々城山君祖倭俗。雄略紀に近江狹々城  
 山君韓俗あり。そこに云り。記には淡海國賤老嫗とのみありて。狹々城山君たる事見え。たゞ賤民と

聞ゆ。記傳云。倭俗宿禰は韓俗か兄弟なごにやありけむ。さて倭俗と置目とは同母にて。韓俗は異母に  
 やありけん。詳ならずと云り。○注倭俗宿禰妹。熱田本秘閣本中臣本類史等に。妹上之字あり。○仲子。  
 佐伯部仲子。皇子と共に害せられし事。雄略紀に見ゆ。○磐坂皇子。履中紀に磐坂市邊押羽皇子とあり  
 ○乳母。古くはチオモと訓り。後拾遺に見ゆ。倭名抄乳母。日本紀師說女乃於止。言妻妹也。事見彼書と通證  
 に云り。○上齒墮落。記に王子御齒者。如三枝押齒坐。とある。たくらへて。反さまなれば。其を證に云  
 るなり。記云。亦以三其御齒。可知。○髑髏。玉篇頭骨也。倭名抄形體部。俗云比止加之良。○蚊屋野中。記  
 に蚊屋野之東山とあり。近江國蒲生郡なること既に云り。或人云。今日野村井町西宮の北に。御墓と云  
 地あり。初皇子を埋じ地なりと云り。同野より二十町許東なる。音羽村に古墳あり。音羽は押齒の轉に  
 て。改葬の地なりと土人云り。記に蚊屋野之東山作御陵とあるに合りと云り。

是月詔曰。老嫗伶俜羸弱。不レ便行步。宜張繩引縲。扶而レ出入。繩端懸  
 鐸。無勞謁者。入則鳴之。朕知汝到。於是老嫗奉詔。鳴鐸而進。天皇  
 遙聞鐸聲。歌曰。阿佐賦簸囉。鳴贈禰鳴須擬。謨謀逗拖甫。奴底喻羅俱  
 慕與。於岐每俱羅之慕。

伶傳。崇神紀流離。神功紀流沈を訓り。字鏡偃佐須良戸阿留久○懸鐸。記云。鐸懸三大殿戸。記傳云。鐸は奴理豆と訓へし。豆は常に濁りて呼ぶも。清音字なり。書紀にも清音の底字なり。字鏡に銀奴利氏。銀字は心得す。政事要略に鐸倭訓塗手などあり。鈴の大なるを云り。鐸字説文に大鈴也と云るに當れり。字鏡集類聚名義抄等に。萬葉十七に之良奴里能小鈴。須受は總名にて。其中に大きなを。奴里豆とは云なり。故古書に須受には鈴と書き。奴里豆を以て鐸と書て。鈴とは書す。和名抄には楊氏漢語抄云。鈴子須々。三禮圖云。鐸今之鈴。其匡以銅爲之とありて。奴理豆と云名は見えず。又古語拾遺に。鐸古語佐那伎と。ある。佐那伎と云名は外に見えず。とあり。守部云。奴利豆とは鳴手の義なるへし。手は即持て鳴すよしにて。今世にても物の持柄を手と云り。記傳に塗たる故の名として。萬葉に白塗小鈴とあるを引て云るは。ひかこなるへしと云り○謁者。物申なり。通證に。今按今俗請謁必呼云物申。訓意是也とあり。仁德紀。菟々紀能彌椰珥。茂能莽鳥輪○入則鳴之。記云。欲引其老嫗之時。必引鳴其鐸とあり。記傳云。引鳴は其鐸を懸たる綱の長きを。大殿の内より引て鳴すなりと云り○於是老嫗奉詔云々。守部云。此老女をかくまて賞親み玉ひつるは。たゞ其のみの事にはあるへからず。父命に由縁ありし老嫗なりけらし。狭々城に住るを以てなり。狭々城は上の御詞の彼々茅原なり。又由縁あらすては。此老女も見置くへからすと云れたり。なほ考へし。但し狭々城を上をの彼々茅原なりと云れしは非なり。この事次にも云り○阿佐賦箴囉。淺茅原なり○鳴贈彌鳴須擬。小谷を過なり。贈彌は或説に云。谷の事なり。今大和國城上郡より。伊勢國一志郡に至る。此山路中に蘇邇谷八ヶ村といふあり。長野掛。小長尾。今井。葛。伊賀見。太良路。鹽井など云。これ古の本道に

して。今も本街道と云り。記仁德段に宇陀之蘇邇とあり。蘇邇は曾根の轉れるならむと云る説。さもあるへし。但し名義は磯根ならんと云るは。いかゞあらんしらねども。此句を記に袁陀爾袁須擬豆とあれは。贈彌を谷の事なりと云るはよろしかるへし。記傳云。小谷は只谷にて。小は小野小川など云類なり。地名にも小初瀬。小佐保。小筑波など云り。と云れたるか如し。さてかく淺茅原といひ。小谷と云るは。是は實にさる處々を経て來るに非ず。たゞ戲に詔へるなれば。其處と地名を指て詔にあらす。たゞ野山を經たるさまに詠給へるなり。延佳曰。自第一句一至第三句。皆言鐸鈴聲過山野。因起鐸動之語と。はやく云れたり。記傳にもしか解かれたり。然るに守部云。淺茅原は上の御詞に。彼々茅原淺茅原とある是にて。近江國蒲生郡なり。小曾彌は。行囊抄に伊賀國伊賀郡の南西極。大和石打出道に。小曾彌と云地見えたり。されは置目此時大宮近く侍りしなれと。彼老女の行歩のたまたましきを。本つ近江の茅原より。伊賀を経て。大宮に參來るに。比喩させ玉へるなり。と云れたる地名と見ての説も。おもしうきやうなれと。淺茅原を蒲生郡なりと云るは。推當に定められたるが上に。行囊抄の説もおほつかなき心す。なほ上に云るかたなるへし。○謨謀逗拖甫。百傳なり。また百道傳なり。記傳云。百傳とは百と多くの處々を經傳行よしなりと。冠辭考にみゆ。書紀神功卷に百傳度逢縣。これも遠く道を。經傳ひ。渡り行意と。同書にみゆ。萬葉七に百傳八十之鳥廻乎榜船爾とあり。又同書には。此は百と多くの野山を經傳ふ意にて。淺茅原小谷を過てと詔へり。此老嫗は宮邊に居れども。鐸の音して參れば。御戲れに驛路のさまに詔へるなりとあり。又たゞ鐸の枕詞ともすへし。其時は此詞には。多くの野山を經る意は。多くて。たゞ驛路の鈴に依れる枕詞なり。何れにまれば驛路は。鈴を鳴して經行ことなる故に。かく戲玉へるなり。萬葉十四。須受我彌乃。波由馬宇馬夜能云々。十八に須受可氣奴。波由麻久太禮利とあり○奴底喻羅俱慕與。鐸瑯々もよなり。守部云。喻羅俱は搖動く事なれども。萬十一に小鈴文由良爾とある如く。搖く中に音を包たる

なり。慕與は歎息にて。鏗搖くよマアと云んか如しと云り。記には與字なし。これは落せるなりと。守部云り。○於岐每俱羅之墓。置目來らしもなり。羅斯は推測て定むる辭なり。鈴の音のするを所聞て。置目か來るよと。おしはかりて知り玉ふよしなり。記傳に。たゞ羅斯は推測る辭なりと云れしは叶はず。記傳はすへて羅斯の意を解あやまられたり。○一首の意は。鐸の音にて思ふに。置目か老よわりて。繩にすかりて來るさま。常人の驛路をたさるか如し。譬へは淺茅原小谷と。幾許の山坂過て來たるほどにそある。今鐸の音の近くなれるにて押測れば。必置目か來れるならしと云り。

三月<sup>ノ</sup>上巳<sup>ハ</sup>幸<sup>テ</sup>後苑<sup>ニ</sup>曲<sup>メ</sup>水<sup>ヲ</sup>宴<sup>ス</sup>

三月上巳。長曆を推すに。此月戊辰朔己巳二日なり。類聚國史。延曆十一年三月丁巳。三日幸<sup>ニ</sup>南園<sup>ニ</sup>禊<sup>ス</sup>。命<sup>ニ</sup>群臣<sup>ニ</sup>賦<sup>シ</sup>詩<sup>ト</sup>とあるに依るに。此も禊のための幸なりけり。此日の祓除の事は。歌集又物語等に見えたり。其もと漢土に起れる俗にて。通證に韓詩曰。鄭國之俗。三月上巳。於<sup>ニ</sup>溱洧<sup>ニ</sup>兩水之上<sup>ニ</sup>。執<sup>レ</sup>蘭招<sup>レ</sup>魂<sup>ト</sup>。祓<sup>ニ</sup>不祥<sup>ト</sup>也。漢志曰。三月上巳間。人皆禊<sup>ニ</sup>於東流水上<sup>ニ</sup>。自洗濯。宋書曰。自<sup>レ</sup>魏已後皆用<sup>ニ</sup>三月三日<sup>ニ</sup>。至<sup>レ</sup>今<sup>レ</sup>不用<sup>ニ</sup>上巳<sup>ト</sup>。書言故事注。上巳二月巳日也などあり。さて上巳二字。類史諸本になきは落たるなるへし。○幸後苑曲水宴。小中村清矩か曲水考あり。抜出てこゝに出すへし。考云。國史に曲水の事の見えしは。この御代に元年二年三年打續きて。此宴の事の見えたるを始とす。年中行事秘抄に。雄略天皇元年三月上巳幸後苑曲水宴云々と見えたる。誤なりへし。また扶桑略記水鏡皇代略記皇代記等に。顯宗天皇の元年に始る由見えたるは。共に日本紀に據て。記せるものなるへし。此後の紀に。久しく此事見えす。かくて續紀文武天皇

五年三月丙子。三日賜<sup>ニ</sup>宴<sup>ニ</sup>王親及群臣<sup>ニ</sup>於東安殿<sup>ニ</sup>。また神龜三年三月辛巳。三日宴<sup>ニ</sup>五位已上<sup>ニ</sup>於南苑<sup>ニ</sup>云々。と見えたるは。此宴の事とおほゆ。正しく曲水と見えたるは。同五年三月己亥。三日天皇御<sup>ニ</sup>鳥池塘<sup>ニ</sup>。宴<sup>ニ</sup>五位以上<sup>ニ</sup>。賜<sup>レ</sup>祿有<sup>レ</sup>差。又召<sup>ニ</sup>文人<sup>ニ</sup>。令<sup>レ</sup>賦<sup>ニ</sup>曲水之詩<sup>ト</sup>云々。とある鳥池塘は水邊なれば。羽觴を繁流に廻らす儀も有しにや。又文武の御頃よりして。既く此宴に三月三日を用ゐさせ給ひて。上巳の日ならざる事知られたり。此の後同六年より延曆二十三年まで。類史いつれも水邊の離宮に幸し。又は内裡へ文人を召して。曲水の詩を献せしめ玉ひし由。國史に見ゆ。さて類史大同三年二月詔に。永く三月三日の節宴を停廢し給へるよしみゆ。この後村上の御時。再此宴を中興させ玉ひし事。北山抄にみゆ。其後は公家にて行はせ玉へる事もなきにや。絶て物に見及はず。なほ曲水の儀式次第の事は。西宮記に見えたりと。江家次第に次第のみえさるは。絶て久しき故なるへし。曲水の事西土の書にみえたる大概を按るに。荆楚歲時記曰。三月三日。民並出<sup>ニ</sup>江渚池沼間<sup>ニ</sup>。爲<sup>ニ</sup>流杯曲水之飲<sup>ト</sup>。續齊諧記曰。晋武帝問<sup>ニ</sup>尙書郎擊虞<sup>ニ</sup>曰。三月三日曲水。其義何指。答曰云々。昔周公卜<sup>ニ</sup>成洛邑<sup>ニ</sup>。因<sup>ニ</sup>流水<sup>ニ</sup>。以<sup>レ</sup>汎<sup>レ</sup>觴。故逸詩云。羽觴隨<sup>レ</sup>波流。又秦昭王三月上巳置<sup>ニ</sup>酒河曲<sup>ニ</sup>云々。王羲之の三日蘭亭詩序曰。永和九年云々。六朝の人の詩文に。曲水の事を述たるか甚多し。などあるをみて。此事西土にて。六朝といへる間に。盛に行れしを知へし。されは顯宗天皇の元年は。彼國にて南北朝と分れし頃にて。南齊の武帝の三年に當れば。彼土の風俗を傳へ聞かせ玉ひて。御宴の折に行はせ給ひしものなるへし。海錄事二。有<sup>ニ</sup>顯宗天皇<sup>ニ</sup>。詔<sup>ニ</sup>曲水<sup>ニ</sup>。作<sup>ニ</sup>詩<sup>ト</sup>。上<sup>ニ</sup>曲水<sup>ニ</sup>。引<sup>レ</sup>水<sup>ト</sup>。曲水<sup>ニ</sup>。爲<sup>ニ</sup>樂<sup>ト</sup>。以<sup>レ</sup>流<sup>ニ</sup>酒<sup>ト</sup>。而<sup>レ</sup>行<sup>ト</sup>焉。また荆楚歲時記の注にも見えたり。さて此故事。周公

且の時に始めりといふ説は。覺束なければと云々。古の人三月上巳に河の邊に出て。不祥を拂ふへき祓  
禊の所爲を爲し了て。やかて其邊にて宴飲をも爲したらんからに。流觴の風流も起りしならん。さて  
後世に曲水の事は。三月三日の節の物となりぬ。又被禊の事も。後には正しく爲すとも見えす。只水邊  
に出て。身體を洗ひ滌くのみとおほゆと云へり。右は本文を甚くはふきて引り。  
なほ本書につきて見るへし。

夏四月丁酉朔丁未。詔曰。凡人主之所以勸民者。惟授官也。國之所以  
興者。惟賞功也。夫前播磨國司來目部小楯更名。求迎舉朕。厥功茂  
焉。所志願勿難言。小楯謝曰。山官宿願。乃拜山官。改賜姓山部  
連氏。以吉備臣爲副。以山守部爲民。褒善顯功。酬恩答厚。寵愛  
殊絕。富莫能儔。五月狹狹城山君韓侂宿禰。事連謨殺皇子押磐。臨誅  
叩頭。言詞極哀。天皇不忍加戮。充陵戸兼守山。削除籍帳。隸山部  
連。惟倭俗宿禰。因妹置目之功。仍賜本姓狹狹城山君氏。六月。幸避暑  
殿。奏樂會群臣。設以酒食。是年也太歲乙丑。

丁未。十一日なり。○茂焉。本に焉を烏に誤る。さて茂をモシと訓るは。字音に非ず古言なり。この事神  
代紀枝葉扶疏の下に委く云り。○山官は。山守の官なり。さて山官をしも宿より願へる事も。山官は山  
守部と云る一種の部の民あり。山とは山川林野より出づる所の。草木金鱗禽獸川魚の類。總て山澤に  
係れる一切のものを司る職掌にて。其上に立て其事を總知るか。即ち山官なり。次文を以て見るにも。  
山守部を統領したる山官は。國造などにも勝りたる。廣大の利徳あるものにて。この來目部小楯か。宿  
より望みをりしものにて。其願の如く山部連となし玉ひしによりて。富莫能儔と云まてになりしを  
以知られたり。○山部連。この氏姓氏錄には漏れども。この姓もと伊與來目部とあれば。大來目命の  
末にて。久米直と同祖なること既に云り。さて天武紀十三年十二月。山部連賜姓曰宿禰とあり。な  
ほ仁徳紀近江山君の下にも云り。見合すへし。○以吉備臣爲副。此氏は清寧帝の御時より。山部民を大  
方奉はれて。この事上  
にみゆ。微々にありけるか。此時に至りて。遂に小楯か副官とはなりしなり。○以山守部爲  
民とは。小楯と吉備臣と二方にわたれり。爲民とは。山部連の民と爲玉ふよしなり。本に民を氏に作  
るは誤なるへし。山守部の事は。歷  
神紀五年にあり。○連謨殺皇子押磐。雄略紀にみゆ。○充陵戸兼守山。記云。其蚊屋野之東  
山作御陵。葬以韓俗之子等。令守其陵とあるにて。陵戸は皇子の御陵なること知られたり。喪葬  
令に。凡先皇陵置陵戸令守。續紀十七詔に。大御  
陵守仕奉人等云々。これなり。又守戸と云るもあり。松下氏云。陵戸山陵百  
姓也。守戸山陵守也。有陵戸而無守戸者有之。有守戸而無陵戸者有之。無陵戸守戸者有之。

無守戸者。陵戸兼守戸。無陵戸者。守戸兼陵戸と云り。今も大和には。處々に守戸と稱する村民あり。これ陵戸の残れるなり。さてこの狭々城山君も。近江の狭々城と云所の山君即山守部にて。さる姓を賜はり居りしか。此時にこれをも。右の山部小楯に隸たまひて。兼て山を守らしめ玉ひしも。本より山君なりしか故なり。○削除籍帳。籍帳をへノフタと訓む。孝徳紀に。戸籍をへフムタと訓るに同じ。倭名抄に。野王案。簡所<sub>二</sub>以寫<sub>レ</sub>書記<sub>一</sub>事者也。兼名苑云。牘一名札。簡也。和名不美太。籍。文字集略云。籍。民口之書。古以版。今黄昏。野王案。凡書於簡札。皆謂之籍也。和名與簡札同。など見えて。不美太は書版の義にて。簡札の類を總いふ稱。フタは即フムタの略。フムタは書板の音便語なり。戸は戸令義解に。一家一戸也とありて家の事なり。其を倍と云は。人家はもと窻所をもて數ふればなり。窻所を古言に倍と云り。さて籍帳は。家數人數を録せる籍にて。古はそれを板に録せしよりフタとは云るなり。なほ籍帳の始は。允恭紀に云へり。今其籍帳を削り除くとは。官籍に入れる狭々城山君の。元籍を除きて賤民となし。陵戸に充て。山部連に屬隸せしめ玉へるなり。○仍賜本姓云々。倭俗宿禰は罪なきさまなれば。元より籍帳を除かるへき限にあらざるへきを。仍賜本姓とあるは不審きにつきて。つらく思ふに。上にも云る如く。倭俗韓俗も一家にて。兄弟ならん。上に云へり。皇子を謀殺することには。共に預り知たりけん。然れども倭俗の方は。其妹置目か功に因て。置目と倭俗とは同母にて。常は異母ならん。上に云り。其罪を宥されて。仍本のまゝに山君氏を賜へりしなるへし。しか見されは。この文よしなきか如し。○避暑殿。此項は既くさる漢めきたる殿名のありしにやあらむ。

拾芥鈔に。清暑堂。大嘗會五節。於此所<sub>二</sub>行<sub>レ</sub>之。在<sub>二</sub>豐樂院內。豐樂院。天子宴會所。謂之馬場殿。とあるは。こゝによしある事か詳ならず。○是年也云々。本に也字脱たり。今熱田本秘閣本に據て補へり。さて年代記を考るに。是年南齊武帝か永明三年にあたり。

二年丙寅

二年春二月上巳。幸後苑。曲水宴。是時。盛集公卿大夫。臣連。國造。伴造。爲宴。群臣頌稱萬歲。秋八月己未朔。天皇謂皇太子億計曰。吾父先王無罪。而大泊瀨天皇射殺棄骨郊野。至今未獲。憤歎盈懷。臥泣行號。志雪讐耻。吾聞父之讐不與共戴天。兄弟之讐不反兵。交遊之讐不同國。夫匹夫之子。居父母之讐。寢苦枕干不仕。不與共國。遇諸市朝。不反兵而便鬪。况吾立爲天子。一二年于今矣。願壞其陵。摧骨投散。今以此報。不亦孝乎。皇太子億計。獻歎不能答。乃諫曰不可。大泊瀨天皇正統萬機。臨照天下。華夷欣仰。天皇之身也。吾父先王。雖是天皇之子。遭遇<sub>二</sub>逆<sub>一</sub>。遭<sub>二</sub>不登<sub>レ</sub>天位。以此觀之。尊卑惟別。而忍

壞<sup>コホス</sup>陵墓<sup>ツ</sup>。誰<sup>ナニ</sup>人主<sup>キミ</sup>以奉<sup>ツクム</sup>天之靈<sup>ミコトノミタマ</sup>。其不可毀<sup>コホフ</sup>一也。又天皇與億計<sup>イコサキ</sup>。曾不蒙<sup>コホス</sup>遇<sup>トシ</sup>。白髮<sup>シラカミ</sup>天皇厚寵<sup>コホシ</sup>殊<sup>トシ</sup>恩<sup>ニ</sup>。豈臨<sup>タカシ</sup>寶位<sup>タカラノイハ</sup>。大泊瀨<sup>オホノセ</sup>天皇白髮<sup>シラカミ</sup>。天皇之父也。億計<sup>イコサキ</sup>聞<sup>トシ</sup>諸老<sup>シラカミノトシ</sup>賢<sup>トシ</sup>曰<sup>トシ</sup>言<sup>トシ</sup>無<sup>コホス</sup>不<sup>コホス</sup>酬<sup>コホス</sup>德<sup>トシ</sup>。無<sup>コホス</sup>不<sup>コホス</sup>報<sup>コホス</sup>。有<sup>コホス</sup>恩<sup>トシ</sup>不<sup>コホス</sup>報<sup>コホス</sup>。敗<sup>コホス</sup>俗<sup>コホス</sup>之深者也。陛下饗<sup>コホス</sup>國<sup>コホス</sup>。德行<sup>コホス</sup>廣聞<sup>コホス</sup>於天下<sup>コホス</sup>。而毀<sup>コホス</sup>陵<sup>コホス</sup>。翻<sup>コホス</sup>見<sup>コホス</sup>於華裔<sup>コホス</sup>。億計<sup>イコサキ</sup>恐<sup>コホス</sup>其不可<sup>コホス</sup>以<sup>コホス</sup>莅<sup>コホス</sup>國<sup>コホス</sup>子<sup>コホス</sup>民<sup>コホス</sup>也。其不可毀<sup>コホス</sup>二也。天皇曰善哉<sup>コホス</sup>。令<sup>コホス</sup>罷<sup>コホス</sup>役<sup>コホス</sup>。

上巳。長曆を推考るに。此月壬辰朔にて。上巳は癸巳二日なり。○盛集。盛本に喜に作る。類史嘉に作る。今集解に據て改。盛集字晋書に出て集解に引り。○至今未獲。前年既に御骨を獲て。陵を作り玉ひしを。かく詔ふこと心得す。考云。郊野の御尸を。未全く獲玉はぬと云事なるへしと云り。さもあるへし。○志雪讒耻。信友校本に志を思に作れり。されと集解に引る徐孝穆集と云書に。臥泣行號。言念荆巫。志雪讒耻と云文あれは。本のまゝにてよろし。○父之讒以下。不<sup>コホス</sup>同<sup>コホス</sup>國<sup>コホス</sup>まで。出<sup>コホス</sup>禮曲禮<sup>コホス</sup>。○枕干不仕。本に不仕二字なし。今中臣本北野本熱田本に據る。禮記にもあり。さて居<sup>コホス</sup>父母之讒<sup>コホス</sup>以下。便闕に至るまで。檀弓文なり。但し國を天下に作れり。○壞<sup>コホス</sup>其陵<sup>コホス</sup>。記に欲<sup>コホス</sup>毀<sup>コホス</sup>其大長谷天皇之御陵<sup>コホス</sup>とあり。記傳云。毀は夜夫流と訓へし。此同事の下文に幾度も出たるを。多く破壊と書。又壞とも破とも書たり。

皆同く然訓へし。高く築きたる山を。毀破り玉はんとすなり。故彼處とは書るなり。書紀に櫻骨投散などあるは。例の潤色の夜夫流と云は。萬の物に亘る言なり。今世の心にては。塚などを毀つをヤフルと云。抑かく御陵をしも毀らむと所思しよれるは。彼父王之御屍を。地と等く埋賜ひしに。報玉ふ御心なりけんかすと云り。○連遭。通証云。易曰屯如遭如。注屯遭難行不進貌とあり。されと文選に遭<sup>コホス</sup>遇厄運<sup>コホス</sup>などあれは。ワサハヒと訓へし。仙傳に連遭をウチハヤキとよみ。色。書字類抄にも連字を然よめり。 ○忍壞。本に壞を壞に誤れり。今正せり。○老賢曰の下。集解に曰<sup>コホス</sup>上原有<sup>コホス</sup>老賢<sup>コホス</sup>二字。古本无とあるに據れば。なき方まさされり。史微に引るにも二字なし。○天皇曰善哉云々。記云。天皇深怨<sup>コホス</sup>下殺<sup>コホス</sup>其父王<sup>コホス</sup>之大長谷天皇<sup>コホス</sup>。欲<sup>コホス</sup>報<sup>コホス</sup>其靈<sup>コホス</sup>。故欲<sup>コホス</sup>毀<sup>コホス</sup>其大長谷天皇之御陵<sup>コホス</sup>。而遣<sup>コホス</sup>人之時<sup>コホス</sup>。其伊呂兄意富<sup>コホス</sup>命<sup>コホス</sup>奏言<sup>コホス</sup>。破<sup>コホス</sup>壞<sup>コホス</sup>是御陵<sup>コホス</sup>。不<sup>コホス</sup>可<sup>コホス</sup>遣<sup>コホス</sup>他人<sup>コホス</sup>。專<sup>コホス</sup>僕<sup>コホス</sup>自行<sup>コホス</sup>。如<sup>コホス</sup>天皇之御心<sup>コホス</sup>。破壞<sup>コホス</sup>以參出<sup>コホス</sup>。爾<sup>コホス</sup>天皇詔<sup>コホス</sup>。然隨<sup>コホス</sup>命宜<sup>コホス</sup>幸行<sup>コホス</sup>。是以意富<sup>コホス</sup>命<sup>コホス</sup>。自<sup>コホス</sup>下幸<sup>コホス</sup>而。少<sup>コホス</sup>掘<sup>コホス</sup>其御陵<sup>コホス</sup>之傍<sup>コホス</sup>。還<sup>コホス</sup>上復奏言<sup>コホス</sup>。既掘<sup>コホス</sup>壞<sup>コホス</sup>也。爾<sup>コホス</sup>天皇異<sup>コホス</sup>其早還<sup>コホス</sup>上<sup>コホス</sup>而詔。如何<sup>コホス</sup>破壞<sup>コホス</sup>。答曰<sup>コホス</sup>。少<sup>コホス</sup>掘<sup>コホス</sup>其陵<sup>コホス</sup>之傍<sup>コホス</sup>土<sup>コホス</sup>。天皇詔<sup>コホス</sup>之。欲<sup>コホス</sup>報<sup>コホス</sup>父王之仇<sup>コホス</sup>。必<sup>コホス</sup>悉破<sup>コホス</sup>壞<sup>コホス</sup>其陵<sup>コホス</sup>。何<sup>コホス</sup>少掘<sup>コホス</sup>乎。答曰<sup>コホス</sup>。所<sup>コホス</sup>以<sup>コホス</sup>爲<sup>コホス</sup>然者<sup>コホス</sup>。父王之怨<sup>コホス</sup>。欲<sup>コホス</sup>報<sup>コホス</sup>其靈<sup>コホス</sup>。是誠理也。然其大長谷天皇者<sup>コホス</sup>。雖<sup>コホス</sup>爲<sup>コホス</sup>父之怨<sup>コホス</sup>。還<sup>コホス</sup>爲<sup>コホス</sup>我之從父<sup>コホス</sup>。亦治<sup>コホス</sup>天下之天皇<sup>コホス</sup>。是今單取<sup>コホス</sup>父仇之志<sup>コホス</sup>。悉破<sup>コホス</sup>下治<sup>コホス</sup>天下<sup>コホス</sup>之天皇<sup>コホス</sup>者<sup>コホス</sup>。後人必誹謗<sup>コホス</sup>。唯父王之仇<sup>コホス</sup>。不<sup>コホス</sup>可<sup>コホス</sup>非<sup>コホス</sup>報<sup>コホス</sup>。故少掘<sup>コホス</sup>其陵邊<sup>コホス</sup>。既以是恥<sup>コホス</sup>。足<sup>コホス</sup>示<sup>コホス</sup>後世<sup>コホス</sup>。如此奏者<sup>コホス</sup>。天皇答詔<sup>コホス</sup>之。是亦大理<sup>コホス</sup>。如<sup>コホス</sup>命可也<sup>コホス</sup>。とあり。この紀と異なり。

九月。置目老困乞還日。氣力衰邁。老髦虛羸。要假扶繩。不能進步。願歸桑梓。以送厥終。天皇聞。惋痛。賜物千段。逆傷岐路。重感難期。乃賜歌曰。於岐每慕與。阿甫彌能於岐每。阿須用利簸。彌野磨我俱利底。彌曳孺哥謨阿羅牟。冬十月戊午朔癸亥。宴群臣。是時天下安平。民無徭役。歲比登稔。百姓殷富。稻斛銀錢一文。牛馬被野。

老髦。新撰六帖に。たらちねの親のいさめも昔にて。身は老はれの果をかなじき。頼政集。いつこそや妹か玉つさかくしおきて。おほえぬほどにおいはれにけり。日本靈異記に。慌ホレテ。保禮と云詞の例は。雅言集覽云。はれ俗に云放心したるにて。心を勞するあまりに。ボケたる意なり。本語はほるなるへけれど。大方はれこのみ云り。白文七十二。一年雖老未及老。と點したり。ほるも是と同語にて。次のほけとも同じ。但大かたは老人にはほけと云りとあり。なほほれて。はれたる。はれはて。はれまごふ。思ひほれ。ほれし。などの例をも。あまた引出られたれど。老髦の例は引もらされたり。要假。通證に當訓多登比と云り。さることなり。桑梓。類書纂要。稱郷里也とあり。詩小雅に出。賜物千段。通證云。四字見貞觀政要。段與正訓同。說文段推物也とあり。左訓にキマと訓ま。考云。千段とは布の

事か。絶の事か知られずと云り。於岐每慕與。記には與を夜に作れり。置目もよなり。慕與は助辭なれども。歎息く意をもこめたり。毛衣にて。阿甫彌能於岐每。淡海置目なり。阿須用利簸。自明日一者なり。彌野磨我俱利底。御山隱而なり。加俱禮を加俱利と云は。古言の活用なり。記傳云。此は山の隔たりて見えぬを云るなり。山へ入隠る。と云り。彌曳孺哥謨阿羅牟。不所見歎も將在なり。哥謨は疑辭なり。守部云。一首の意は。置目もよあはれ。近江の置目。これをたに父尊のかたみと。いとほしみつるに。明日よりは。八重山隠りにかきけちて。是を限りに遇見すなり。なにか別れうじとなり。かふる老孺を。かくまで所念看こそ。偏に大御父尊を重みし慕はせ玉ふ。みあまりなるそかじと云り。此事は既に。癸亥は六日なり。稻斛。本に斛を解に誤れり。今熱田本秘閣本中臣本集解に據て改む。さて斛を佐加と云るは。古言にて既に云り。拾遺集に。百さかに八十さかそへて給へりし。ちふさの報いけふそわかする。銀錢。始て見えたり。按に當初貨幣鑄造の事史に見えず。此に至て突然銀錢の文あり。依て記傳云。銀錢の見えたる疑はし。たごひ當昔銀錢を用ひし事ありとも。其は韓國よりわたせる銀なるへし。と云れたるは。さるここと聞えたり。然るに近頃。世に秘庫器録と云書出て。其文に云。神祇天皇十七年五月。武内宿禰博士和珥吉師等謀曰。自先朝。外國所貢。金銀及諸寶貨。已充。滿于府庫。宜以金銀。造貨幣。罷用寶玉。許。十八年二月。詔用玉。莫止。議案所。藏銀幣三十枚。穿圓孔。有文。磨滅不可辨。但金幣。開。と云る文を引て。この時の銀錢。即應神御世の模倣に式と云る説あれど。この秘庫器録と云もの。予も全部見たり。と。いと疑はしきことにも。更に信しかたし。なほ反正御世に。銅錢を造りしことと見えたり。さてまた近時刊行の大日本貨幣史に。顯宗天皇銀錢の圖二つを出せり。一は東京松浦弘所藏の品にて。徑一寸。重一錢八分。圓孔を穿ち。花文の如きもの。徽に見え。其二は三貨圖

鑿に載するものにて。徑一寸。重三錢。形狀相若けり。これまたたしかに當時のものなり。さて其後の事は。天武紀に。即位三年。對馬島貢銀鑄銀錢。同十二年四月壬申詔曰。自今以後必用銅錢。莫用銀錢。乙亥詔用銀莫止。など見えたるは。まことに皇國銀錢鑄造の始なるへし。○牛馬被野。本に牛字脱したり。今秘閣本中臣本。本書傍書及類史等に據る。さて被字訓。雄略紀に流字の訓と同じ。後漢明帝紀に。永平十二年。是歲天下安平。人無徭役。歲比登稔。百姓殷富。粟斛三十。牛羊被野。と云る文に據られたり。

# 日本書紀通釋卷之四十六

飯田武郷謹撰

顯宗天皇  
三年丁卯

三年春二月丁巳朔。阿閉臣事代銜命。出使于任那。於是月神著人謂之曰。我祖高皇產靈尊。有預鎔造天地之功。宜以民地奉我月神。若依請獻。我當福慶。事代由是還京具奏。奉以歌荒櫟田。壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠。

丁巳朔。本に巳上丁字を脱し。下に闕字あり。今熱田本北野本中臣本考本本書傍書に據る。通釋に當りて合へり。丙戌は三月の朔なり。○阿閉臣。孝元紀に出。○銜命。本銜を御に誤れり。熱田本に據て改む。○月神は。月讀尊の分御靈の神なるへし。然るは天神本紀に。天月神命壹岐縣主等祖とあり。または天孫降臨之時供奉三十二人之一也とあり。本體の月讀尊に坐さば。天孫に附て降臨すへきよしなし。また壹岐縣主の祖と坐へきにもあらず。此事は下に云へし。釋云。山城國葛野郡葛野坐月讀神社。名神大月壹岐島壹岐郡月讀神社。大。とあるは。此氏人にして祀れる御社なるへし。此時事代に託し玉ひしも。壹岐に



ての事なるへし。なほ次に云〇我祖高皇產靈。本に靈字脱。信友校本に靈下尊字あり。次も同じ。さて高皇產靈尊は。日神にも月神にも。自餘の神等にも御祖に坐すことは。已に神代紀に委く云おけり〇有預鑄造天地之功。天地とはあれども。こゝは國土萬物の事を旨と詔へるなるへし。さて國土萬物は。伊弉諾伊弉冊尊の造り玉へるなるは本よりなれど。其は顯在の御業なり。高皇產靈尊の幽冥より預加はりて。鑄造玉はすては。いかてか功成畢玉はん。これ天地を造れるに預玉へるなり。預は紀中アツフ。相副アツカル。クハ、ル。ソフなどよめり。この事既に綏靖紀に引て云り。見合すへし。さて鑄造は。卓氏藻林に鑄造造化所鑄鑄也などあるに據て。假て書る文字なり。ツクレルなど訓へし。本の訓は鑄鑄になつみて附たるものなるへし。さて天地萬物のなれる。悉產靈大神の產靈に因て成れるなれば。事代か此般任那に御使として。此隣界なる壹岐對馬に罷至りては。故に高皇產靈尊を祭りて彼土に渡るへきを。さる事のなかりしを以。其處に坐す月神日神の。かく託宣したまへるものなるへし。さて此島なる御神は。式壹岐島壹岐郡高御祖神社とある即これにて。此神の御心を奉て月神の御教坐る。其即式同郡に坐月讀神社なるへし〇我月神。三字一句なり。本の訓は誤れり。我とは月神の自ら宜ふ言なり〇我當福慶。四字一句なり。この我も月神の我なり。訓は誤れり。通證云。此時任那亂。是以事代出使。而神教之。則福慶是治平任那之事と云り〇歌荒榎田。注歌荒榎田在山背國葛野郡。この注文は恐くは私記の挿入なるへし。本に榎字を脱せり。今中臣本本書傍書に據て補へり。さて此地は注に云る

か如く。山城國葛野郡にて。日本紀畧に。延曆十二年正月。相山背國葛野郡宇太村之地。爲遷都一也。類史に延曆二十五年以山城國葛野郡宇太野爲山陵とある。宇太即歌の地なり。荒榎田今嵐山とある。此名の残れるなりと云り。嵐山考云。此山を嵐山としも稱ふるは。いつれの時に始まりて。いかなる故由あるにかとつら／＼考るに。國史はさらなり。萬葉古今後撰集等の歌にも見えす。小倉山の歌は彼是見えたり。拾遺集に至て始て見ゆ。玆に於て思ふに。顯宗紀三年歌荒榎田とありて。其注に在山背國葛野郡と見えたり。これ即て此の事にて。其近きわたりにある山なれば。もとは荒榎山といひしと見えて。松尾神社鎮坐記には。山城國山田庄荒子山とあり。此はアラス山と訓へきを。音訓相まじへて。アラス山とよみ誤まりしを。日本紀通證山城名勝志などに引て。アラス山とよみしより。終に嵐は花紅葉を散すものなる故。そのかこちくさに。嵐山としも書くやうにはなりしものなるへし。武郷云。こ<sub>の</sub>傳粉らばし。かくてはあらし山と云は。さてまた小倉山と云は。文字は假字にて。昔は此嵯峨の山々木立いと深く生茂り。小暗きにより。小暗山の義にて。總て此わたりの山の總名なりけむ。しかるに山城名勝志などに。小倉山を二尊院の後の山とし。龜山を天龍寺の上の方とし。嵐山を大堰川より西とやうにいひて。みな別處としたれども。無題詩に。藤原明衡の法輪寺に遊へる詩に。暫出俗寰尋靜境。法輪寺裏養心情。倩望山月清明影。還怪空傳隱暗名。と作れる法輪寺は。あらし山の麓南の方に在るを。空傳隱暗名といへるも。小暗山の證とすへし。また鈴屋大人の玉勝間に。新勅撰集定家卿歌に。名もし

るし峰のあらしも雪とふる。山櫻戸の曙の空。とよまれしも小倉山の歌にて。名もしるしは。小暗といふ名もしるしと云ふことなるよし載せられたり。また後撰集に。大堰川うかへる舟の篝火に。をくらの山は名のみなりけり。と在五中將のよまれしも。大堰川によみ合されたるをもて。をくらの山とは即てあらし山なること明らけし。かゝれば小倉山はもと此わたりの總名にて。龜山も嵐山も。共に小倉山の内なから。多くは嵐山をさして小倉山とはいへるなりけり。されは此山。もとは荒標山といひしを。暗きまてに木立の茂れるによりて。小倉山ともいひけんこと。上にいへるかことし。以上嵐山考と云れる抄なりたるにて。荒標の地理知られたり。さて田としも云るは。神に奉る料の御田より。即て地名ともなれるなるへじ。次にも磐余田。及田。十四町などあり。 ○壹岐縣主は。壹岐直と同じ。壹岐直眞根子と云人。應神紀に出て。此氏の事そこ云り。姓氏錄右京皇別記。壹岐直。天兒屋根。命九世孫。雷大臣命之後也とあり。 松尾社家系圖に據に。右の眞根子命は。雷大臣命の子に。大小橋命。眞根子命。日本大臣。弟子命と四人の子ありて。眞根子命の譜に。神功皇后御世。眞根子隨父趣三子韓。歸朝之後尙留于壹岐島。成三韓國。因玆子孫以本其本姓。或稱中臣。稱下部。或依地名。稱壹伎。壹伎本雪字訓也とあり。これにて此氏の此島の縣主となりし由縁知られたり。眞根子命の子御身足尼命。其子大田彦命。其子酒人命。或佐賀。彦命。 其子神奴子命。或神八。子命。 其子忍見命。即この押見宿禰なり。譜に云。十八世忍見命。山城壹岐對馬等下部遠祖也。山背歌荒洲田之元祖。母紀大磐宿禰女。顯宗天皇三年。阿閉臣事代命出子于任那。於是月讀神著人謂之曰。我祖畧。畧。山背葛野郡歌荒洲田之地十五町。天

兒屋命十八世孫。壹岐島司下部宿禰忍見。奉幣於高皇產靈月讀宮。以主神事。三代實錄載。忍見足尼始自神代。供龜卜事云々。忍見宿禰始自壹岐島。遷居山背國葛野郡歌荒洲田地。宿禰神社今在松室里とあり。この忍見命の子大富命。母物部日連女。其子十握命など。なほ其嗣々も見たり。 三代實錄貞觀五年。壹岐島石田郡人。宮主從五位下下部是雄。神祇權少史正七位下下部業孝等。賜姓壹岐宿禰。其先出自雷大臣命。また同十四年は雄卒。是雄壹岐島人也。本姓下部。改爲伊伎始祖。忍見足尼命始自神代。供龜卜事。厥後子孫傳習祖業。備於下部。是雄卜數之道尤究其要。と見えたるは。正しく此押見宿禰の裔の京に住るなり。右に見えたる如く。壹岐氏は雷大臣命の末なる事明らかなるを。舊事本紀に天月神命壹岐縣主等祖とあるは。いと疑はし。殊にこの月神命は。天孫降臨之時供奉三十二人之一也とあるなど。何とも心得かたし。此氏の始祖にて。天孫降臨の時御供仕奉りしは。天押雲命に坐せと。此神を月神命など云へくもあらず。此は思ふに押見宿禰か壹伎島なる月讀神社の祠に侍。ツカヘマツれりしより。かゝる混の説は出來しものか。かにかくに詳ならず。大日本史氏族志壹伎氏の下にも。舊事本紀云。天月神壹岐縣主等。さて其後は。淳和御時に外從五位下壹岐直戈麻呂。祖。出雲屬土記云。伊支遠祖天津日子命。世系並不詳とあり。 爲壹岐島造。と云事。類史に見えたり。この島造の事に付ても。氏族志に。按舊事本紀。伊吉島造。磐余玉穗朝代。石井。從者。體朝新羅人從。磐井。作。亂時。天津水鏡。上毛布直造。文義不明。推而考之。代疑當。作。伐。似。言。繼。功。因爲。島造。然他無可證者。故附俟。後考。と云へり。 なほ此氏の人。其後の書に見えたれど。用なければこゝにいはず。

三月上巳。幸後苑。曲水宴。夏四月丙辰朔庚申。日神著人謂阿閑臣事代曰。以磐余田。獻我祖高皇產靈尊。事代便奏。依神乞獻田十四町。對馬下縣直侍祠。

上巳。此月丙戌朔。癸巳八日なり。○庚申。五日なり。○日神。釋紀云。日神天照太神也。神名帳曰。山城國葛野郡木島坐天照御魂神社。名神大月次相嘗新嘗とあり。式對馬島下縣郡阿麻氏留神社。此神なるへし。按にこれまた天照大神の分御靈の神に坐ますへし。天神本紀に。天日神命對馬縣主等祖とある。是も天孫降臨之時。供奉三十二人之一とあれば。旁疑はしき神の御名なること。天月神命に同じ。さて又これは事代か對馬に至れる時の事なるへし。○著人謂。日神の此御託宣に。高皇產靈尊の天地を造り玉へる御功の事を。詔へる事なきは。月神の御託宣にゆつりて省かれたるものなり。○磐余田。大和國十市郡にあり。同郡目原坐高御魂神社とあるは。此時よりの事なるへし。御社の事。和州五郡神社略解に。在河邊郡目原村(近代作木原)高森神社家者直設曰。目原神社二座。高皇產靈尊。天馬下縣直。秘閣本直を主とあり。誤なるへし。倭名抄對馬島上縣阿加多郡下縣郡とあり。國造本紀に。津島縣直。桓原朝。高魂尊五世孫建彌己々命改爲直とあり。上下と分れたるは。後の事にて。元はた縣と云けむ。粟田寛云。桓原朝は誤なるへし。建彌己々命見あたらす。命字下に。後某人某朝代などの字あるへきなり。改爲直。これも誤とこそおほゆれ。薩摩國造條に。曰佐改爲直と云例はあれど。此對馬なるは。固より直姓と聞ゆれば。改爲直と云へき由なし。故つらく考ふるに。須上の例の如く。直改爲國造とありしにやあらんと

云。記には。天善比命之子建比良鳥命。此者津島縣直之祖也とあり。記傳には。右の「建比良鳥命」を。建比良鳥命の誤なりと云ひて。天津彦根命の後と云ふを誤とせられたり。なほ考へし。また姓氏錄未定攝津に。津島直。天兒屋根命十一世孫。雷大臣命之後者。攝津神別記。津島朝臣。大中臣朝臣同祖。津速魂命三世孫。天兒屋根命之後也。とあるも一なるへし。神名式對馬島下縣郡雷命神社。とあり。これも縣直とはなけれど。上の壹岐縣主の雷大臣の後なるに合せて考れば。これも由あり。こゝなるはいつれのすちにか定めかたし。なほよく考へし。上に引る天神本紀の。○右の兩度の御託言。詳なることは元より知へからねども。いと止事なし。産靈神の天地萬物を鎔造り玉へることは。御名義にてさたかに知られたれど。日神月神のかくまて人に著りて。顯しく託宣したまふこと。此文を置ては何かはある。いとも類ひなき御言なりかし。さて記傳に云れたるは。此時の由縁と見えて。山城國葛野郡葛野坐月讀神社。木島坐天照御魂神社。大和國十市郡目原坐高御魂神社二坐。對馬島下縣郡高御魂神社。阿麻氏留神社など式に見えたり。抑かく後の世まで。其處々に重く祭祠玉ふを以て。かの神著の詔言の。おほろけならさりしほとをも。産巢日神の御功の大きなるほとをも思ひはかるへし。と云れたるは。けにさる言なり。

戊辰。置福草部。庚辰。天皇崩于八鈞宮。是歲。紀生磐宿禰。跨據任那。交通高麗。將西王。三韓。整脩官府。自稱神聖。用任那左魯那奇。他甲肖等計。殺百濟。適莫爾。解於爾林。築帶山城。距守東道。斷運

糧津。令軍飢困。百濟王大怒。遣領軍古爾解。內頭莫古解等。率衆趣于帶山。攻於是生磐宿禰。進軍逆擊。膽氣益壯。所向皆破。以一當百。俄而兵盡力竭。知事不濟。自任那歸。由是百濟國殺佐魯那奇。他甲肖等二百餘人。

戊辰は十三日なり。○福草部。姓氏錄左京神別。三枝部連。額田部湯坐同祖。顯宗天皇御世。喚集諸氏人等。賜饗饗。于時三莖之草生於宮庭。採以奉獻。仍負姓三枝部造。また大和神別。三枝部連。天津彦根命十四世孫。建許呂命之後也。顯宗天皇御世。諸氏賜饗饗。于時宮庭有三莖草。獻之。因賜姓三枝部造。とあり。此時の事なるへし。さて福草。訓にサイクサとあるは音便な。いかなる草ぞと云に。記傳云。冠辭考さ。きくさの條に。古に三枝と書て佐紀久佐と云し物は。佐由理花なるへしと云て。古事記神武段なる。其河謂佐章河。由者。於其河邊。山由理草多在。故取其山由理草之名。號佐章河也。山由理草之本名云。佐章也。とある文を引て。佐章と佐紀と普通ふと云れき。信に古は此佐章草を三枝とも云て一物なるへし。さて神名式に。大和國添上郡率川坐大神御子神社三坐。これを或書に。三坐中は此伊須氣余理比賣命。左は事代主神。右は玉櫛媛なりと云り。さもあるへし。かくて神祇令に孟夏三枝祭。義解に率川社祭也。以三枝華飾酒樽祭。故曰三枝也とあり。由緒あることなりけりと云り。今按に。由理も

もとより佐紀久佐なるへけれと。姓氏錄なる三莖之草生宮庭。採以奉獻。また宮庭有三莖草。獻之。なとある。いと稀有しきさまなれば。由理とも見えす。なほこれはかの延喜治部式に。福草瑞草也。朱草別名也。生宗廟中。また文德實錄に。駿河國獻瑞草。紫葉朱莖。或謂之芝。とあるものなるへし。今世之を靈芝ともいへり。さて由理を三枝と書るは。和名抄に葛を。文字集略云。葛草枝々相値。葉々相當也。和名佐木久佐。また蕪荳。和名佐木久佐奈。一云美乃波とある如く。枝々相値。葉々相當るさまを以。義訓せしなるへし。さて記に忍齒王の御事を。御齒者如三枝。押齒坐といふ詞あり。これはゆりを三枝として云るものにて。冠辭考に此を引て。襲重なれる齒のおはせるを云とあり。如三枝とは。彼草の三莖の相對へる狀に。重なれる御齒にそありけん。と記傳に云へり。また萬葉に。さき草を中の枕詞とせるも。三あるものは必中あるゆるに。かくつゞけたり。古今序に。さき草の三は四はに殿つくりせりとあるも。三はの枕詞に用ゐたるなるへしと和訓栞に云り。されは佐伎草と云に二義ありて。この福草は瑞草なるを以。さる名を負せしものとすへし。さて今しもかゝる瑞草の。宮庭に生せしをよろこはして。其部の民を定め置き。其を探て献れる人を。其部の連と定め玉へるは。彼稚櫻部連などの例なり。續紀神龜三年九月。内裏生玉來。勅令朝野道俗等。作玉來詩賦。とある玉來も靈芝の事なりと。乘燭談に云り。これをも考合せて。これも由理にあらざること知るへし。○庚辰。二十五日なり。○天皇崩。古事記に天皇御年參拾捌歲。大日本史云。本書享年缺。古事記水鏡並曰三十八。一代要記歷代皇紀神皇正統記皇年代略記並四十八。未レ知孰是とあり。紹運錄云。顯宗天皇。九歲三十九年庚寅誕生。此文に據て推考すれば。崩年は三十八年に坐せり。これを正しとすへし。さらば御兄仁賢の。九

恭天皇三十八年己丑の御降臨と。諸書に見えたるに合はず。この事はなほ下に小中村清規説あり。さてこの天皇無胤と舊事紀にあり○紀生磐宿禰。雄略紀九年に。この人の事見えて。紀大磐宿禰に作れり。生大通用せし例は。萬葉三生石村主真人を。續紀天平勝寶二年正月處に。大石村主真人と見えたり○跨據。通證云。阿登古比。今云。阿登古衣。又訓。末多賀留。とあり。或人云。字鏡集色葉字類抄類聚名義抄等に。アットコヒと注せり。文選蜀都賦に跨躡とあり。新撰字鏡。踏跨齊足而踊之貌。阿不止己牟と注せり。是はまたかるに當る古言なるへし。物類稱呼に。跨を東國にてアゴムと云と云と云り。義詳ならず○交通高麗。此時高麗は第二十世巨璉長壽王と稱す。か七十五年にあたり。史記通鑑共に思ひあたる事なし。巨璉は廣開土王の嗣なり。○將西王三韓。通證に西對。下文東道。看とあり。此時新羅は二十一世炤智慈悲王の子。か九年なり。三國史記に。炤智八年この前夏四月倭人犯邊。と云事見えたり。この生磐宿禰なごかしわさによ。百濟は二十三世牟大即東城王なり。また末多とも云。上に出。か九年にあたり○整脩官府。本に官を宮に誤る。今熱田本考本に據る。さてこれは任那にある我が官府なり○自稱神聖。これは名を神聖と稱せしなるへし○左魯那奇。他甲肖。二人の名なり。下文左を佐に作る。熱田本中臣本釋紀に肖を背に作れり。下同○爾林。爾林高麗地也とあるを集解云。六字私記攙入。按應神天皇十六年紀。爾林任那地名とあり。されど私記の攙入にはあらず。こゝなるは應神紀なる任那の爾林とは異なるへし。これをはしめは任那の地なりしか。後に高麗に併せられしなり。百濟適莫爾解は。百濟より任那の官府に來り居るものなるへし。云る説あれど。其非なるよし既に云り。應神紀諸略見合すへし。百濟適莫爾解は。百濟より任那の官府に來り居るものなるへし○帶山城は。全羅道にあり。文献備考云。百濟大尸山郡。新羅大山郡。高麗泰山

郡。入古本朝秦仁縣。太宗朝併仁義爲縣とあり。此處は百濟の通路に當れる要害の地なるへし。シトロは韓語なり。山をムレといひ。城をサシと呼ふこと。既に神功紀にみゆ。シトロモは誤なるへし○距守東道。集解。按百濟東通。任那之道と云り○令軍飢困。百濟の軍の。任那に打入へき道を斷ちて。飢困せしめたるなるへし○百濟王大怒。東城王なり。北野本に王字なし○領軍古爾解。内頭莫古解。領軍内頭共に百濟官名なり。通鑑云。百濟古爾王二十七年。内頭佐平掌庫藏事とあり。古爾解莫古解二人名なり○知事不濟は。王三韓。たらむと爲し謀の濟らざりしなり○自任那歸。皇朝へ歸たるなり。朝廷にては。此謀を更に知し看し玉はさりしにや。いとふかし。

億計天皇 仁賢天皇

史記宋世家曰。微子故能仁賢。代武庚。故殷之餘民甚戴愛之。

億計天皇。諱大脚。更名大爲。自餘諸天皇。不言諱字。字島郎。弘計天皇同母兄也。幼而聰穎。才敏多識。壯而仁惠。謙恕溫慈。及穴穗天皇崩。避難於丹波國余社郡。白髮天皇元年冬十一月。播磨國司山部連小楯。

仁賢天皇紀

詣<sup>ツキヤコ</sup>京<sup>ミヤ</sup>求<sup>モトメ</sup>迎<sup>ムカフ</sup>。白髮<sup>シラカミ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>尋<sup>ヒ</sup>遣<sup>ツケ</sup>小楯<sup>コタテ</sup>持<sup>テ</sup>節將<sup>ツクシ</sup>左右舍人<sup>サマシヤノヒト</sup>。至<sup>キ</sup>赤石<sup>アカシ</sup>奉<sup>ムカフ</sup>迎<sup>ムカフ</sup>。二年<sup>ニ</sup>夏<sup>ナツ</sup>四月<sup>シツキ</sup>。遂<sup>ス</sup>立<sup>テ</sup>億計<sup>イハヒ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>爲<sup>シ</sup>皇太子<sup>ミコ</sup>。五年<sup>ニ</sup>白髮<sup>シラカミ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>崩<sup>ク</sup>。天皇<sup>ミカド</sup>以<sup>テ</sup>天下<sup>ツクシ</sup>讓<sup>ス</sup>弘計<sup>ヒロヒ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>爲<sup>シ</sup>皇太子<sup>ミコ</sup>如<sup>シ</sup>故<sup>ノ</sup>。二年<sup>ニ</sup>夏<sup>ナツ</sup>四月<sup>シツキ</sup>。弘計<sup>ヒロヒ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>崩<sup>ク</sup>。

億計<sup>イハヒ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>。通證<sup>ツウシ</sup>云<sup>フ</sup>。億<sup>イハヒ</sup>大<sup>オホ</sup>之<sup>ノ</sup>義<sup>イハレ</sup>也<sup>ナリ</sup>。與<sup>ニ</sup>弘計<sup>ヒロヒ</sup>以<sup>テ</sup>大小<sup>オホコチ</sup>表<sup>ス</sup>兄弟<sup>ケイテイ</sup>耳<sup>ナリ</sup>。古事記作<sup>ス</sup>意富<sup>イフ</sup>祁命<sup>イヒノミコト</sup>とあり○諱<sup>ナリ</sup>の事は。既に神武紀に云り○大脚<sup>オホタシ</sup>更名<sup>ナリ</sup>大爲<sup>オホス</sup>。顯宗紀に更名<sup>ナリ</sup>大石<sup>オホイシ</sup>尊<sup>ツノ</sup>と書り。記傳云<sup>フ</sup>。大脚<sup>オホタシ</sup>大爲<sup>オホス</sup>。上に大石<sup>オホイシ</sup>とあるは。文字<sup>ナリ</sup>のかはれるのみにこそあれ。みなひとつにてオホシなり。又島稚子<sup>シマノコ</sup>と島郎<sup>シマノロ</sup>とも一ツなり。郎<sup>ノ</sup>字<sup>ナリ</sup>ワクコと訓<sup>ナリ</sup>へし。さて大脚<sup>オホタシ</sup>も島郎<sup>シマノロ</sup>も。共にたゞ更名<sup>ナリ</sup>なるを。諱<sup>ナリ</sup>字<sup>ナリ</sup>と云るは。漢<sup>オホ</sup>さまにかけられるのみなりと云り。此説<sup>ナリ</sup>に據<sup>ル</sup>らは大爲<sup>オホス</sup>をもオホシと訓<sup>ナリ</sup>へきか○注<sup>ナリ</sup>自餘<sup>オノノカ</sup>諸<sup>オノノカ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>云々。この注<sup>ナリ</sup>の事も既に云り。然るに集解<sup>ナリ</sup>に此<sup>ナリ</sup>二十二<sup>ニ</sup>字<sup>ニ</sup>私記<sup>シ</sup>攙入<sup>ス</sup>として削<sup>ス</sup>りたるは非<sup>ナリ</sup>なり。これは此<sup>ナリ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>に始<sup>メ</sup>て諱<sup>ナリ</sup>と云るは。舊本<sup>ナリ</sup>に據<sup>ル</sup>るにて。私<sup>ナリ</sup>に書<sup>ク</sup>るには非<sup>ナリ</sup>ることを。撰者<sup>ナリ</sup>の謹<sup>ナリ</sup>みてかくことわり置<sup>ケ</sup>れたるにて。いとたふとし。されは記傳<sup>ナリ</sup>に。諱<sup>ナリ</sup>字<sup>ナリ</sup>は撰者<sup>ナリ</sup>の漢<sup>オホ</sup>さまに書<sup>ク</sup>ると云れたるもあたらす。しか此<sup>ナリ</sup>天皇<sup>ミカド</sup>に限りて。漢<sup>オホ</sup>さまにさる文字<sup>ナリ</sup>を加<sup>フ</sup>ふべきにあらず。全く舊本<sup>ナリ</sup>に據<sup>ル</sup>るにこそあれ○字<sup>ナリ</sup>島郎<sup>シマノロ</sup>。皇朝<sup>ナリ</sup>にて字<sup>ナリ</sup>を云るは。此<sup>ナリ</sup>を始<sup>メ</sup>とすへし。但し此<sup>ナリ</sup>御世<sup>ミコトノヨ</sup>頃<sup>ノ</sup>には。漢<sup>オホ</sup>様<sup>ノ</sup>にならひて。さるさまにも記<sup>ス</sup>しなごせしもの。外<sup>ナリ</sup>にもあるへけれど今傳<sup>ナリ</sup>は

らず。さて字<sup>ナリ</sup>と云<sup>フ</sup>名義<sup>ナリ</sup>は詳<sup>ナリ</sup>ならず。一説<sup>ナリ</sup>に交名<sup>マナナ</sup>にて。まことの名<sup>ナリ</sup>に交<sup>フ</sup>へて。共に呼<sup>フ</sup>じよりしか云<sup>フ</sup>けらしと云<sup>フ</sup>説<sup>ナリ</sup>あれと信<sup>ズ</sup>かたし。共に呼<sup>フ</sup>じなりと云<sup>フ</sup>るはさもあるへし。されは漢<sup>オホ</sup>土<sup>ノ</sup>の風俗<sup>ナリ</sup>を強<sup>ク</sup>て移<sup>ス</sup>せるにもあらし。儀禮<sup>ナリ</sup>士冠禮<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>。冠<sup>ス</sup>而<sup>テ</sup>字<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。敬<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>也<sup>ナリ</sup>。君父<sup>ノ</sup>之前<sup>ニ</sup>。獨<sup>リ</sup>自<sup>ラ</sup>書<sup>ク</sup>者<sup>ナリ</sup>。則<sup>チ</sup>稱<sup>ス</sup>字<sup>ヲ</sup>也<sup>ナリ</sup>。など云<sup>フ</sup>るとは。いたく異<sup>ナリ</sup>なり。さるは紀<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>に出<sup>ル</sup>たる其<sup>ノ</sup>例<sup>ヲ</sup>を一<sup>ツ</sup>ニ<sup>ツ</sup>擧<sup>ゲ</sup>げは。孝德<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>に大伴<sup>ノ</sup>長德<sup>ノ</sup>字<sup>ナリ</sup>馬飼<sup>ノ</sup>。蘇我<sup>ノ</sup>臣<sup>ノ</sup>日向<sup>ノ</sup>字<sup>ナリ</sup>身刺<sup>ノ</sup>の類<sup>ナリ</sup>なり。年々<sup>ニ</sup>隨筆<sup>ニ</sup>に云<sup>フ</sup>。から國<sup>ノ</sup>の字<sup>ナリ</sup>は。みな二字<sup>ニ</sup>なるを。皇國<sup>ノ</sup>のは多く一字<sup>ニ</sup>にて。菅<sup>ノ</sup>三文琳<sup>ノ</sup>などやうに。姓<sup>ヲ</sup>を加<sup>フ</sup>へて二字<sup>ニ</sup>なり。ゆるある事<sup>ナリ</sup>なるへし云々。そもくあさなど云<sup>フ</sup>義<sup>ナリ</sup>か。いかなる事<sup>ナリ</sup>ならん。このか<sup>ラ</sup>流<sup>ヲ</sup>を除<sup>ク</sup>て。實名<sup>ナリ</sup>ならぬ名<sup>ヲ</sup>のりを。みな字<sup>ナリ</sup>といふめり。今昔物語<sup>ニ</sup>に。字<sup>ナリ</sup>太之介<sup>ノ</sup>。字<sup>ナリ</sup>澤股<sup>ノ</sup>四郎<sup>ノ</sup>などいふかみえたるは。今時<sup>ノ</sup>の俗名<sup>ナリ</sup>のさまなり。日本靈異記<sup>ニ</sup>に字<sup>ナリ</sup>上田<sup>ノ</sup>三郎<sup>ノ</sup>。萬葉集<sup>ニ</sup>に字<sup>ナリ</sup>仲郎<sup>ノ</sup>といふあり。武部<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。仲郎<sup>ノ</sup>も。兼足<sup>ノ</sup>字<sup>ナリ</sup>。兼行<sup>ノ</sup>を字<sup>ナリ</sup>といふ事<sup>ナリ</sup>。古よりありこしなりけり。玉葉<sup>ニ</sup>に字<sup>ナリ</sup>伊與内侍<sup>ノ</sup>。字<sup>ナリ</sup>辨内侍<sup>ノ</sup>などいふ事<sup>ナリ</sup>のみゆるは。今はよひ名<sup>ナリ</sup>といふにや。十訓抄<sup>ニ</sup>に。南都<sup>ノ</sup>の舞師<sup>ノ</sup>に字<sup>ナリ</sup>和博士<sup>ノ</sup>晴遠<sup>ノ</sup>といふ人<sup>ナリ</sup>あり。宇治拾遺物語<sup>ニ</sup>に。ぬす人の大將軍<sup>ノ</sup>保輔<sup>ノ</sup>か。保昌<sup>ノ</sup>朝臣<sup>ノ</sup>にあさなはかまたれといはれ候<sup>ヘ</sup>といへるは。今時<sup>ノ</sup>のすまひのつくなのりといふ物<sup>ナリ</sup>。またぬす人<sup>ノ</sup>。はくち打<sup>ノ</sup>のつくあた名<sup>ナリ</sup>といふ物<sup>ナリ</sup>に似たり。字<sup>ナリ</sup>はやかてその異名<sup>ナリ</sup>のうつれるにて。本義<sup>ナリ</sup>ならんかし。又日本紀<sup>ニ</sup>には億計<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>諱<sup>ナリ</sup>大爲<sup>ノ</sup>字<sup>ナリ</sup>島郎<sup>ノ</sup>とあり。彼紀<sup>ニ</sup>は漢風<sup>ナリ</sup>にかきたる所<sup>ナリ</sup>多<sup>ク</sup>かれと。こゝはその例<sup>ナリ</sup>にもあらず。自餘<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>言<sup>フ</sup>諱<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>。而至<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>。獨<sup>リ</sup>自<sup>ラ</sup>書<sup>ク</sup>者<sup>ナリ</sup>。據<sup>ル</sup>舊本<sup>ナリ</sup>耳<sup>ナリ</sup>。とあるは。はやく此<sup>ノ</sup>紀<sup>ノ</sup>よりもさきに。しか漢風<sup>ナリ</sup>なる史<sup>ナリ</sup>もありしなりけり。こは文飾<sup>ニ</sup>にて實<sup>ニ</sup>に非<sup>ズ</sup>。いにし

へ王たちの御名。必しも一つに限らざりける物なれば。億計大爲島郎みな御名なり。諱にも字にも非す。思ひまかふ事勿れと云り。記傳には。島郎をシマノワクコと訓て。顯宗紀に島稚子と同じと云り。さて或人云。此御名は。和名抄に丹波國何鹿郡郷名志麻。同國船井郡郷名にも志麻あり。式に同郡島物部神社もあれば。島郎とは丹波に坐し間の御名なりけん。顯宗天皇の更名を。來目稚子と申せるも同じと云る。さもあるへし。幼而聰穎。本に而字脱したり。今北野本中臣本熱田本秘閣本考本。及舊事紀等に據る。聰穎晋書にあり。壯而。本に壯を然に誤る。今中臣本北野本及舊事紀等に據る。○白髮天皇元年。元年は誤なるへし。京本に二年とあり。從ふへし。○二年夏四月。舊事紀に三年に作る。從ふへし。集解には改めたり。○弘計天皇。傍注に弘一本雄とあり。北野本にもこのあたりの弘を。いつれも雄に作れり。

元年戊辰

元年春正月辛巳朔乙酉。皇太子於石上廣高宮。即天皇位。或本云。億計天皇之宮。有二所焉。一宮。有二三所焉。一宮。於川村。二宮。於縮見高野。其殿柱至今未朽。

二月辛亥朔壬子。立前妃春日大娘皇女爲皇后。春日大娘皇女。大泊瀨天皇娶和珥臣深目之女童女君所生也。遂産一男六女。其一曰高橋大娘皇女。其二曰朝孀皇女。其三曰手白香皇女。其四曰樟氷皇女。其五曰橘皇女。其六曰小

泊瀨稚鷯鶴天皇。及有天下。都泊瀨列城。其七曰眞稚皇女。一本。以樟

于第二。以手白香皇女。列于第四。爲異焉。次和珥臣日爪女糠君娘生一女。是爲春日山田皇女。一本云。和珥臣日觸女大糠娘。生一女。是爲山田大娘皇女。更名赤見皇女。文雖稍異。其實一也。

乙酉。五日なり。○石上廣高宮。石上既に出。記傳云。廣高宮は稱贊へたる號なるへし。神代卷に其造宮之制者。柱則高太。板則廣厚。なごもありと云り。此宮の地。帝王編年記に。山邊郡石上左大臣家北邊田原とあり。大和志に山邊郡嘉幡村。舊都趾要覽云。二階堂村大字嘉幡字都田の地。これ皇居の一局部なるへし。其地荒廢すとあり。○即天皇位。大日本史即位下注に。水鏡皇年代畧記。並曰年四十。按本書享年缺。故不書とあり。さて公卿補任に依て。同書に大臣平群眞鳥。大連大伴室屋如故とあり。○一宮於川村。播磨國なり。次に云。縮見高野。倭名抄播磨國美蓋郡志深。高野。播磨風土記云。美蓋郡志深。自此以後。更還下造宮於此土而坐之。故有高野宮。少野宮。川村宮。池野宮。又造倉之處。即號御宅村。造倉之處。號御倉尾。高野里坐於祝田社。神。玉帶志比古大稻女。玉帶比賣豐稻女。などありて。川村も高野も播磨なること知られたり。なほ顯宗紀にも引て云り。殿柱至今未朽。此宮蹟今は如何あらん。よく尋ねまほしきことなり。○壬子。二日なり。○春日大娘皇女。この皇女記には雄略段に洩て見えず。此紀には同紀五

年の處に見えたり。注は私記の攪入なるへし○遂産。舊事紀に産を生に作れり○高橋大娘皇女。記に高木郎女とあり。記傳云。景行天皇の御子に高木比賣命。應神天皇の妃に高木入比賣命など云あり。書紀に高橋大娘皇女とある是なるへし。高橋は大和國添上郡の地名なり。書紀神代卷。又武烈卷の歌。と云り。されど水戸などにもみゆ。熊母の更名も高橋皇女とあり。同地なるへし。本に。按雄略紀注。春日大娘皇女。更名高橋皇女。而其所生女亦名高橋大娘。母子同名。其義未詳とあり。さることなり。なほ記の方なるへし○朝嬬皇女。記に此皇女なし。朝嬬地名なり。大和國葛上郡朝妻村あり○手白香皇女。記に手白髮郎女とあり。記傳云。白髮は借字なり。御名瓦器名なり。貞觀儀式大嘗に水部一人執多志良加。大嘗儀式。宮内式。江家次。第などにもかくみゆ。四時祭式供神今に多志良加四口。大嘗祭式供神御雜に多志良加八口。主計式に多志良加八口。主計式に多志羅加二口。受一また手白髮瓶四口などある是なり。水部執とあるを思へば。水を入る器にや。又受一斗と。さして御名に負坐るは。其由あるへしと云り。此皇女繼體の皇后と成坐り。また此天皇御兄弟の御母押齒王の妃を。手白髮命と申せりしこと。播磨風土記にみえて上に引り。諸陵式に手白香皇女。在二山邊郡。即中山村。俗云二殿墓とあり○樟氷皇女。記に久須毘郎女とあり。奇ひの義か又地名か○橘皇女。記に財郎女とある是なるへし。此皇女宣化の皇后と成坐り。其紀には橘仲皇女とあり。記にも其段に○小泊瀬稚鷯鵲天皇。記には小長谷若雀命とあり。記傳云。小長谷は長谷に坐るに因り。大長谷天皇に對へて小と申せるなり○泊瀬列城。城上郡泊瀬なり。本紀に詳にす○眞稚皇女。記に眞若王とあり。男王なるへし○注一本云々。この一本の皇女の次序。記と合へり

○和珥臣日爪。本に珥字を脱せり。今熱田本考本秘閣本本書傍書に據る。また日を日に誤る。今本書傍書熱田本北野本中臣本考本等に據て改む。また爪を爪に作れる本は誤なり。次に云ふ。記に丸邇日爪臣とあり。記傳云。日爪は比都麻と訓へし。爪を記の延佳本に爪と作て。フリと訓るは。例のさかしらのひかことなり。其は書紀の分注に。日觸とあるを思ひてなるへけれども。彼分注の説は。應神天皇の妃に。和珥日觸使主の女なるかあると。混ひたるひかことなり。彼日觸此記に比布禮とあり。さて又瓜をふりと云ることなし。此人師木島宮段にも。紛れて又出たるを。書紀に日爪と作れたるは。爪は爪を誤れるにて都麻なり。神代紀に。帆津姫命などありて。帆はフマと訓字なり。萬葉に眞木のつまてなとあるも是なり。字鏡に爪指也。爪刺也云々。豆平とあれど。此字にはあらず。さて爪は都米なれども。都麻も常に云りとあり○糠君娘。記に糠若子郎女とあり。記傳云。奴加能和久基と訓へし。糠和名抄には見えす。字鏡に枕俗作<sub>レ</sub>糠云々又奴可と見え。又萬葉四に不<sub>レ</sub>敷と云辭に。糠と借て書り。此糠を書紀にアラと訓るは非なり。あらに此字を用ひむ事あるへくもあらず。さて若子は和久基と訓へき例なり。又某若子と云例。皆之と云り。但し女に某若子と云る名はめつらし。さて書紀に此名糠君娘とある。君字は若を誤れる本を。其まゝに取られたるなるへしと云へり。此説さることなれども。若に作れる本もあらねは。本のまゝにて。ヌカキミノイラツメとよみつ○春日山田皇女。この皇女後に安閑の皇后と成ませり。記傳云。春日は御母の家。丸邇は即春日の内なり。故丸邇氏を。書紀に春日和珥臣ともあり。かくて春日に坐々しこと。繼體卷勾大兄皇子の御歌に見えて。其處に春日皇女とあり。山田は和名抄に河内國交野郡に山田郷あり。是か。後に山田と云處に坐しことそありけむとあり。山田は。大和志に添下郡に山田村あり。屬邑一とあり。これら地名にもあるへし。さて安閑卷に。元年億計天皇女春日山田皇女爲<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>。更名山田。二年天皇崩。葬<sub>二</sub>于河内舊



市高屋丘陵。以皇后春日山田皇女。及天皇妹神前皇女。合葬于是陵。と云事見えたり。赤見も地名なるへし。神名帳に近江國犬上郡山田神社。坂田郡山田神社。伊香郡赤見神社あり。是らの地名にやと記傳に云り。○和珥臣日觸。上に云り。○赤見。右に出。

冬十月丁未朔己酉。葬弘計天皇于傍岳磐杯丘陵。是歲也太歲戊辰。

冬十月。上文に連書すへし。本は誤れり。○己酉は三日なり。○傍岳磐杯丘陵。熱田本秘閣本及舊事紀延喜式には。岳を丘とあり。集解には改めたり。秘閣本には磐杯二字なし。諸陵式に。傍岳磐杯丘陵。近飛鳥八釣宮御宇顯宗天皇。在三大和國葛下郡。兆域東西二町。南北三町。陵戸一烟。守戸三烟。記傳云。南陵に云へり。大和志に。傍岳磐杯丘陵。昔在葛下郡今市村。寶永年間陵崩爲民居と云り。野村にありと云。又或書に平野村の北に在。字片岡山と云など云るは。武烈。○太歲戊辰。年代記を考るに。此年南齊武帝永明六年に當れり。

二年己巳

二年秋九月。難波小野皇后。恐宿不敬自死。一云。弘計天皇時。皇太子億計侍宴。取瓜將喫。無刀子。弘計天皇親執刀子。命其夫人小野傳進。夫人就前立。置刀子於瓜盤。是日更酌酒。立喚皇太子。緣斯不敬。恐誅自死。

難波小野皇后は。顯宗の皇后。上に出。○不敬。史學指南に虧禮廢節謂之不敬とありて。後には一の罪の名目となれり。○一云。二字本になし。今集解に據て補。○取瓜。倭名抄果臝部。熟瓜。二字。或説。極熟帶落之義也。○美注。按保曾知。甜瓜之熟者。甜瓜以美濃眞桑村産爲佳。故今俗呼眞桑瓜。按熟瓜見本草陶注。非國俗所用字。とあり。されど歌には。萬葉などにも單に字利とよめり。○夫人就前。四字。立置刀子於瓜盤。本の訓は誤れり。内匠寮式。割瓜刀子及長五寸。倭名抄盤佐良。唐韻云。盤。器名也。○緣斯不敬云々。記傳云。此は心得ぬ事なり。其故は然るまじき人の。俄に天皇になり玉ひたらむにこそ。かゝる事もあるへけれ。億計天皇は本より皇太子に坐々て。後には其御代になるへきは。豫てよく知られたることなるに。かく自死玉ふはかり恐れ玉はむには。當昔いかてかざる不敬をば爲玉はむ。又自死玉ふへき程の。甚しき不敬にもあらぬを。恐誅など云文もいかなり。唯かばかりの聊かなる事に依て。此天皇いかてか皇后と坐王を。誅奉り玉ふはかりの事はあらむと云り。けにも不審き事なり。

三年庚午

三年春二月己巳朔。置石上部舍人。

石上部舍人。集解に。按天皇宮即在石上。故負此名也と云り。舍人は天皇のつかひ玉ふ舍人なり。

四年辛未

四年夏五月的。臣蚊島穗瓮君。有罪。皆下獄死。

的臣。仁德紀に出○穗登君。本に雲を允に作れり。今兼永本應永本伴部本及類史に據る。注なるも同し。此姓詳ならず。さて名を脱したり○下獄死。天書曰。四年夏五月。的臣蚊島。穗允君爲謀叛。詔下獄とあり。

五年壬申

五年春二月丁亥朔辛卯。普求國郡散亡佐伯部。以佐伯部仲子之後爲佐伯造。佐伯部仲子事。見弘計天皇紀。

辛卯は五日なり○散亡。佐伯部は押磐皇子の帳内佐伯部仲子か。蚊屋野にて皇子ととも殺されたりし時。其餘の佐伯部か誅を恐れて。諸國郡に散れ亡けたりし其者ともを覓めて。仲子の後の人に賜ひて。其部を治むへき造を定め玉ひしなり○佐伯造。中臣本造を連とあり。集解云。按伴氏庶別曰佐伯。與此異。是則蝦夷佐伯之裔也。姓氏錄不載之。と云れたるか如し。姓氏錄左京神別。佐伯連。木根乃命男丹波武太玉之後也。また右京に。佐伯造。天雷神孫。天押人命之後也。などあるも皆異なり。

六年癸酉

六年秋九月己酉朔壬子。遣日鷹吉士使高麗召巧手者。是秋日鷹吉士被遣後。有女人居于難波御津。哭之曰。於母亦兄。於吾亦兄。弱草吾夫何怜矣。言於母亦兄於吾亦兄。此云於慕尼慕是阿例尼慕是。言吾夫何怜矣。此云阿我圖摩播耶。言弱草。謂古者以弱草喻夫婦。故以弱草爲夫。哭聲甚哀。

令人斷腸。菱城邑人鹿父。鹿父人名也。俗呼父爲柯會。聞而向前曰。何哭之哀甚若此乎。女人答曰。秋葱之轉雙。雙重也。納可思惟矣。鹿父曰諾。即知所言矣。

有同伴者。不悟其意。問曰。何以知乎。答曰。難波玉作部鯽魚女。言鯽魚女。此能波陀該。嘆耕麥田之也。嫁於韓白水郎嘆。言韓白水郎嘆。此云三柯羅摩。生哭女。哭女。言哭女。此云三離俱謎。嫁於住道人山寸。生飽田女。韓白水郎嘆與其女哭女。曾既俱死。住道人山寸。上紆玉作部鯽魚女。生鹿寸。鹿寸娶飽田女。於是鹿寸從日鷹吉士。發向高麗。由是其妻飽田女。徘徊顧戀。失緒傷心。哭聲尤切。令人腸斷。

玉作部鯽魚女。與韓白水郎嘆爲夫婦。生哭女。住道人山寸。娶哭女。生飽田女。山寸妻父韓白水郎嘆。與其子哭女。曾既俱死。住道人山寸。上紆妻母玉作部鯽魚女。生鹿寸。鹿寸娶飽田女。或本云。玉作部鯽魚女。其前夫韓白水郎嘆。生哭女。更其後夫住道人山寸。生鹿寸。則哭女與鹿寸。異父兄弟之故。哭女之妻飽田女。呼鹿寸曰。於母亦兄也。哭女嫁於山寸。生飽田女。山寸又流鯽魚女。生鹿寸。則飽田女與鹿寸。異母兄弟之故。飽田女呼夫鹿寸曰。於吾亦兄也。古者不言之兄弟長幼。女以男稱兄。男以女稱妹。故云於母亦兄。於吾亦兄耳。

壬子。四日なり○日鷹吉士。この人雄略紀七年にも。百濟より献れる手末才伎共か。大島に在けるを

て來れる事あり。雄略紀には日鷹吉士堅磐とあり。○使高麗。高麗王は第二十一世羅雲文香か立て三年にあたり○被遣の下。熱田本中臣本使字あり○女人は。下文に所謂龜寸の妻飽田女なり○難波御津。記仁德段に。於難波之大渡。遇<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>後倉人女之船云々。大后大恨怒。載<sub>二</sub>其御船<sub>一</sub>之御綱柏者。悉投<sub>二</sub>棄於海<sub>一</sub>。故號<sub>二</sub>其地<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>御津前<sub>一</sub>也とあり。記傳云。御津。古難波より船發するに。主と此津に泊たり。かくて自ら難波の内の一の地名となれるなり。難波古圖に。高津カウツの西方海邊に。三津里三津濱ありと云り。なほ仁德紀葉濟の下にいへり。○於母亦兄は。龜寸をさして言るなり。母は飽田女の母哭女なり。哭女は龜寸か爲に異父同母兄弟なれば。母にも兄と云なり。兄は兄弟に通して云○於吾亦兄。吾は飽田女自言なり。飽田女は山杵の子。龜寸も山杵の子なれば。吾にも兄と云なり。下の或本云の系を見て知へし○弱草は。都麻の枕詞なり。記萬葉古今などの歌に數多よめり。弱草はいと麗はしきものなれば。夫婦の間に喩へたるなり。さて吾夫は龜寸なり。夫の高麗に行を悲めるなり○何怜は。景行紀に吾孀者耶とあるに同じ。さて何字集解に可に改めて。可原作<sub>レ</sub>何。檢<sub>二</sub>字書<sub>一</sub>無<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>。可怜出<sub>二</sub>于神代下紀<sub>一</sub>と云り。されど谷森善臣云。遊仙窟に何怜の字ありと云れば。誤と定めかたし。なほ此方の書には萬葉字鏡集雜字記等に何字あり。○注於母亦兄の上。また吾夫何怜の上にも言字あり。下文の注にも二處あり。紀中の例にたかへり。いづれも衍なるへし。集解にはみな削り○言弱草云々十八字。これは釋紀に引る私記の文なり。除くへし○菱城邑。和泉志云。大鳥郡菱木屬邑二とあり○注俗呼父爲柯曾。和名抄父加曾。母伊呂波。父を柯曾と云る名義詳ならず。但し古く

は聞えず。この頃の俗なるへし。然るに釋に私記を引るには。俗を古人に作れり。誤なるへし。繼體紀に人ありて。カウチと訓り。そこに云へることあり。記傳云。父母をかそいろはと云を古稱と心得て。古書なるをみなしかよめるは如何なり。此も正しく父を指て云へる所には非すと云れたり○秋葱之轉雙納。和名抄菜蔬部に。葱。紀。唐韻云。葱。董菜也。本草云。葱。莖冷葉熱者也。箋注云。和名依<sub>二</sub>輔仁<sub>一</sub>。仁賢紀新撰字鏡同訓。按今俗呼<sub>二</sub>葱<sub>一</sub>。又<sub>二</sub>葱<sub>一</sub>。七十一。葱實。もかちせて秋<sub>二</sub>萌黃<sub>一</sub>のうつは草。露なき玉とみゆ。る月かな。とあるにやは。うつは草とも云りしにこそ。釋私記曰。秋時之葱。不太古毛利爾生。故取<sub>レ</sub>喩耳とあり。考云。根葱の一莖の中に。又一莖生することなりと云へり。後撰集に。ひき眉のかくふたこもりせまほしみ。桑こきたれて泣を見せはや。とあるもこの意なるへし。さて此譬は。或人云。葱は二莖とも。一莖の如く皮に包まれたるを。飽田女と龜寸と。異母兄弟にして夫婦となる故に。雙納フタコノリと云りといひ。集解に。按秋葱雙生。喩<sub>レ</sub>己與<sub>二</sub>龜寸<sub>一</sub>兄弟夫婦之親。離別可<sub>二</sub>以悲<sub>一</sub>也と云れたり。さる義なるへし。但此文。并與<sub>二</sub>龜寸<sub>一</sub>云々。とあるへきなり。○注雙重也の三字。釋本に無し。削るへし○諾の訓。後撰集に。いなごもせとも云々。奥儀抄云。世とは諾する意なりとあれど。こゝはなほ字米那利と訓へし。神武紀に云り。忽に其意をさされる言なり○難波玉作部。難波に住る玉作部なり。攝津志云。東生郡玉造岡。在大坂城東南と云り○韓白水郎嘆。姓氏錄。攝津國未定維姓に。韓海部首。武内宿禰男。平群木菟之後也とあり。注に柯羅摩と訓へ海部など書るは。文。字を借れるなり。出自明かならず。さて嘆は名なり○波陀該。本に該を詠に誤れり。今北野本に據て改む。さて嘆耕<sub>レ</sub>麥田之也。京極本に之字なし。の六字は。私記挿入なり。削るへし○住道。倭名抄攝津國住吉郡住道

須無知。姓氏錄攝津國住道首あり。式同郡須牟地神社三前あり。其二は今河内に隸けりと云り。然るに此住道を。釋紀私記に師說河内多比郡邑名也と云り。河内志云。丹北郡住道とあり。丹北郡住吉郡。兩郡界を接へたれば。後に分れて二となりしなり○山す。傍注に寸を杵に作れり。さて此人姓を脱したり○上軒。上を本にサキニと讀るはわろし。二字にてカミタハケと訓へし。所謂上通婚下通婚見ゆのなり。上通婚は即上蒸なり○願戀。シラヒはシタヒなるへし。通證の説はわろし○尤切。ケヤシウは。ケヤケウの誤なるへし。通證に今云ニ介夜介志是也とあり○古者不言兄弟長幼云々。この事已に神代紀に詳に云へり。さて記傳云。記にも兄弟を擧るに。兄と妹となれば。妹をは妹某と云ひ。姊と妹なれば。弟某と云て妹といはず。右の定りと見えたり。然れば女と女との間にては。妹と云事は上古にはなかりしなり。こゝにかくある如く。男よりは姊をも妹と云しなりと云れたり。

是歲。日鷹吉士還。自高麗。獻工匠須流枳奴流枳等。今大倭國山邊郡額田邑。孰皮高麗是其後也。

工匠。倭名抄人倫部。工匠太久美。四聲字苑云。工匠巧人也とあれど。こゝは才伎なるへし。テヒトと訓てあるへし○須流枳奴流枳。二人名なり○今大倭國。本に大字なし。今中臣本信友校本に據て補○額田邑孰皮高麗。大和志云。山邊郡額田邑。嘉幡村西十町許有皮工邑。隣平群郡額田部村。即是とあり。

七年甲戌

七年春正月丁未朔己酉。立小泊瀬稚鶴尊。爲皇太子。

己酉は三日なり。

八年乙亥

八年冬十月百姓言。是時國中無事。吏稱其官。海內歸仁。民安其業。是歲五穀登衍。蠶麥善收。遠近清平。戶口滋殖焉。

百姓言の下。脱文あるへし。

十一年戊寅

十一年秋八月庚戌朔丁巳。天皇崩于正寢。冬十月己酉朔癸丑。葬埴生坂本陵。

丁巳。八日なり○崩。大日本史崩の下に。本書享年缺。水鏡神皇正統記歷代皇紀愚管抄皇年代略記。並日年五十。一代要記帝王編年記。並五十一。未レ知孰是とあり。紹運錄に。仁賢天皇。允恭二十八年薨

生。崩五十とあり。○癸丑。五日なり。○埴生坂本陵。諸陵式に。埴生坂本陵。石上廣高宮御宇仁賢天皇。在河内國丹比郡。兆域東西二町。南北二町。守戸五烟とあり。埴生坂既に出。河内志云。埴生坂本陵。在丹南郡黑山村。管内陵畔有二家二とあり。陵墓一覽には。丹南郡野中村とあり。これは記傳に誤なりと云れつる。葛井寺の南に在と云りし。それなるへし。よく聞正すへし。或人云。埴生坂本陵志に云々。同國名所圖會山村に在と記せり。黒山は埴生坂より三十町許坤の方にある。坂本とは云かたし。然れども今觀しく此地に就て見るに。東西に長く築て。帝陵の體にあらず。又大塚と云る所あり。若仁賢帝の陵ならんかと思へば。是も又埴生坂より乾の方三十町許にあり。これも坂本とは云かたし。頃日類に考索するに。果して一の山陵を得てけり。丹南郡野上村の東にあたり。坂を下りて山陵とおほしきあり。其陵廣大にして。池廣くめぐり。字をボケ山といふ。其地理。埴生坂本といふ日本紀延喜式などの文に叶へり。仁賢帝を億計天皇と申奉れば。ホケはちけの訛なるへし。此説猶参考に備ふへし。

### 日本書紀卷第十五終

### 日本書紀卷第十六

小泊瀬稚鷯鷯天皇

武烈天皇

周語曰。能明三文昭。能定三武烈者也。韋昭曰烈威也。

武烈天皇紀

小泊瀬稚鷯鷯天皇。億計天皇太子也。母曰春日大娘皇后。億計天皇七年。立爲皇太子。長好刑理。法令分明。日晏坐朝。幽枉必達。斷獄得情。又頻造諸惡。不脩一善。凡諸酷刑。無不親覽。國內居人。咸皆震怖。十一年八月。億計天皇崩。大臣平群眞鳥臣。專擅國政。欲王日本。陽爲太子營宮了。即自居。觸事驕慢。都無臣節。

春日大娘皇后。假名日本紀に后を女に作れり。○長好刑理。通證云。以下至斷獄得情。後漢明帝紀論文。好本作善とあり。○日晏。秘閣本訓クタクマテと訓るよろし。○幽枉必達。假名本かくれこと必とほしと訓るよろし。本の訓は誤れり。○酷刑。秘閣本アラキマツリコトと訓り。一本にはカラキとあり。○營宮

了。本に宮字脱せり。今秘閣本中臣本通證引一本。集解等に據て補ふ。

於是太子思欲聘物部鹿鹿火大連女影媛。遣媒人向影媛宅期會。影媛曾奸真鳥大臣男鮪。鮪此云恐違太子所期。報曰妾望奉待海柘榴市巷。由是太子欲往期處。遣近侍舍人就平群大臣宅奉太子命。求索官馬。大臣戲言陽進曰。官馬爲誰飼養。隨命而已。久之不進。

物部鹿鹿火大連。記繼體段に。物部荒甲之大連とあり。記傳云。甲下に斐字ありしか脱たるなるへし。故加比と訓つ。此記の例。加比とつきたり。名義未思得す。書紀雄略卷に。小鹿火。さて此人は姓氏錄。高岳に。饒速日命十五世孫。物部鹿火大連とみゆ。此は鹿字の脱た。舊事紀に物部鹿鹿火大連公。麻佐良大連之子。鹿佐良木連子大連之。とありて。饒速日命の十四世孫にあたり。書紀には武烈卷の初より見えて。宣化卷に元年秋七月薨と見えたり。さて大連たることは。武烈卷にも然記されて。彼卷に此人の名の初めて見。此御卷に元年云々。以大伴金村大連爲大連云々。物部鹿鹿火大連爲大連。並如故と見えたり。始て大連とせらる。仁賢天皇の御世。さて安閑卷初にも。以大伴金村大連。物部鹿鹿火大連。爲大連。並如故。宣化卷初にも

如是見えたりと云り。然るに天孫本紀に。物部鹿鹿火大連公。勾金橋宮御宇天皇御世爲大連。奉齋神宮とありて。安閑御世にの書れたれど。なほ記なるは。記傳に云はれ。○媒人。ナカタチと云へるはあしからねど。なほ古くはナカヒトと云へたるか如く。斐字の脱しものなるへし。○媒人。ナカタチと云へるはあしからねど。なほ古くはナカヒトと云へり○影媛曾奸真鳥大臣男鮪。此時のすへての事。記には仁賢天皇の播磨國より参上りまして。太子と坐し。時の事とせり。其文に故將治天下之間。平群臣之祖名志昆臣。立于歌垣。取其袁那命將婚之美人手。其娘子者苑田首等之女名大魚也。爾袁那命亦立歌垣云々。とありて。甚く異なり。又女の名も同じからず。されど一傳のかく二御世の始の事になれりしなり。記傳云。此二の傳何れか正しからむ。今定めかたし。但大伴金村連平定賊一説。反政太子。請上尊號。曰云々。この請たる語のおもむきは。此意富那命袁那命にてこそ。よく當りて聞ゆれ。彼武烈天皇は。もとより皇太子に坐て。仁賢天皇のたよ一柱の御子に坐せは。御位に即賜ふへきは論なきことなるを。何の由にてかは。煩はしく請奉ることのあらむと云れたり。又守部は。彼王子等諸處に過去坐し程は。またいと幼く坐。宮中に迎奉て後。御年も過させ給ひ。其上前に然に傳に大伴金村連平定賊一説。反政太子。請上尊號。曰云々。此請たる語の趣。此意富那命袁那命にこそ。よく當りて聞ゆれ。彼武烈天皇は。もとより皇太子に坐て云々と書るは。わろさ心得なり。真鳥臣はかり無禮ふるまひて。欲王日本とある許に。懸居つれば。金村連の平定玉ふまては。皇太子と申させしよしなるものなるをや。紀文に立爲皇太子。な○海柘榴市。大和志云。城上郡海柘榴市。金屋村地名尙存。萬葉畧解云。今金屋村の山に。つは市の地蔵といふあり。又つはいづかと云ふ家もあり。華島餘情に。小右記を引て。正曆元九八。參長谷寺。午時至。椿市。令交。易御明燈心器等。とありて。その頃も市は有しなり。萬葉集十二。海石榴市之。八十衢爾。立平之。結紐乎。解卷惜毛。通證云。蓋此以所殖之木得名也。古事雄畧記歌云。夜麻登能。許能多氣

知爾チニ。古陀コカ加流カ。伊知能都加佐イチノツカサ。爾比那閉夜爾ニヒナヘヤニ。淤斐陀氏流オヒタシノ。波毗呂ハヒロ。由都麻都婆岐ユツマツハキ。萬葉集云。東市之ヒムカシノ殖木ウヰキ乃木足ノキタ左右サマとあり。古ヘは市に多く海石榴樹を植たりけむ。故海石榴市の名も處々にありしならむ。なほ萬葉に海石榴市八十衢の歌今一首あり○官馬は。朝廷にて飼養し玉へる馬寮の御馬なり。令に左右馬寮ありて。秘抄に據に。大同五年正月に。一度左右を併せ玉へることもあり。其後又分れたり。左馬寮。頭一人。掌ウツ左サマ。馬調習養飼。供御乘具。配給穀草。及飼部戸口名籍事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。小屬一人。馬醫二人。馬部六十人。使部。直丁右馬寮准。飼丁此とあり。とあるにて。古代のさまも大凡には知られたり。なほ厩牧令に。各厩に繋く馬匹の種類。穀草の配給。馬戸の分番。及醫藥等の事を載し。また左右馬寮式に。御牧馬等の事を記したり。見るへし。なほ孝徳紀にも云へし。

太子懷恨オモフテ。忍不發顏ニコシテ。果之所期チニキテ。立歌場衆ワカカキヒトナカニ。歌場。此云。字多我岐。執影媛トツヘ袖スベ。躑躅ウツクシ從容ヨシヨシ。俄而鮪臣來ササヅメノミナト。排太子與影媛ササヅメノミナト間立マカサテ。

歌場は。攝津國風土記に。雄伴郡波比具利岡。此岡西有歌垣山。昔者男女集登此山。常為歌垣。因以為名。常陸風土記に。香島郡童子女松原。古有少年少童子。俗云。加味乃平止。古加味乃平止實。男稱那賀塞田之郎子。女曰三海上安是之嬢子。並貌容端正。光透鄉里。相聞名聲。同存望念。自愛心滅。經月累日。耀歌之會。俗云。宇太我毘。邂逅相遇。于時郎子歌曰云々。嬢子報歌曰云々とあり。是に見えたるかごとく。歌垣は加賀比と全

同事なり。萬葉九に。登筑波嶺。為耀歌會。日作歌。鷲住。筑波乃山之。裳羽服津乃。其津乃上爾。率而未通女壯士之。往集。加賀布耀歌爾。他妻爾。吾毛交牟。吾妻爾。他毛言問。此山乎。牛掃神之。從來。不禁行事叙。今日耳者。目申毛勿見。事毛答莫。耀歌者東俗語曰。賀我比。と見ゆ。哥垣のさま。正しく此長歌の如し。さて哥垣と云ふ名の意は。哥加賀比にて。加比を切めて伎とは云ふなり。さて加賀比と云は。右の長歌に加賀布とあるごとく。本用言なるを體言になしたる名なり。其名は又加具禮交の切まりたるなるへし。萬葉九。勝鹿の真間娘子を詠る歌に。夏虫之。入火之如。水門入爾。船己具如久。歸香具禮。人乃言時云々。是なり。されは哥賀伎とは。互に歌をよみて。加具禮交すよしの名なるへし。以上と云れたるを。樂章類語抄に此事を云るに。略上和名抄職官部に。雅樂寮宇多末比乃豆加佐。萬葉集には歌儼トコロ所トコロともあるにておもふへし。いにしへこれも歌垣ともいへり。歌はうたふよりおほせ。垣は今の芝居などやふに。垣めくらして。そこにて歌舞すれば云へり云々。日本書紀攝津風土記に歌垣と書き。武烈紀に歌場と書きたる。垣場などの字にも心をつくへし。常陸風土記に。耀歌之會俗云。宇太我岐。又云加我毘とあり。加我毘は萬葉自注に。耀歌者東俗語曰。加我比。と見えて。歌うたふ事をいふ。されど攝津風土記の歌垣や。この筑波嶺の耀歌のさまを思ふに。神祭ること歌舞すること見ゆ。今も田舎人の神樂に。芝居狂言などいふわさすなるは。このよしなり。肥前風土記萬仙に。杵島郡縣南二里。有二孤山。從坤指。良。三峯相連。是名杵島。坤者曰。比古神。中者曰。比賣神。良者曰。御子神。鄉閭士女。提

酒抱<sup>レ</sup>琴。每歲春秋携<sup>レ</sup>手登望。樂飲歌舞。曲盡而歸。とあるをおもふへし。釋十三に兼方按之。歌場者。男女集詠<sup>三</sup>和歌<sup>一</sup>契<sup>三</sup>交接<sup>一</sup>之所也。と云へるは委しからず。歌舞する場なれば。今の芝居のさまなりと心得へし。  
立綱法師談に。吉備國つたりにては。人集りて歌舞するを。垣を成すといふと云へり。これもさるべき事にて。雄略紀十六年に。民部をカキヘ。皇極紀元年に。部曲をカキノタミなどよみて。人の群集たるさまをカキと云へは。歌場も部曲をなして歌舞するよりの詞なるへし。舞樂の垣代といふは。垣の代に。人の立めくれるよしなればことなり。さて加賀比といふは。宇多比とおなじくして。宇多も加賀も。ともに聲を出すさまをいへり。宇多は記に。其猪猛而宇多岐依來。故天皇畏<sup>三</sup>其宇多岐<sup>一</sup>云々。傳に宇多岐の岐を。雄略紀に積字書たれば。清て讀むへしといへるは偏なり。紀の假名には清濁混雜して。證には引かたし。とある宇多岐は。聲揚の義なり。詠訴をウタへと云ふも。聲を出してうたへまをす争なり。ウナルと云俗語も。ナとタは。通音にて。ウタなるへし。神武紀諸此云<sup>三</sup>宇多預瀾<sup>一</sup>とあるも。聲呼の義なり。されは宇多とは。聲を出すさまをいふにて。聲揚<sup>ウタ</sup>とも聲呼<sup>ウタ</sup>とも。うたふとも。うたへることも活く詞と知るへし。加賀は。萬葉に可加奈久和之。和名抄羽族部に嘯讀加々奈久。今昔物語に大きき人許の猿云々。寶倉に向てかゝめけは云々。景行紀に覺賀鳥。一訓にカクカと訓るは。字に泥たるひかよみなり。年中行事秘抄に。高橋賀我久などある。皆聲を出すさまなり。大祓詞持可々吞氏武とあるも。水を吞聲の可々ときこゆればなり。蚊と云ふ虫も。鳴聲より名おへり。かく聲を出すことに加賀と云。活用してカマフとも。カマヒとも云ふは。歌をウタヒともウタフとも云に同じと云れたり。今文を所々切略して引けりこの説の方まされるか如し。さて此より後には。續紀十一に。天平六年二月。天皇御<sup>三</sup>朱雀門<sup>一</sup>覽<sup>三</sup>歌垣<sup>一</sup>男女二百四十餘人。五品以上有<sup>三</sup>風流者<sup>一</sup>。皆交<sup>三</sup>雜其中<sup>一</sup>云々。等爲<sup>レ</sup>頭。以<sup>三</sup>本末<sup>一</sup>唱和。爲<sup>三</sup>難波曲<sup>一</sup>。倭部曲。淺茅原曲。廣瀨曲。八裳刺曲之音。令<sup>三</sup>都中士女

縦觀<sup>レ</sup>極<sup>レ</sup>歡而罷。賜<sup>三</sup>奉<sup>一</sup>歌垣<sup>一</sup>男女等祿有<sup>レ</sup>差。また三十に。寶龜元年二月庚申。車駕行<sup>三</sup>幸由義宮<sup>一</sup>云々。葛井。船。津。文。武生。藏。六氏。男女二百三十人。供<sup>三</sup>奉<sup>一</sup>歌垣。其服並着<sup>三</sup>青摺細布衣<sup>一</sup>。垂<sup>三</sup>紅長紐<sup>一</sup>。男女相並分行。途進歌曰。乎止賣良爾。乎止古多智蘇比。布美奈良須。爾詩乃美夜古波。與呂豆與乃美夜。其歌垣歌曰。布智毛世毛。伎與久佐夜氣志。波可多我波。知止世乎萬知天。須賣流可波可母。每<sup>三</sup>歌曲折<sup>一</sup>。舉<sup>レ</sup>袂爲<sup>レ</sup>節。其餘四首。並是古詩。不<sup>レ</sup>復煩載。時詔<sup>三</sup>五位已上内舍人及女嬬<sup>一</sup>。亦列<sup>三</sup>其歌垣中<sup>一</sup>。歌數閱訖云々。記傳云。此續紀の頃のは。實の歌垣には非ず。古の歌垣の狀はかりをまねひて爲し。一種の風流藝にそありけむと云へり。然るに邊土には。却りて古昔のまゝに残りて。かの筑波嶺の燿歌會の如き。其頃までもありしなり。通證に。今俗七月燿歌之會蓋此遺也とあり。さる事なり。さて集解に。按海柘榴市中。此時有<sup>レ</sup>設<sup>三</sup>歌場<sup>一</sup>。影媛與<sup>三</sup>太子<sup>一</sup>。期以<sup>三</sup>歡會<sup>一</sup>之。と云へるはさることにて。此市中の歌場は。其頃の風俗にて。其日と定まり在<sup>レ</sup>し事と見えたり○立とは。其處に行て其事に預かるを云。所謂人衆の中に。立加はるなり。某に立と云類多し○執影媛袖。記には取<sup>三</sup>其袁祁命將<sup>一</sup>婚之美人手<sup>一</sup>とあり○躑躅從容の訓。詳ならず。タチアタリは。按るに萬葉五に。立阿射里我乞能米登とある。阿射里と一に。是はあらざるか。さらばタチサカ。躑躅は。荀子注に以<sup>レ</sup>足擊<sup>レ</sup>地也とあれば。足にて拍子を取る。ことなるへし。從容は通證に。猶<sup>三</sup>逍遙<sup>一</sup>也。莊子儵魚出遊從容とあり。訓タチホコルも詳ならず。假名本にたちほると訓るを以考ふれば。タチモトホルの誤にもあるへし。



由是太子放影媛袖。移廻向。前立直當。鮪歌曰。之哀世能。儼鳴理鳴。彌黎磨。阿蘇寐俱屢。思寐我簸多泥備。都摩陀氏理彌喻。一本。以之哀世。易彌離斗。鮪答歌曰。飢彌能古能。耶陞能哥羅哥枳。瑜屢世登耶彌古。太子歌曰。飢哀陀。撒鳴。多黎播枳多撒氏。農哥儒登慕。須衛婆陀志氏謀。阿波夢登茹於謀。賦。鮪臣答歌曰。飢哀枳彌能。耶陞能矩彌哥枳。哥哥梅騰謀。儼鳴阿摩之彌珥。哥々農俱彌柯枳。太子歌曰。於彌能姑能。耶賦能之魔柯枳。始陀騰。余彌。那爲我與釐據魔。耶黎夢之魔柯枳。一本。以耶賦能之魔柯枳。易耶陞哥羅哥枳。

移廻を。古本の訓にウツリソキとあり。廻は退なり。本は誤なるへし。○直當鮪歌曰。守部云。今此處は。太子いまた鮪臣か既に許たる事は知らさずして。影媛と媛合せんとて出玉ひけるを。鮪來て其中を隔てけるまゝに。鮪に向ひよみかけさせ給ひしなり。と云はれたり。さる事なり。○之哀世能。潮潮之なり。記傳云。凡海には潮の筋ありて通れるものなる。其を潮潮と云とあり。解に。潮潮之なり。今舟人の言に。潮の合ふ所をしほせりといへりと云り。考ふへし。定頼集。いはおろすかたこそなけれ伊勢の海の。しほせにかゝるあまの釣船。○儼鳴理鳴彌黎磨。波折を

見者なり。記傳云。波折とは波の高く立處を云ふ。萬葉七に今日毛可母。奥津玉藻者。白波之。八重折之於丹。亂而將有。二十に。海原見禮婆。之良奈美乃。夜幣乎流我宇倍爾。安麻乎夫禰。波良々爾宇伎互などある。八重折とは。浪の重起つか撓折る形なるを云り。波折と云も此なりと云り。○阿蘇寐俱屢。遊來るなり。○思寐我簸多泥備。鮪之鮪手になり。和名抄に。鮪和名之比。鮪和名波太。俗云比禮とみゆ。さて鮪に傍をかけたるへし。守部云。鮪か鮪袖になり。此は袖を波多とも。波多袖ともいへは。即鮪と云ふに就て。鮪袖とは詔ふなり。魚の鮪は人の袖の如くなる故なり。諸抄の説いづれも皆よからず。と云へり。猶能考ふへし。○都摩陀氏理彌喻。本に都下一の都字あるは衍なり。今中臣本秘閣本伴部本に據て削りつ。妻立有所見なり。記傳云。契冲云。多豆流美由とあるへきを。如此あるは古風なり。萬葉にも。恐海爾船出爲利所見とも。安麻能伊射里波。等毛之安敵里見由ともよめりと云へり。さて此御歌は。志昆臣を其名に因て。魚の鮪に譬玉へるにて。上三句は。たゞ其魚に譬たるのみの御詞なり。第四句は。志昆臣か傍を彼魚の鮪に譬玉ひ。結句は彼嬢子の志昆臣に携ひ。其傍に立るよしなり。されはこの御歌は。上文の志昆臣立歌垣云々の状を見玉ひて。詠玉へるなれば。必此處にあるへきこと決しと云り。武郷云。此解は記に依て。かく云れたれども。此紀には本より此處にあればよくかなへり。一首の意は守部云。沖の潮潮の浪の折かへるを見れば。遊ひくる鮪の鮪のまごに。あやしく妻の立るか見ゆるよとなり。鮪臣を鮪魚になし玉へるに。貶しめ玉ふ意あるなりと云へり。かくて一本以之哀世。易彌離斗とあり。湊になり。○鮪答歌曰。守

部云。之より次々紀記共に撰み誤て。或は脱し。或は入違ひて。唱歌の次第互に亂れたり。然に抄解等の注は。皆其隨にして説れたれば。強事のみ多くて。むけにきこえず。傳には此紀の歌をも引つけて。左右にいひ試みられたれど。是も次第を正さむごまでも至らず。なか／＼なる説などもまじりて。却て或はしき事多かり。故今は記をも一に取合せて。皆其次第を改め。紛れたるを正して。ものすること左の如し。はおのか考の及ふかきりにはあれど。末に本書の次第をも引置ければ。見む人なほよく照し合て。もし誤れることあらば。改め直してよと云て。こゝに記なる爾王子亦歌曰云々あるを。於是志毘臣歌曰と改めて。意布袁余志。斯毘都久阿麻余。斯賀阿禮婆。宇良胡本斯那牟。志毘都久志毘の歌を。右和として出されたり。さて其一首の意は。我を鮪と詔へるか。その鮪突海人よ。指す。鮪の臣が。如此妻を將て有れば。さはうら戀しからん。鮪突海人よ。これみよやと矜るなりと云ひて。次に太子の依哀陀檄鳴云々の御歌を出して。一首の意は。如此大横刀をしも垂佩て。立向ひたれば。抜き撃にも爲へきなれど。既に其娘子は我物なれば。然か爲すとも。未果して遇てんとなりと云ひ。次に記の志毘臣か歌。意富美夜能。袁登都波多傳。須美加多夫那理の歌を出して。さて其解に。志毘此時大横刀の御歌には。さすかに得答へざるからに。始め波陀傳と云御詔に立かへりて。太子末終にはと詔へども。大宮の左右の端造ツマツテ彼つ端手にて。宮の左右の端ツマツテも傾きたれば。大宮も御位も。末までは保ちかたからんをとなり。鮪叛逆の企ありしことも。此歌にてもおしはかられたりと云ひ。さて次に如此歌而。乞其歌

末之時。袁那命歌曰。意富多美。遠遲那美許會。須美加多夫那禮の御歌を出して。一首の意を解て。屋の傾くは。大匠の拙劣き故にこそあれと。軽く詔ひて。言の裏は。己れ大巧の狂夫か。新宮を奪ひ住る故にこそ。吾古宮は然傾きたれ。悪き奴かなと添させ玉ふなり。時に取りての續き句妙と申すへしと云て。此次に。次なる鮪臣答歌曰。依哀積彌能。耶陞能矩彌智積。智々梅騰謀の歌を改て。太子の御歌として出せり。さて其説に。又更に太子の詠かけ玉へるなり。垣をしも取出玉へるは。大宮も傾くほどなりつれば。御垣なども荒つらむ故に。鮪かいはぬ先にとて。上の大宮の因に垣を取出て。それに比喻て御情を述玉ふなり。一首の意は。王の宮の傾けるをも直し。八重組垣をも編は編改むへけれど。汝に其垣を編しめんとて四句體鳴阿摩之 咩彌の誤とす。さしおくなり。されは其娘子も。吾取圍まは圍むべきを。汝か方から奉らしめんと。暫許しおくなり。さて其次に。こゝなる鮪答曰の歌をはじめて擧げて。王の御歌に。汝を令編にと詔ひたるに答ふるなりといへり。なほ次々にいふべし○依彌能古能。臣子之なり。鮪自言なり○耶陞能智羅智積。本に能を耶に作れり。今記傳に引るに據て能とせり。守部か引るに八重韓垣なりと云り。また守部は幹垣にて。幹とは草木共に。其莖をおしなへて云へり。此は鮪の臣か。己か家の垣を指して云へるなりと云へり。解には本のまじりに。耶陞能智積にて八重幹垣なり。幹は小竹もつくれば。小竹の垣をせるものなるへしと云へり。おほつかなし。また或人云。幹垣は韓地なる作状を○瑜履世登耶彌古。令縦哉王子なり。さて守部云。一首の意は。上の太子の御詞に。汝令編にかゝぬ組垣ごのたまふは。此臣か家の八重幹垣

をゆるして借せと云事かと云ひて。我が標置たる此嬢子を。吾に許せと云ふ事か。此垣は踰る事を許さすと。そへたるなりと云へり。按するに右の如く。記紀の歌どもを取合せて解かは。けにかくも解くへけれど。今此紀の趣にて解かは。鮪か鮪手に妻たてりみゆと詠みたまへる御歌に。直に答へまつりて。其嬢子は我が已に領したる女なれば。我傍に立るは。もごよりの事なりと云るを。垣にこめたる妻に譬へて。其をいかてか縦して。太子の御許にまゐらせん。さてもなほはなせとのたまふにやと詠て。答へ奉ると見てもありぬへし。これは記の歌をばかててまた守部は右の御歌につきて。記なる志毘臣か意ふきて解くなり。富多久美の歌に答て。亦歌曰とある意富岐美能。許々呂袁由良美。淤美能古能。夜幣能斯婆加岐。伊理多々受阿理といへる歌を。太子の御歌として。こゝに置て。さて一首の意は。吾今入立むと思はふ。汝たとひ八重の柴垣を。結固めて防ども。易く踏破りて入立へけれども。吾心寛仁に坐は。心を寛みなりしはらく宥めて。入立すてあるそよと詔ひて。譬へ玉ふ意は。彼嬢子を吾今速く得むと思はふ。汝いかに拒むとも。其に障るへきならねど。暫く宥て汝にゆるしおくそごなりと解り。さて又其次に。記なる爾志毘臣愈忿歌曰。意富岐美能。美古能志婆加岐。夜布士麻理。斯麻理母登本斯。岐禮牟志婆加岐。夜氣牟志婆加岐の歌を置く。この歌はこの紀にも。朝か詞か。はりたれども。次に出了たり。一首の意は。上の御歌に。大王の心を寛み。ゆるしおくとのたまへども。吾こそ大君の王宮の柴垣を。たとひ八節結に結廻し。堅め玉ふとも。切はきり。破らは破りてめと云て。此八節結は。八十伴緒等か堅むともと云ふ譬なりと云へり。さて其次に。この次なる太子歌曰。於彌能姑能。耶賦能之

魔柯枳。始陀勝余彌。の御歌を擧たり。一首の意は。汝八節の柴垣を構へて。堅しと思ひ矜るらめど。もじ下より地震か震來は。忽ち破れ崩れけんを詔ひて。譬へ玉ふ意は。今にも大軍か押寄れば。忽ち亡ひなんを。そへさせ玉ふなり。即大伴金村大連是なり。さるは鮪か切れん柴垣云々など。おふけなき事申すに付き。終に兵を用ゐは。いかにと云ふ事を。にははせ玉ふなりと云へり。さて其次に。下なる太子贈影媛歌曰。舉騰我彌備とつづけたるは。此と同じ。さて上に立ちかへり。此紀のまゝに解かは。○依真陀撥鳴。大横刀をなり。只刀を稱へても云へきは。もごよりなれど。一種の大横刀と云しかありしなるへし。大神宮神寶圖中に。玉繩大横刀あり。圖あり。今略けり。柄七寸一分。鞘三尺六寸七分とあり。○多黎播枳多撥底。令垂佩立てなり。解云。古は大刀は緒を腰に結び付て。下に垂れ着きたるものなりと云へり。○農智儒登慕。雖不抜なり。解云。大刀を抜かぬを。影媛をゆるさぬに喩と云り。守部は。まことに大刀を抜こどに解り。其意は上に云へり。○須衛婆陀志底謀。未果してもなり。解云。末云々と云へるは。太刀にかよることなりと云り。○阿波夢登茹於謀賦。將逢と念なり。解云。抜かざる太刀の鞘を隔てたる如く。影媛を立隔つとも。いかにしても。末遂に逢えむと思しめすと云なり。此紀の歌の次序にて心得んには。しか見る方やすらかなるへし。また守部の説の如く心得て解かは。太刀を佩く心は。身を守り敵を防ぎ。止事を得されは。敵を伐りても。我心を通すにある事に。喩へ云ると見てもあるへし。なほ能考ふへし。○鮪答歌曰。集解に下文例によりて。鮪下臣字を補へり。此紀のまゝに心得て。鮪の答歌と見んに

は。聊心ゆかす。記傳には。記の王子の御歌。意富岐美能許々品袁由良美の答なり。大横力の答には。縁もなく意も疎しと云れたり。さもあるへし。されど右の歌を。この依哀陀撥の歌の傳の異なるなりと云れたれど。こゝは王子の御歌を。二首と見てもよろしかるへし。さて守部は。此鮪臣答歌を。王子の御歌と爲たり。其は上に云るか如し。○依哀枳彌能。耶陸能矩彌智枳。大君之八重之組垣なり。組垣は。柴また竹など組違て作たるを云。解云。八重の隱垣なり。寐所のめぐりの垣を云と云へり。されどなほ組垣の方なるへし。榮花物語大嘗會歌に。大宮のしきちそいと榮えぬる。八重之くみかきつくりかさねて。○智々梅騰謀。雖將結なり。垣を編造ることを。かくと云り。手してかき造る故なり。○儼鳴阿摩之彌珥。本に彌珥を耳彌に作れり。中臣本には耳を智に作るも誤とみえたり。今小寺本又解に據て改めたれど。なほ考ふへし。さて此句詳ならず。契沖は海鮪かと云へれど。組垣に海鮪は疎し。解には。名を甘鮪にて。鮪の臣か自からの名を。かく云るは誇れるものにして。さて其意を腕締の意に通したるなり。しまりを約ればシミなりと云れ。或説に。名を編纂の延たるにやと云ひ。記傳には汝よ海鮪なりと云れたれど。共に信かたし。釋紀に尙の義と解たれど。假字たかへり。守部の説は既に上に云れど。耳彌を詳彌の誤としたり。これもいかゞあらむ。宜しともおもはれず。かにかくに解かたし。○智々農俱彌柯枳。不結組垣なり。四の句の解方によりて。此句もさまざまに替るへし。通證云。言不能爲鮪爲垣也。解云。結のあまくして。得かけ玉はぬは。この甘鮪がある故となり。記傳云。汝王よ。八重の組垣を

作り堅めたること。此孃子を深く領せんとおほすへけれど。其孃子は既にこの海鮪か領したる故に。え領し玉はぬこそいとほしけれと。嘲りたるなりといへり。守部は太子の御歌として解たれは。いと異なり。上に云へり。いつれも叶へりとおほしきはあらず。なほ能考ふへし。○太子歌曰。本文のまゝに解かは。鮪か右の如く。太子の耶陸能矩彌智枳云々。智々農俱彌柯枳など。嘲りたるに答へて。鮪の垣のいかに堅く編造りたらんにも。兵を用ひて打破りてんものをと。よみたまへるなり。○於彌能姑能。耶賦能之魔柯枳。臣之子之。八節之柴垣なり。記傳云。夜布は契沖十府の菅薦など云か如し。と云るか如し。但し所字を書るは心得ず垣に云るは八段に結たるなり。舊の十布も同じ但夜は例の彌の意にもあるへし。貞觀儀式大嘗祭條に。次鎮三稻實殿地云々。其院方十六丈。以柴爲垣。高四尺。以楮結之四節。とあり。此四節にて。布は節なることを知るへし。萬葉十四に。麻乎其母能。布能未知可久豆などあり。と云り。解に八節の結垣なり。ふは重なり。重は隔なりと云れたるはわろ。○始陀騰余彌。下響動なり。下とは地を云ふ。萬葉に宇惠多氣能。毛登左倍登與美云々。○那爲我與釐據魔。地之震來者なり。那爲は根居の義にて。即地震の事なり。此事既に云り地根を彌と云こと。根國と云か如し。與釐は由釐と通ふ。さて此は解に云。御軍を起して。誅なひ給ひなんとするを。地震のふり動かすに喩へさせ玉へるなり。と云はれたるか如し。○耶黎夢之魔柯枳。將破柴垣なり。一首の意は。守部の説を擧げて。既に云へるか如し。記には志毘臣愈忿歌曰とて。意富岐美能。美古能志婆加岐。夜布士麻理。斯麻理母登本斯。岐禮牟志婆加岐。夜氣牟志婆加岐とあり。讀主は變りたれども。一歌の句の異な

るなり。故記傳にも。此歌の傳へも。上にかの志毘臣か耶陸能矩彌弼枳云々の歌の。脱たるならば。此歌は王の御歌なるへしと云れたり○注耶陸弼羅弼枳。陸の下能字脱しものなるへし。

太子贈影媛歌曰。舉騰我彌備。枳謂屢箇體比謎。拖摩儺羅磨。婀我哀屢拖摩能。婀波寐之羅陀魔。鮪臣爲影媛答歌曰。於哀枳彌能。彌於寐能之都波柁。夢須寐陀黎。陀黎耶始比登謀。阿避於謀婆儺俱備。

太子贈影媛歌曰。守部云。右の御歌にたゆたひ。鮪得答へすなりける故に。太子更に影媛に賜ふなりと云り○舉騰我彌備。琴頭になり。琴頭琴尾の事神功紀に見ゆ。これは次の句を讀まんとする枕詞なり。守部は琴上なりと云り。次に云。解に。琴頭とは右のかたを云な。○枳謂屢箇體比謎。來居影媛なり。守部云。琴上來居までの一句半は。影と云ん序なり。此序の意は。神を降し奉る時。琴の上方に神依板を立て。琴を彈に。其影向の影板に移り。琴音につれて神託あるを以詔なり。萬九。神南備。神依板爾。爲杉乃。續後拾遺集卷三。其後。亂部子か神依板に引杉。とよめる神依板是なり。其板下に水を置てそく。其水影に映り玉ふなり。依板の。くれゆくからにしけき戀かな。家集同し。水と云是なり古き釋に。依板水は神前之水なりと云るは。違はざるを。後世の人。神社と神前と思ひひかめて。御手漕と一に心得たるは。甚しき非事なり。琴音につれて神告玉ふことは。仲哀紀に如。天津水影。押伏而。我所見國。何謂無國とあるも。依板水に降居ての神勅なり。神功紀に。皇后選吉日。入齋宮。親爲神主。則命武內宿禰。令撫琴。喚中臣烏賊津使主。爲審神者。因以千瀟高瀟。置琴頭尾。而請曰。先日教天皇。者誰神也。願欲知其名。逮于七日七夜。乃答曰云

々。大神宮儀式帳例。六月。以二十五日夜亥時。第二御門仁。御巫內人仁。御琴給豆。大御事請豆云々。九月。第二御門爾令待豆。御琴給豆。請天照座大神乃神教。豆云々。などある是なり。世に琴の本末を。琴頭琴尾と云とおほえて。琴の頭に。直に影向のある様に釋せしは非なり。琴は然か云もすへけれど。神御影は神依板の水の上に降り給ふなり。其は彼千瀟高瀟も。直に琴上に立るに非るを以ても知るへしと云へり。此守部の説には。信かたきことも交しれ。○拖摩儺羅磨。珠在者なり○婀我哀屢拖摩能。吾欲珠之なり○婀波寐之羅陀魔。寐本に寐に誤れり。今。鮪眞珠なり。允恭紀に見ゆ。守部云。一首の意は。鮪こそは然惡むへき奴なれ。影媛は玉にて云は。大方の玉の中にも。殊に吾か欲する玉の。鮪眞珠の如くそとなりと云り○鮪臣爲影媛答歌。守部云。前文に影媛云々。恐違太子所期。とあるほとなりければ。この唱和の間も。影媛の心の内は。如何に恐しく心苦しかりけん。其顔色太子の御目に見えける故に。御歌も賜ひしなれば。影媛はたゞ恐くて御答も得申さるは固よりなるを。鮪かいとりて。己か心を述つるにそありけると云へり。記傳に。此歌は志毘臣。己か思ふ隨によみつらめども。子心の信に如此ありけん。其は云れたれど。なほ守部の説の如くなるへし。さて記の傳には。此。○於哀枳彌能。彌於寐能之都波柁。大君之。御帶之倭文縉なり。波柁とは織たる布帛を云○夢須寐陀黎。結垂なり。次句誰といはんとての序なり○陀黎耶始比登謀。誰人もなり。耶始は助辭なり。はしけやし。よしあやし。繼體紀歌に。發佐羅能美於寐能。武須彌陀例。駄例夜矢比等母。紆部備泥堤那皚矩。萬葉に。去家之倭文旗帶乎。結垂。就云人毛。君者不益。一書歌

に。古之狭織之帶乎。結垂。誰之能人毛。君爾波不益など。さま／＼によみたり○阿遮於謀婆儼俱備。莫相念なり。一首の意は。上は序。吾は外の人は思はぬにと云て。吾には鮪臣と云思ひ人ありと知らせたるなり。誰と云て。外の人はとは云意となるなり。此は鮪臣か己か心のまゝに云るなり。解には。誰人をもみ思ふと云意を含まず。表には君を思ふと云に聞せたりと云るは。いかゞあらむ。

太子甫知鮪曾得影媛。悉覺父子無敬之狀。赫然大怒。此夜速向大伴金村連宅。會兵計策。大伴連將數千兵。傲之於路。戮鮪臣於乃樂山。

一本云。鮪宿影媛舍。即夜被戮。

大伴金村連。記傳に。室屋大連の孫なる由見えたれども。父は詳ならずと云はれたれど。姓氏録に室屋の二子を御物宿禰といひ。談と云ふ。林宿禰傳。室屋大連公男御物宿禰。大伴宿禰大連公。談の子金村なるよし。公卿補任に見えたり。但し佐伯宿禰條に。道臣命七世孫室屋大連公とありて。神松造條に。道臣命八世孫金村大連公とあるは。一世の異あり。これは數へかたに依れるなるへし。大日本史金村傳云。金村歷事仁賢武烈繼體安閑宣化欽明六帝。爲五朝大連。有子曰磐。曰狹手彦。日本曰阿布被古。阿布被古承父爲三大部連公。三代實錄。貞觀三年。式大和國葛下郡金村神社。會兵計策。守部云。これ上の御歌に。始

陀騰余瀾。那爲我與釐據魔。とよませ玉ひし意なり。彼歌の無敬さに。しかおほしよりしも。御ことわりなりと云り○大伴連將數千兵。金村も此時大臣眞鳥に並て大連なりと。守部の云れしは下文と合はす。更に證なし。大連ならずとも。大伴の家の事なれば。數千兵を將るんに妨げなし○戮鮪臣於乃樂山。乃樂山は崇神紀に那羅山に作れり。又事樂或は諾樂とも書り。添上郡なり。さて此處は。鮪を葬せる所なるよし。下文に見えて歌あれば。此山に戮すへきよしなし。一本に鮪宿影媛舍。即夜被戮とあるか如く。海柘榴市の近き傍。または石上廣高宮あたりにての事なりしなるへし。影媛の歌に。石上賦屢を過と詠めるを見れば。かにかくに乃樂山にては叶はず。

是時影媛逐行戮處。見是戮已。驚惶失所。悲淚盈目。遂作歌曰。伊須能箇瀾。賦屢鳴須擬底。舉慕摩矩羅。拖箇播志須擬。暮能娑幡備。於哀野該須擬。播屢比能。箇須我鳴須擬。逗摩御暮屢。鳴佐哀鳴須擬。拖摩該備播。伊比佐陪母理。拖摩暮比備。瀾逗佐倍母理。儼岐曾哀遲喻俱謀。柯尋比謎阿婆例。

逐行戮處とはあれど。歌のさま葬送行時の事なり。これも誤なるへし○伊須能箇瀾。石上なり。須と曾と通す○賦履鳴須擬底。過ニ布留てなり。守部云。此地の名義さま〜いへと。石上は本廣き地にして。其地の内なる布留と見る方安らかなりと云り○舉慕摩矩羅。薦枕なり。釋私記に。古以蔭蔭爲枕。云レ高之眼目。故欲レ云レ高之發辭とあれども。解云。高きにかゝる意ならは。薦ならてもあらなん。是は東ぬると云意にかゝれるなり。其束をたかねといへるは。萬葉五に手束杖。許志爾多何彌提とありと云り。さもあるへし。神樂歌に薦枕高瀬の淀。三代實錄に薦枕高御産栖日神社。常陸風土記歌に薦枕高郡。掃部寮式に。板枕一枚。長二尺五寸。廣三尺料。編薦一枚。生絲一兩などあり○拖箇播志須擬。高橋過なり。萬葉集十二に。石上振之高橋とあるによれば。石上の地なるへし。神名式添上郡高橋神社あり。此地今詳かならず。大和志に高橋神社を。在ニ八條村薦枕川東と云るは。押當の説なり○暮能婆幡備。物多爾なり。大と云はむとする枕詞なり。大も多も共に。於哀とも又婆幡とも云り。萬葉には。さはにおほみとも重ねよめり。されどこの二の詞に差別あることは。既に神代紀に云へり。守部云。このつづきの官物を納め置けるを云へは。物當て多なる意なるへし。其を記はやくと云は。大屯倉のよしなり。倉を計と云ふは。久良の約加なるを。計に轉し云なり。又官家。大宅などを訓むは。家を家とも云と例の言なり。と云れたるは。まさらはしき説なり。○於哀野該須擬。大宅過なり。倭名抄添上郡大宅これなり。此地も今詳ならず。今ヤケ春日と云所。鹿野園の下にあり。古義云。平は之に通ふ。冠辭考に。平は與に通ひて。春日よと云ふ意か。又平は之の誤りか。と云るは。いたく泥めるひか事なり。平と之と通例。他に多きを知らざりしなりと云り。さてかくいひなれて。遂に春日を箇

須我とも云るなり○箇須我鳴須擬。過ニ春日なり。此地の事は開化紀に云り。さてこの二句十字。釋紀になきは脱たるなるへし○逗摩御暮履。守部云。手端隱なり。逗摩とは手の端を云。爪を云も。繼體紀大兄皇子御歌に。都摩努利斯豆とあるは。衣の端を宜ふなり。萬葉に孀隱有屋上山。十に妻隱矢野神山とあるは。矢と連き。こゝは小箭とかゝれり。十三に投左乃遠離居而とある。投箭の意と聞えたり。冠辭考の後説に。妻隱小眞室の意とせる。おほつかなしと云へり。されど鳴佐哀とつゞく意はなほ考へし○鳴佐哀鳴須擬。過ニ小佐保也。佐保添上郡にあり。解云。こゝまでは鮪臣をはふり行路の程なりと云り○拖摩該備播。玉筍に者なり。倭名抄器皿部に。筍計。禮記注云。筍盛レ食器也○伊比佐倍母理。飯副盛なり。解云。下の水に對してさへと云へりと云り。萬葉二。家有者筍爾盛飯乎○拖摩暮比備。玉盃になり。和名抄器皿部。説文云。盃小孟也。作レ碗。辨色立成云末里。俗云毛比とあり。萬四片碗。碗は盃大膳式片碗十二口。片碗四十八口などあり。守部云。片碗とは合組に對へて。一つ離れたるを云なるへし。水を毛比と云ふは。此盃より轉りたるにて。飲に就たる詞なり○彌返佐倍母理。水副盛なり。釋記に言人死之後備飯水也。今世如備靈供とあり。さてこの句は守部云。上と合せて。飯も盛水も盛と心得てもよし。又水に副て飯も盛。飯に副て水も盛と心得るか。是佐倍の本義なりと云り。又按にいと遠き所なれば。葬を送るに女の身ごして。たゞに玉筍玉盃の具のみならず。其に飯をも盛り。水をも盛て持行このの。容易ならぬ勞なるか。夫君の爲とおもへは。それをも厭はずとの意なるへし。久老云。飯と水とを持て。女の葬送に隨ひ行く

は。古の禮なりけん。今も吾郷の葬儀に。柩の先に包持ツ、ヒモテて。衣服の類を物に包みて持ち。次に水持  
 として。土盤に水を盛て持つ。次に侶子として。木を曲たる器に飯を入れて持てり。皆女の役とせり。是古  
 の遺風なるへしと云へり。○難岐曾哀運喩俱謀。泣沾行もなり。謀は助辭。古今集。泣こふる涙に  
 袖のそほちなは云々。解云。そほちは。萬葉十六。小雨そほふるさある曾保に。還はひちなるへくればはゆれば。沾るも意と聞ゆと云り。○柯尋比謎阿婆例。伴部本導を碍に作  
 れり。影媛可哀なり。守部云。自名を呼て悲めるは。事の切なるなり。上の尾代か歌。また三重嫁か歌  
 古事などの如し。是を他人の歌とする説多かれど。如此様によめる歌。萬十三に二三首あれど。皆自た  
 どり來し道の勞を云るにて。他の上を詠みしはなし。其と合せて。此歌も影媛自道の勞を述へ。事の可  
 哀を深からしめむ爲に。其名をも裁入たる。即死を究めたる情なるそかし。一首總意は。刑ツ、ヒひ戮れた  
 る夫の事なれば。おもたうしき野へ送りも爲かたきのみかは。近き所に葬る事たにもあたはず。女の  
 身として。石上より次々。こゝらある道の隈をたどりつ。左右の手に飯と水とを持て。泣ぬれつゆ  
 く此影媛よ。わか身ながらあはれかなしとなり。まことに其形容。目に見ゆるか如くして。あはれ深  
 し。優れて愛たき歌にこそと云れたる。さることなりけり。

於是影媛收埋既畢。臨欲還家。悲鯁而言。苦哉。今日失我愛夫。即便  
 灑涕愴矣。纏心。歌曰。炯鳴備與志。乃樂能婆娑摩備。斯斯貳暮能。瀾返

矩陞御暮黎。瀾儺曾々。矩。思寐能和俱吾鳴。阿婆理返那偉能古。

悲鯁。通證云。垂仁紀喉咽訓同。字書鯁哽通咽塞也。○苦哉云々。守部云。此詞のさまを思ふに。罪人なり  
 ければ。骸を葬ることもならささりけんを。偏に影媛かなさけにて。密に竊みて。奈良山の奥の谷底に隠  
 して埋めたるなり。其ありさまにつけても。影媛か歎きの深かりしにこそ。さて逆臣に奸けたる罪は  
 あれど。女の道はつくせりといふへしと云へり。○棺矣。本に棺を棺に作る。今伴部本其他の本ともに  
 據る。○炯鳴備與志。既出。○乃樂能婆娑摩備。奈良之谷になり。守部云。皇極紀谷此云波佐摩とあり。  
 山の丘と丘との挟める間なれば。挟間の義なるへし。今の俗言にも云事なり。地名に桶挟間など云ふ  
 處も遺れり。さて婆娑摩は。たゞに谷の事のみ云るにはあらず。即こゝは墓地のことにて。古の墓地  
 はみな谷間に構へたれば。かく云ひて自ら墓地と云ふゆゑなり。この事は已に云り。○斯斯貳暮能。鹿  
 如物之なり。如は其狀をいふと云へり。萬葉に鹿自物。伊波比伏管。また十六自物膝折伏とあり。なほ  
 鳥自物犬自物などの類みな同じ。○瀾返矩陞御暮黎。通證云。水潤邊隱也。此紀潤字盜字訓。都久邊謂  
 レ汀也。萬葉集云。海行者美都久屍。又云。豆久志奈流。美豆久白玉。天平感寶元年詔亦有此辭と云り。  
 解には水就隱なり。みつくへはみつきを延て活用せる言なり。鹿の谷間に隠れることと云ふを。谷  
 には水あれば。水就隱とはいへるにやと云ひ。また守部は。萬葉なるは水に漬るを云。かくて此の續き



は。鹿猪の谷間に隠れ伏せる如く。鮪か骸を埋み隠す意に云るなれば。上のシ、シモノは。隠りに係りて。水漬には關らず。舊説みなわろしと云り○瀬備曾々矩。水瀧なり。鮪と云はんとての枕詞なり。記歌に美那曾々久。淤美能衰登賣とあるは。魚とかとれり○思寐能和俱吾鳴。鮪稚子をなり。萬葉に久米能若子。等能乃和久胡などあり○阿婆理逗那偉能古。守部云。食出勿猪なり。阿婆理とは。海人の朝菜夕魚に。上漁して物食より出て。鳥の飼を求るにも求食と書て。總て物食ことに云り。偉能古はたゞ猪の事にて。子は添言ふこと。馬を古末と云類なり。されはこゝは。如此理めおく骸を。食出勿と制するなりと云へり。解云。願出勿猪之子なり云々。罪ありて殺されしものなれば。其墓を人のあはかんと事をおそれて。かくは云るかと云り。通證にも。以猪喻大伴金村也とあり。一首の意は。守部云。奈良山の奥深き谷間の水漬處に。思ふ夫を鹿猪などの如く。隠らせ伏せておくそかなしき。いかて此壯士か骸を食出勿しそ。此山の猪子等よとなりと云り。又解の說によりて云はゞ。いかて金村連の士卒ともよ。此墓の骸をなばふり出しそとなり。

冬十一月戊寅朔戊子。大伴金村連謂太子曰。眞鳥賊可擊。請討之。太子曰。天下將亂。非希世之雄不能濟也。能安之者其在連乎。即與定謀。於是大伴大連卒。兵自將。圍大臣宅。縱火燔之。所搗雲靡。眞鳥大臣恨事不濟。知身難免。計窮望絕。廣指鹽詛。遂被殺戮。

及其子弟詛時。唯忘角鹿海鹽。不以爲詛。由是角鹿之鹽。爲天皇所食。餘海之鹽。爲天皇所忌。

戊子。十一日なり○非希世之雄。此御言を思ふに。當時眞鳥大臣の權勢甚盛にして。太子の御心にも。何とも得なし玉ふまじき姿なりけむ。金村連の其機に乗して。討んと請奉りしは。まことに希世の雄き者にそありける。太子の其人を知玉へるに。かしく坐しけるも。たゞの君には在さざりけらし。○大伴大連。按に大は衍なるへし。或云金村とあるへし○搗。欽明紀に指搗調同し。神功紀には。ホキヨキアとよめり。搗招なり。字書に搗揮同とあり○廣指鹽詛。通證云。此與雄略天皇紀所謂御馬皇子指井而詛意同。蓋神世以來。呪詛之術有如此之類耳。と云れたるか如し。詛といふ事は既に神功紀に云り。また此の詛をも次なるをも。秘閣本にはノコフと訓り。ノロヒトコフの略なるへし。神功紀なるも。呪詛字を古本にはしかよめるかあり○爲天皇所食。契沖本に爲上得字ありと云へり。萬葉集に大王之鹽燒海部などあり。さてオモノは。大御食物の略なり。通證にオをヲに改めたるは却てしからず○爲天皇所忌。これは其近き御世頃の語辭を。そのまゝに記せるなるへし。後々までもさることありしにはあらじ。

十二月。大伴金村連平定賊訖。反政太子。請上尊號曰。今億計天皇。

子唯有陛下。億兆攸歸。曾無與二。又賴皇天翼戴。淨除凶黨。英略雄斷。以盛天威天祿。日本必有主。主日本者。非陛下而誰。伏願陛下仰答靈祇。弘宣景命。光宅日本。誕生銀鄉。於是太子命有司。設壇場於泊瀨列城。陟天皇位。遂定都焉。是日以大伴金村連爲大連。

反政太子。此亂を靖めんかために。時の御政事は。金村連に萬の事を委ね任せ給へりけむ。さて遂に亂を平けしなりけり。八月より十二月に至るまで。攝政四月の間なり。○英畧雄斷。本に英を莫に作る。莫略。字書に莫謀也大。今伴部本に據る。○日本必有主云々。文選勸進表。また左傳介之推か詞等に據る。○銀鄉は。韓國を云ふ。神代紀及仲哀紀に見えたり。顯宗紀に金銀蕃國。さて金村連か請申たる詞の事に就て。記傳に論ありて。既に上に云へり。されどこれは。攝政に坐し間のことと見てありぬへし。○泊瀨列城。記傳云。此の文また仁賢卷にも。及有天下。都泊瀨列城とある。此らの文に依れば。列城は本よりの地名にやありなむ。此宮の蹟。或云。長谷寺の南なる出雲村の北方に。武烈天皇の御屋敷と云處あり。是なりとこそ云り。舊都址要覽云。今磯城郡。初瀬町大字出雲。十二神社の舊地。御屋敷と云

元年己卯

元年春三月丁丑朔戊寅。立春日娘子爲皇后。是年也太歲己卯。

春日娘子。舊事紀に娘女とあり。さて此注文の父字。本に文に作るは誤なり。今中臣本京極本に據る。さて此五字を私記の機入として。集解に削られたるはわろし。注なることは明らけし。又舊事紀か此爲皇后の下に。物部麻佐良連公爲大連の文あれど。前後に此人のことなし。誤なり。

二年庚辰

二年秋九月。劔孕婦之腹。而觀其胎。

三年冬十月。鮮人指甲。使掘署預。十一月。詔大伴室屋大連。發信濃國男丁。作城像於水派邑。仍曰城上也。是月。百濟意多郎卒。葬於高田丘上。

指甲の訓。生爪なり。今も云言なり。○署預。倭名抄稻穀部。山芋。本草云署預。一名山芋。夜萬都以毛。俗

三年辛巳

云山乃以毛とあり。本草綱目醫類に作るは却て誤なり。天書に此事の次に。亦令三人握三猛火と云ふことあり○作城像。集解に城下原有三像字。傍訓攪入。傍有三狀字。後人贅附と云り。此説に據て今園みおけり○水派邑。用明紀に水派宮○城上。倭名抄廣瀨郡城戸。萬葉に。明日香皇女。木鹿宮之時云々作歌。君與時々幸而遊。賜之。御食向。木鹿之宮乎。常宮跡定。賜云々。また高市皇子尊。城上殞宮之時云々。此段。式に廣瀨郡三立岡とあり。木上宮乎。常宮等。高之奉而。神隨安定座奴。神名式同郡於神社。今在大塚村。稱三城宮とあり。按に於の上。城字を脱しにもあるへし○高田丘上。大和志云。葛下郡百濟意多郎墓在三岡崎村とあり。

四年壬午

四年夏四月。拔人頭髮使昇樹巔。斫倒樹本。落死昇者。爲快。是歲。

百濟末多王無道。暴虐百姓。國人遂除而立島王。是爲武寧王。

無道。暴虐百姓。國人共除。武寧立。諱斯麻王。是混支王之子。則末多王異母兄也。混支向倭時。至筑紫島。生三麻王。自島還送。不至於京。產於島。故因名焉。今各羅海中有三主島。王所產島。故百濟人號爲三主島。今案島王是蓋鹵王之子也。末多王是混支王之子也。此曰異母兄。未詳也。

末多王。雄略紀二十三年に。我朝より立てる王と爲たりし人なり。東城王是なり。また牟大とも云り。末多。牟大。○暴虐百姓云々。東國通鑑云。齊和帝中興元年。百濟東城王二十三年。天皇の三冬十一月。百濟

巧加弒其君牟大。初王以加鎮加林城。加不欲往。辭以病。王不聽。遂怨王。至是王獵泗泚東原。又獵熊川北原。又田於泗泚西原。阻大雪。宿於馬浦村。加使人刺之。踰月薨。號東城。子期摩王立。期は斯の誤。或名餘隆。武寧王二十三年。徐居生等按東城當國凶歎。民飢不救。起臨流閣。極其壯麗。遊宴自恣。閉宮門。拒諫臣。荒于遊畋。久而不返。爲賊臣所害とあるこれなり。さて此廢立は前年のことなるを。紀には此年に至りて。其を書したるものなるへし○島王。雄略紀に島君とあり。即通鑑に期摩と云る人なり。武寧王は。續紀四十。后先出自百濟武寧王之子純陀とある。后は贈正一位乙繼女なり。次なる倭君の下にも見えたり○注武寧立。秘閣本に寧の下に王字あるよろし○混支王子之子。此人は蓋鹵王汝洲王が弟にて。雄略紀五年に皇朝にまゐれる時。蓋鹵王の孕婦を妻として。來りて筑紫各羅島にて。此島君の生れたるを國に送り。おのれのみ京に入りし事見えたり。また混支君とも云へり。さて末多王も。此混支か子なること。雄略紀に見えたり。○末多王異母兄也。集解には母を父に改て。父原作母。據雄略天皇五年紀改とあり。武寧王はまことは蓋鹵王か子なれども。かの孕婦を妻としての子なれば。混支か子とも云しにや。さて混支我國に止まり居りしうち。他の女に嫁て。末多は生めりしにもあらむ。しか見る時は。末多王異母兄と云まじきものにもあらし。されはみたりに文字を改めかたし○因名焉。本因を固に誤る。今正せり。焉を鳥に作る。今中臣本伴部本に據る。集解に島とあるも誤なり○各羅。主島。共に雄略紀に云り○王所産。秘閣本に産上新字あり。衍なるへし○今按島王云々より。未詳也まで二十

五年癸未

九字。集解には私記摺入として削れり。まことに是は後人の加筆なるへし。  
五年夏六月。使人伏入塘械。流出於外。持三刃矛。刺殺爲快。

塘械。倭名抄地部。塘。纂要云。築山過水曰塘。又謂之堤。豆々三。械。以比。淮南子云。決塘發械。許慎云。械所以通陂竇也。とあり。後撰集に。小山田の苗代水はたえぬとも。心の池のいひははなたし。○三刃矛。他に書にみえず。天書にはたゞ矛とあり。

六年甲申

六年秋九月乙巳朔。詔曰。傳國之機。立子爲貴。朕無繼嗣。何以傳名。且依天皇舊例。置小泊瀬舍人。使爲代號。萬歲難忘者也。冬十月。百濟國遣麻那君進調。天皇以爲百濟歷年不脩。貢職留而不放。

依天皇舊例。清寧紀二年。天皇恨無子。乃遣大伴室屋大連於諸國。置白髮部舍人。白髮部膳夫。白髮部穀負。冀垂遺跡。令觀於後。これ近き御代の例なり。なほ其餘にもあまた見えたり。此事孝徳紀に委く云へし。○小泊瀬舍人は。白髮部舍人におなじ。○代號。或説に代號は轉倒なるへし。號代としてナシロと訓むへし。所謂名代なりと云り。○遣麻那君進調。武寧王立て始ての貢調なるへし。この御世の頃には。新羅よりも調奉らす。しは。皇國の兵の彼邊海を犯ししこと。三國史記に見えたり。かにか

七年乙酉

七年春二月。使人昇樹。以弓射墜而咲。夏四月。百濟王遣斯我君進調。別表曰。前進調使麻那者。非百濟國主之骨族也。故謹遣斯我奉事於朝。遂有子。曰法師君。是倭君之祖也。

くに。海外の御政事も。行届きかたかりしなる可し。さて麻那君のことは。後年の紀に見えたり。  
骨族。通證云。謂骨肉親族。東國通鑑曰。眞骨王族也とあり。集解にも。韓語謂親類。則尙用骨字也と云り。皇朝にても此字を用ひ給ひしことあり。彼か語にならひ玉へりしなるへし。○法師君は。斯我か皇國の女に通て生しめたるにや。○倭君。姓氏錄左京諸蕃。和朝臣。出自百濟國孝慕王十八世孫武寧王也とあり。大日本史氏族志云。桓武帝時。左京人從五位下和史國守等三十餘人賜朝臣。初桓武皇太后和氏。贈正一位乙繼之女。寶龜中特賜姓高野朝臣。乙繼孫和朝臣麻呂。延曆中以外戚故。俄擢至中納言。蕃人入相府。是爲始。日本後紀。又有連姓。貫于大和。系出雄蘇利紀王とあり。○天書云。七年夏五月。大伴連金村。深憂帝之暴惡。諫之。帝不聞。云事あり。この紀には漏されたり。

八年丙戌

八年春三月。使女。裸形坐平板上。牽馬就前遊。觀女不淨。沾濕者。殺不濕者。沒爲官婢。以此爲樂。及是時。穿池起苑。以盛禽獸。

而好田獵。走狗試馬。出入不時。不避大風甚雨。衣溫而忘百姓之寒。食美而忘天下之飢。大進侏儒倡優。爲爛熳之樂。設奇偉之戲。縱靡々之聲。日夜常與宮人沈湎于酒。以錦繡爲席。衣以綾紈者衆。

裸形。通證云。裸裸同。比多。頓也。常也。云遊牝。倭名抄毛群部。遊牝俗云由比。私記云豆流比。紀相交。地犬。とあり。庶牧令。凡牧牝馬四歲遊牝。義解謂。遊牝猶交接也。とあり。○没爲官婢。通證に漢文帝紀。没入爲官婢。風俗通曰。古制無奴婢。即犯事被贓罪。没入官爲奴婢。とあれども。これは贓罪を被りし人なごはみえず。按に此事扶桑略紀に。令女裸袒坐平板上。牽馬牝牡相交。淫女見之。屢下不淨。即以致之。其不濕者没爲宮人。とあるか如く。尋常の婦女には非ずして。荒淫の犯世に通えある婦女どもを集めて。かゝるありさまをも令見玉へりしなるへし。さて其不淨を下さるは。宥して官の奴婢とはなし玉へるにて。本より其婦女に罪ありと見做したるものとせされは。没と云ふこといかに叶ひかたし。けに奇偉ある戲なりかし。○穿池起苑云々。かの東國通鑑に見えたる東城王が暴虐に。よくしも似たりける御わさなり。○走狗試馬。後の競馬をクラヘウマと云ふ。又犬追物の事などは實用ある事にて。此御戲とは事異なり。清寧紀犬馬器不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>獻上<sub>一</sub>とあるなごこそ。こゝにあたるへけれ

○衣溫。本温を濕に作る。今通證所引神宮本に據る。○忘を。秘閣本に忽に作れり。ユルカセニスと訓むへし。○侏儒は短人にて。是は戲弄せんかためなり。天智紀に。十年三月。常陸國貢中臣部若子長尺六寸。其生年丙辰。至<sub>二</sub>此年<sub>一</sub>十六年也。これらは唯世に希有しきに據りて貢りしなり。○爛熳。文選長笛賦。注爛熳聲亂而多也。通證に。字書無<sub>二</sub>熳<sub>一</sub>字。と云。○奇偉。アヤシクウタアルと訓へし。宇多互は記の上卷に。其惡態不止而轉。とあるをはしめて。安康段に宇多底物云王子とあり。言義は詳ならねど。記傳に。本よりある事の爛熳みて。殊に甚しくなるを云言なり。轉字を書くは。轉り進む意ををるなるへしと云り。れど此辭は。善事の愈進みゆくには。一も言る例なし。みな惡き事のみ云れは。記傳の説うへなひかたし。轉字などに就きては。さもおほしきやうなれども。進むところは見えす。さしあたりて人の爲すわさの。此方にあちきなく。憂く思はるゝやうなる處に。多く遣へるを思へは。其本は憂と云言の活けるにもあるへし。なほよく考へし。なほ後の物にては。貫之集に蟻通神の祟給ふを。うたてある神なりといひ。古今集に。ちると見てあるへきものを梅の花。うたてにはひの袖にごまれるとある。此歌を菅家萬葉に別様と書り。これ其意を得て書き給へるにて。上の意なり。また同集に。花と見て折らむとすればをみなべし。うたゝあるさまの名にこそありけれ。これも宇多多と轉したるまでにて。意は同じ。かくて思へは。轉字は事の惡き方に轉りゆくより書れたるにもあるへし。然るに記傳に。應神段の御歌。宇多々氣隨<sub>二</sub>とある句を。一の多を衍と定めて。轉<sub>二</sub>案<sub>一</sub>の義と解れたるは。いかなり。轉案と云言あるへくもあらず。また一の多を衍と定めたるも。わたくしなり。これは序に云。○靡々之聲。通證に謂<sub>二</sub>淫聲<sub>一</sub>也とあるは。さることなり。なほ和訓栞云。たはしき。日本紀に靡々をよめり。秋くれは野へにたはるゝ女郎花。とよめる是なり。新撰字鏡。妖嬈也。耽也。大波志と云り。榮花卷に。たはしくと言詞あれと。これは一本にたはしくとある方なるへし。また保憲女集に。かるかやのみたれすは。何をかはたをけき名をば浸さん。とあるたをけきは。たはけきの誤にて。これも戯けきなるへし。これらは序に云ふ。○沈湎。字鏡。

酌前惠比佐萬太留。後拾遺集。祭の歸さるゝひさまたれたる像書たる處。兼盛集に。大將の家に相撲の歸りあるじするに。つまつきもなくして。こゝも員さしつ。ゑひさまたれて今日はかへりぬなどあり。通證に醉而亂<sup>サツ</sup>之義也とあるは。いかゞあらむ。なほ異義ありけなり○綾執。急就篇注に。執即素之輕者とあれど。こゝは白絹にはかざるへからず。たゞ錦繡の類のみと見るへし。

### 冬十二月壬辰朔己亥。天皇崩于列城宮。

己亥。八日なり○崩。天書曰。八年冬十月。有<sup>レ</sup>人竊刺<sup>ニ</sup>帝於正寢。十二月壬辰朔己亥。帝崩于列城宮。時年六十一歳とあり。此天皇の御年紀の事一定しかたし。小中村清矩の考あれは。今其文を出して考に備ふ。但し遺ヶ略けるころも。あり。本書に見合へし。云く。大日本史。武烈天皇崩の下分注に。本書享年缺。水鏡神皇正統記。并曰年十八。歴代皇紀皇年代略記皇代帝王編年記。并五十七。今按主前説。則帝末<sup>ニ</sup>即位。挑<sup>ニ</sup>影媛。時方十歳。豈有<sup>ニ</sup>此事。哉。主<sup>ニ</sup>後説。則帝在位八年。應<sup>下</sup>以<sup>ニ</sup>四十九歳<sup>ニ</sup>即位。仁賢帝壽五十。或五十一。是<sup>ニ</sup>二三歳而<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>帝也。豈復有<sup>ニ</sup>此理。二説共不可<sup>レ</sup>信。と記させ玉へることく。右に引ける外に。十八と見えたるは。扶桑略記と愚運録。如是院年代記等なり。但愚管抄に或五十七とも傍書せり。此天皇の御享年には。古來より二説有て定かならぬを。今試に諸書を參見して熟考すれば。十八とある方を宜しとせんか。然るはまつ五十七とあるは。日本史の分注にも云へる如く。御父天皇の御年紀にも合はず。されはこの説の信かたき事は論をまたす。五十七とある説に據て逆算すれば。允恭天皇三十九年庚寅

の御降誕に當る。雄略天皇は。允恭天皇の第五子にましまして。春日大姫は其皇女にましませは。遙に時代違へり。さて扶桑略記水鏡に見えたることく。此天皇六歳にて。皇太子に立せ玉ひ。十歳にて御即位。翌己卯の年を元年として。御在位八年。丙戌の歳十八歳にて崩し玉ふとせは。御即位あらんとせし前に。朝臣と影媛を挑み玉ひし事の。御幼稚の程の御所行にはいかにと云んに。此は叔父におはします。顯宗天皇の御事と混へて。書紀に記されたるものにて。古事記に袁祁命の御事として。傳たるを正しかるへき。傳四十三に傳して云。凡て此件の事をも。音紀には云々。此記の傳と異なり。はやく混れたる傳ならむと思はる。猶大々にいふを見るへし。五十七にて崩といふ傳のあるも。顯宗天皇の御降誕の年と。取混へたるよりの謬説なるへし。然いふ故は。此天皇<sup>宗</sup>崩坐し御年を。古事記及水鏡に三十八歳とあるに據。逆算すれば。允恭天皇三十九年庚寅の御降誕に當り。則武烈天皇五十七崩と取傳へたるに據て逆算せる。御降誕の年と同年に當れば。彼是取混へたるものならむか。武烈天皇御降誕の年。さて皇代記皇年代略記等に。顯宗天皇の御事を。允恭二十九歳長降誕と見え。右二書の外。扶桑略記神皇正統記愚管抄歴代皇紀中抄等に。四十八崩とあるは誤にて。允恭天皇三十九年庚寅の降誕にて。三十八崩と定むへし。然らば御兄仁賢天皇の。允恭天皇三十八年己丑の御降誕と。諸書に見えたるに合はず。合森種松も。此を心附しにや。帝皇略記に如此記せり。又繼體天皇崩歳八十二と。書紀に見えたるに據て算すれば。此天皇も允恭天皇三十九年庚寅の御降誕に當らせ玉へり。若くは此天皇の御年紀と。混へたるものかと思はるれど。影媛のことよりして。顯宗天皇の御事と。混へかくいは。上古には御幼稚にて。御即位ましまし例なければ。十歳にて天日嗣所知看し事を。疑ふ人もあらむか。されど此より以往の御代々々には。日嗣の御子とおはしまし御方は。何れも成人の君にて御坐しつればこそ。御年許多にて天位に即せ玉ひけめ。仁賢天皇崩坐し時に及て。偶皇太子と坐ませる小泊瀬稚鷯尊。御幼稚におはしましうかは。即御幼稚なから。天

日嗣所看しけん事疑なし。且仁賢天皇の男御子は。只一柱に坐々て。外に長君もおはしまさざりしものをや。但し御即位より六年に。繼嗣の御子无きを以て。小泊瀬部といふ御子代の民を置かせ玉ひしよし。紀記に見えたるは。御老成の御所爲の如く思はるゝを。いかにと考ふるに。此は恐くは次の御代。繼體天皇の御代の事に云なして取傳へしを。かく記させ玉へるものならむか。日本武尊崩坐して後に。武部を置かせ玉ひしことなども思ひ合すへし。武部云。穴穂天皇崩坐して後。繼體天皇の御代に。如此漸々に思ひ定めて。己は十歳即位。十八歳崩御とある方を宜しとは云なり。但し傳説ながら。五十七といふ説も。最古より記されたるものなるへし。然るは御即位の御始の事よりして。御幼稚のさまは見えざる記しさまなる。書紀集解十六卷尾か故なり。されど御崩年を定かに記されるは。十八といふ説も既くより有て。定めかたかりし故なるへし。云。按水鏡神皇正統記曰。年十八。編年記曰五十七。蓋仁賢天皇以清寧天皇二年迎入。此至三十五年。假以迎入之年生天皇。不出二十五。自清寧天皇三年。至仁賢天皇崩年二十七年。然則天皇即位。應十五六七。崩年推而可概略一也とあり。此説も由ありけに聞ゆれど。十八と云ふをも取らざるは。猶書紀の文に泥めるなり。又書紀の仁賢天皇元年の條を按するに。二月辛亥朔壬子。立前妃春日大娘皇女。爲皇后。遂産一男六女。其一日高橋大娘皇女。其二日朝嬬皇女。其三曰手白香皇女。其四曰樟氷皇女。其五曰橘皇女。其六曰小泊瀬稚鷦鷯天皇。其七曰眞稚皇女とあれは。武烈天皇は第六に當らせ給ふ皇子にして。御父帝の迎入れ玉ひし年に。生れ坐るにあらざること疑なし。以上は友人横山由清の書日。かく書記してみせたるに。己れも既に考置きたるかありとて。示されたるをみれば。大かたは己れか説と同じき中に。けにとおほゆる條を抄出して附録とす。由清云。此天皇の御所行の。いと暴く御

坐しよし。書紀に記せる如くならむに。いまた皇太子と御座けむほども。必暴き御所行のりぬへく。さはかり賢明く御坐ましけむ父天皇の。それを禁め教へ玉はずして。御代繼せ玉ひにけむ事。またあるべきにあらず。かつ年若きは。暴悪なる人も。年老ぬれば心もをさまり。行もなほりぬへきわさなるに。四十九にて御位に即せ給ひ。五十七にて崩り玉ふまで。年にそへて。御所行の悪くなりまさらせ玉ひけむも。あやしきことなり。されは此五十七とある御年のさたは。年紀にも合はず。事實にも協ひかたしといふへし。さてかく御年を。五十七と定め出たる事の起原を。いかにと考ふるに。繼體天皇紀に。男大迹天皇云々。中天皇五十七歳。八年冬十二月己亥。小泊瀬天皇崩云々とあり。此五十七歳とあるは。武烈天皇の八年にあたる年の。繼體天皇の御年をいへるなり。さるをふと。武烈天皇の御年を云へるなりと心得て。さて其より上へ算へ上げて。降禪立太子即位の御年なども記せるなるへし。此説五十七といふ傳の謬を。よく辨へたりと云へし。同云。さて上にも引出たるか如く。此御年のさたの古くものにもみえたるは。扶桑略記と藤中抄とあるへし。五十七といふかたは。それよりふるくもいへる説ならむを。そのまゝに藤中抄には記されけむ。此作者は粟田關白の裔。豊前守重兼の子。肥後守資隆朝臣とて歌人なり。大系圖者部扶桑略記のかたは。舊説五十七とあるを誤れりと見て。かく考へ定めて。十八と云ふかたに。改め記したるにもやあらん。此作者は藤中抄の作者の兄弟。叡山の僧皇圓大系圖といふ人にて。史才ありけるよしひつたへたる人なればなり。高僧傳卷十六。釋皇圓。大相國藤原道隆四世之裔。參河權守重兼之長男也云々。固有史才。欽明帝至。堀河帝。五百年間。朝廷政蹟。釋氏之事。皆撰述。聖二年月日。

成<sub>ニ</sub>扶桑略記<sub>也</sub>。是に次ては愚管抄<sub>作<sub>レ</sub>云<sub>リ</sub> 慈鎮和尚なり。</sub>されは上の兩書を見られたりけむと見えて。兩説を擧げられたり。以上と云はれたるは。いと詳なる考なれば。此等の説に従ふへし。

日本書紀卷第十六終

日本書紀通釋卷之四十七

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十七

男大迹天皇

繼體天皇

文選西京賦曰。高祖創業。繼體承基。

男大迹天皇。記に袁本杼命とあり。御名義は御曾祖父を意富々杼王と申せれば。相照して思ふに。彼王の方は大。此天皇の御名は小なるへし。さて富杼と申し。大迹と申す義未思得す。記傳に地名にやあらんと云り。なほよく考へし。○彦太尊。此御名に據て考ふれば。大迹<sub>記に</sub>も太の義にや。さらは只何となき美稱なるへし。○五世孫彦主人王。記傳云。彦主人は比古宇志と訓へし。續紀一に。阿倍朝臣御主人とある名なども。宇志を主人と書り。これらの主人を。アルシ又ヌシヒトなど訓るは皆非なり。さて紀に

活目天皇七世孫也。

男大迹天皇。更名彦<sub>太尊</sub>。譽田天皇五世孫彦主人王子也。母曰振媛。振媛。

紀  
繼體天皇



此五世の世系を。具に擧ぐるべきことなるに。たゞ五世孫とのみあるはいと粗し。思ふに續紀に。此書紀の卷とあれば。もと別に系圖ありて。具に此御世系も記されたりしにや。又記にも中巻。かくて此御世系は。書紀釋に引る上宮明宮段末に。此五世の御世系を。具に記さるべき例なること。傳三十四に云るか如し。かくて此御世系は。書紀釋に引る上宮記云。一云凡牟都和希王。娶二經侯那加都比古女子。名弟比賣麻和加。生兒若野毛二侯王。娶二母。思已麻和加中比賣。生兒大郎子。一名意富々等王。妹踐坂大中比彌王。弟田宮中比彌。弟布遲波良己等布斯郎女四人也。此意富々等王。娶二中斯知命。生兒宇非王。娶二牟義都國造。名伊自牟良君女子。名久留比賣命。生兒汗斯王。娶二伊久牟尼利比古大王生兒。伊波都久和希兒。偉波智和希兒。伊波己里和氣兒。麻和加介兒。阿加波智君兒。乎波智君。娶二余奴臣祖名阿那爾比彌。生兒都奴牟斯君妹。布利比彌命也云々。凡牟都神天皇なり。經侯の經は誤字なるへし。記に昨侯とあり。母思已は。母の下に弟字説たるなるへし。思已は息長を誤れるなり。踐坂は記には忍坂とあり。中斯知の知は。和を誤れるなり。釋下に和と作るを正しき。伊久牟尼利比古は。活目入彦にて垂仁天皇なり。此御世系の趣は。應神天皇の御子。若野毛二侯王。御母は昨侯中津比古の御女なり。さて若野毛二侯王の御子。大郎子より。布遲波良己等布斯郎女まで四柱にて。共に御母は息長麻和加中比賣なり。是までの御世系は記にも明宮段の末に見え。さて大郎子の御子宇非王。御母は中斯和命なり。此宇非王。中昔の書ともには皆私妻王とあれども。私さて宇非王の御子汗斯王。是即彦主人王にて。御母は牟義都國造氏の女なり。中昔の一説に。大郎子の御子彦主人王として。宇非王一世無きは非なるへし。さて右の文に。伊久牟尼利比古大王云々と云より。布利比彌命也と云までは。振媛命の御世系を擧たるにて。書紀に活目天皇七世孫とあると合り。抑此繼體天皇の御祖先の御世系。他古書には皆漏たるに。わくらはに此上宮記の文に残れるは。甚も其も歎し

く。たふとさきわさにそありける。若此文の傳はらざらましかば。此御世系の古く正し。さて此御曾祖父意富々杼王を。中昔の書ともに速總別命の御子としたるは。取るべきにあらずと云り。正統記に。速總別。其子大流。其子私妻。其子彦主人王と系たるを云るなり。○七世孫。上に引る上宮記の文に據るに。此世系は。伊久牟尼利比古大王の御子。伊波都久和希。其御子偉波智和希。其御子伊波己里和氣。其御子麻和加介。其御子都奴牟斯君と布利比彌命と二柱にて。御母は余奴臣祖阿那爾比彌なり。記傳云。彼文は約めて云は。汗斯王。娶二伊久牟尼利比古大王七世孫布利比彌命と云ことなるを。其七世の系を直につけて擧たるにて。いと古文のさまなり。然るを後世人。古文を見知らず。訓點を誤りて。釋に次に記したる系圖は甚く違へり。看む人惑ふこと勿れと云り。

天皇父聞振媛顔容姝妙。甚有嫩色。自近江國高島郡三尾之別業。遣使聘于三國坂中井。中。此云那那。納以爲妃。遂產天皇。天皇幼年。父王薨。振媛廼歎曰。妾今遠離桑梓。安能得膝養。余歸寧高向。高向者。越前國邑名。奉養天皇。天皇壯大。愛士禮賢。意豁如也。天皇年五十七歲。八年冬十二月己亥。小泊瀨天皇崩。元無男女。可絕繼嗣。壬子。大伴金村大連議曰。方今絕無繼嗣。天下何所繫心。自古迄今。禍由斯起。今足仲彥天皇五世孫倭彥王。在丹波國桑田郡。請試設兵仗。夾衛乘輿。就而奉

迎立爲人主。大臣大連等。一皆隨焉。奉迎如計。於是倭彥王遙望。兵懼然失色。仍遁。山壑不知所詣。

顔容姝妙。姝本妹に誤れり。舊事紀には姝とあり。靈異記上。身體姝妙。法華經に端正姝妙。好也とあり。ごあり。神代紀に端正訓同じ。蠟色。通證に蠟當作蠟。韻會蠟美同とあり。集解には微に作りて。玉篇曰美或作微ごあり。三尾之別業。上宮記には彌乎國高島宮ごあり。いと古くみゆ。和名抄に近江國高島郡三尾郷高島郷これなり。式高島郡水尾神社あり。垂仁紀に三尾君見えたり。或説に。高島郡安曇村大字社傳云。彦主人王此處に別業を造りて住み。越前國坂中井の振姫を召して紀となし。振姫彦人王彦許王彦太王の三子を生む。彦主人王養するや。振姫は二子を抱きて越前に歸る。彦人王は此處に留り。振姫養する後。其考妣の靈を祭る。是實に武烈天皇の御宇なり。之を三尾生社と稱す。○三國坂中井。倭名抄に越前國坂中井郡佐加乃井ごあり。式に同郡三國神社。續紀三十五に越前坂中井郡三國湊ごあり。大日本史云。古事記曰。意富々村王。三國君等之祖也。舊事紀曰。二派王者三國君祖也。姓氏錄曰。三國真人。出自繼體皇子椀子王。蓋天皇初在三國。故其裔孫冒三國姓乎と云り。○産天皇。後段に。天皇御壽八十二ごあるによりて。逆算するに。其御降誕は。允恭天皇三十九年庚寅にあり。○高向。和名抄に越前國坂中井郡高向郷多加無古。上宮記には多加牟久とあり。式に同郡高向神社。さて注の高向者云々八字は。後人の摺入なるへし。○奉養天皇。この事上宮記上件次文云。汗斯王坐彌乎國高島宮時。聞此布利比賣命甚美女。遣人召上自三國坂中井縣而娶。所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也。

父汗斯王崩去而後。王母布利比賣命言曰。我獨持抱王子。無親族部之國。唯我獨難養育比施斯舉之云爾時。下去於在祖三國。令坐多加牟久村也ごあり。○天皇年五十七歲云々。此天皇は繼體天皇にて。八年云々は武烈天皇の八年なり。然るに此天皇を武烈天皇となして。遂に其御壽を五十七歲と云る説ありしなり。此事は既に上に云り。○壬子は二十一日なり。○倭彦王在丹波國云々。釋紀に。譽屋別皇子之後歟未詳ごあり。記傳云。品夜和氣命の御末にやあらん。其故は丹波國天田郡に土師郷。丹後國竹野郡に間人郷あり。間人宿禰などの先祖にはあらざるか。此姓譽屋別命の後なること。姓氏錄に見えたりごあり。○一皆隨焉。本に焉を爲に誤れり。今北野本中臣本本書傍書に據る。○懼然。舊事紀に懼を愕に作れり。漢書東方朔傳に懼然易容。注に懼然失守之貌ごあれは。本のまゝにてよろし。○遁の訓。神功紀欽明紀に。踊躍をホトハシリと訓り。字鏡に仲憂心也。心保止波志留ごあり。本居翁云。ホトハシルは。ホトくとして走を云なり。されはホトと云言あるなり。今俗にアワタフタメクなど云フタも是なり。又フタくとも云なりと云り。されは欽明紀に歡喜踊躍ごありて。歡ふ時にも憂懼るる時にも。心のあわてさわくより自ら踊躍なるへし。

元年丁亥  
元年春正月辛酉朔甲子。大伴金村大連更籌議曰。男大迹王性慈仁孝順。可承天緒。冀懇勸進。紹隆帝業。物郡鹿鹿火大連。許勢男人大

臣等僉曰。妙簡枝孫賢者。唯男大迹王也。丙寅遣臣連等持節以備法駕。奉迎三國。夾衛兵仗。肅整容儀。警蹕前驅。奄然而至。

甲子は四日なり。○大伴金村大連。本に大伴下に大連二字行れり。今考本集解舊事紀に據る。○勸進。典籍便覽。勸請即尊曰勸進。今按俗謂化度爲勸進。謂招禱爲勸請。蓋借此義也。通證に云り。○許勢男人大臣は。公卿補任に。男人は巨勢小柄宿禰四世孫父河上臣也。此大臣の事。孝謙紀に。天平勝寶三年。典膳正六位下。雀部朝臣真人等言。磐余玉穗宮。勾金崎宮御宇天皇御世。雀部朝臣男人爲大。臣一供奉。而誤記巨勢男人大臣。真人等先祖。巨勢男柄宿禰之男有二人。三代實錄貞觀三年。巨勢朝臣河守等奏言。臣之祖。星川建日子者。雀部朝臣等祖也。伊刀宿禰者。輕部朝臣等祖也。乎利宿禰者。巨勢朝臣等祖也。淨御原朝廷。定八姓之時。被賜雀部朝臣姓。然則巨勢雀部。雖元同祖。而別姓之後。被任大臣。望請改巨勢大臣。爲雀部大臣。依請改正。とあるに據れば。當時は雀部男人大臣と稱せしものと見えたり。雀部は姓氏錄左京に。雀部朝臣。巨勢朝臣同祖。建内宿禰之後也。星河建彥宿禰。謚應神御世。代皇太子大鷦鷯尊。繫木綿禰。掌監御膳。因賜名曰大雀臣。日本紀合。とあり。これ雀部と負へる名のよしなり。○妙簡枝孫。伴校本に妙を鈔とあれども。後漢儒林傳に妙簡字あれば。妙の方なり。曲妙き義なり。枝孫の訓景行紀に出。丙寅。六日なり。○奉迎三國。記には自近淡海國令上坐とあり。こゝと異なり。

記傳云。抑此天皇は。御曾祖父意富々杼王よりして。淡海國に坐々けむこと。其由縁多ければ。王の御末は。息長君坂田君など。此天皇も。御本居は淡海國にそありけむ。書紀に見たる御父王の三尾の別業。又此天皇の紀た。皆近江國の地名なり。越前三國にも通住居坐しなるへし。とあり。上の三尾の處に引る。三尾里三重生神社傳。もしまことならは。天皇は近江國に留り坐せりしを迎へ奉りしなりけり。さては記の傳に合へり。今高島郡小川村の西に三國の三國は越前なり。思混へからず。

於是男大迹天皇。晏然自若。踞坐胡床。齊列陪臣。既如帝坐。持節使等。由是敬憚。傾心委命。冀盡忠誠。然天皇意裏尙疑。久而不就。適知河内馬飼首荒籠。密奉遣使具述。大臣大連等。所以奉迎本意。留一二日。二夜遂發。乃喟然而歎曰。懿哉馬飼首。汝若無遣使來告。殆取蚩於天下。世云。勿論貴賤。但重其心。蓋荒籠之謂乎。及至踐祚。厚加荒籠寵待。

胡床の事は。雄略紀に云り。通證云。胡床古事記作吳床。猶胡桃一名吳桃也。とあり。○齊列陪臣。本に齊を齋に誤れり。今秘閣本考本集解等に據る。陪臣の陪は。陪從陪膳などの陪にて。扈從する儀なり。

侍臣と云に同じ○不就は背き玉はぬなり○河内馬飼首。河内馬飼。詳に履中紀に云り。首は其馬飼部の首長なり。氏は。此卷二十三年の下に。河内馬飼首御狩。また河内母樹馬飼首御狩ともあり欽明紀河内馬飼首押勝あり。天武紀十二年九月。川内馬飼造。賜姓曰連。倭馬飼造。發羅々馬飼造。菟野馬飼造も同じく連を賜れり。孝德紀に馬飼造名あり。これも同姓なるへし。馬飼造は。續紀天平神護元年五月。日下部宿禰子麻呂等名あり。馬養造人上欵に。先祖吉備都彦之苗裔云々とあり。其文孝德紀に引へし。荒籠は。記に八目之荒籠。神代紀に大目荒籠あり。其義の名なり○取蛭。北野本に嗤とあり。同字なり○論は。其事を舉て云々と議するなり。ツラフは其形狀を云言なり。或人云。此語真名に傳たるは見えずされど。字鏡集名義類聚抄等に見。推古紀に與衆宜論。兼仙窟に論。其高一。なとみゆと云。○但重其心。文選李陵書に。人之相知貴在知心とあり。其心は。汝は身貴からざるも。其心正直なるより。直に朕か信用を受て。此度の功を成したりとなり○厚加荒籠。北野本荒籠二字なし。旁書としてあり。舊事紀にもなし。

甲申。天皇行<sub>ニ</sub>至樟葉宮。二月辛卯朔甲午。大伴金村大連。乃跪上<sub>ニ</sub>天子。鏡劍璽符<sub>ニ</sub>再拜。男大迹天皇謝曰。子<sub>レ</sub>民治國重事也。寡人不才。不足<sub>ニ</sub>以稱。願請迴<sub>レ</sub>慮擇<sub>ニ</sub>賢者。寡人不<sub>ニ</sub>敢當。大伴大連伏<sub>レ</sub>地固請。男大迹天皇西向讓者<sub>ニ</sub>。南向讓者再。大伴大連等皆曰。臣伏<sub>レ</sub>計之。大王子<sub>レ</sub>民

治國。最宜稱。臣等爲<sub>ニ</sub>宗廟社稷。計不<sub>ニ</sub>敢忽。幸藉<sub>ニ</sub>衆願。乞<sub>ニ</sub>垂聽納。男大迹。天皇曰。大臣大連將相諸臣。咸推寡人。寡人敢不<sub>レ</sub>乖。乃受<sub>ニ</sub>璽符。是日即天皇位。以大伴金村大連爲<sub>ニ</sub>大連。許勢男人大臣爲<sub>ニ</sub>大臣。物部麁鹿火大連爲<sub>ニ</sub>大連。並如<sub>レ</sub>故。是以大臣大連等。各依<sub>ニ</sub>職位<sub>ニ</sub>焉。

甲申。十二日なり○樟葉宮。倭名抄河内國交野郡葛葉久須波。記安康段に玖須婆之河。元明紀同郡楠葉驛なつばなとあり。河内志に楠葉宮楠葉村とあり。宮趾は交野郡の北部。楠葉村大字楠葉にあり。さて此宮に至り着坐しは。天皇のもことよりの御料なとありしなるへし。こゝにしはらく坐しさまなり。天皇群臣に迎大和に直に至りますへきを。河内にしも。樟葉の名義は崇神紀に見えたり○甲午。十二日なり○天子鏡劍璽符。止まり玉ひしは。必ず故ありしなるへし。樟葉の名義は崇神紀に見えたり○甲午。十二日なり○天子鏡劍璽符。伴枝本に子を皇に作りて一本とあり。さて秘閣本北野本には劍鏡とあり。これは何れにてもあるへし。璽符は訓の如たゞ御しるしなり。令義解に璽信也。猶云神明之徵信。此即以<sub>ニ</sub>鏡劍<sub>ニ</sub>稱<sub>ニ</sub>璽<sub>ニ</sub>とあり。これを曲玉の事と云るは非なり。古語拾遺に。即以<sub>ニ</sub>八咫鏡及草薙劍<sub>ニ</sub>二種神寶<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>賜皇孫<sub>ニ</sub>。永爲<sub>ニ</sub>天璽<sub>ニ</sub>。所謂神璽之劍鏡是也。持統紀四年正月云々奉<sub>ニ</sub>上神璽<sub>ニ</sub>。劍鏡於皇后。皇后即<sub>ニ</sub>天皇位<sub>ニ</sub>とある神璽の字と同じ。神璽令また大殿祭詞をも證すへし。此神璽また璽符等の字に附て。池邊真嶽云。紀中に神璽の事を記せる體。まぢくなる中。清寧顯宗尤恭天皇紀等に。天皇之璽とあるは。論ふべきことなし。繼體紀に天子鏡劍璽符。尤恭紀に天皇璽符。舒明推古紀に天皇之璽印。孝德紀に璽

授とある類は。後制に依れば。此等の符印授も。被符簡鈴印の如く聞ゆれど。此のほたゞ。聖といふに添たる熟字にて。日本紀略(嵯峨條)に神璽と書るに同じ。別表あるにあらす。然るを續後紀(仁明崩條)に天子神璽寶鏡符簡鈴印等。奉皇太子直曹。と見えたるを始にて。文德實錄に。獻。天子神璽寶鏡符簡鈴印等。三代實錄(清和卷)に。奉。天子神璽寶鏡符簡鈴印等。陽成卷に。神璽寶鏡等依。例相從。また醍醐紀。天皇聖授乎奉天云々。於是。以。神璽寶鏡等。付。王公。即日云々。奉。天子神璽寶鏡等。今皇帝。光孝卷に。奉。天子聖授寶鏡。とある類の神璽は。神璽寶鏡など。用語に云るとは異様にて。みな璽を稱せるなり。此は按に(紀新羅條)に神璽とあるは。所謂鏡の二種なるを。續後紀(仁明條)に。神璽寶鏡とて。玉鏡を稱す事とされるを思ふに。淳和天皇天長七年に。新撰格式を撰ばれし時など。神璽を以。内侍所を動かせ玉は。ぬ制を立られて。其御代に璽を神璽と稱て。奉る事は出来しならん。其格式の書傳られされは。委く知へからねども。弘仁奏進より續か十一年の後なるに。それをしも新撰と題せられたるにても。新式の制多かる事は推量られぬ。但し貞觀儀式。踐神大嘗條に。忌部入奉。神璽之鏡。とあれば。讓位の時。又受禪の條に見えたるとは違ひて。なほ踐神。○再拜。韻會に再俗作。再とあり。同字なり大嘗には古義を存して。鏡受傳の式はありしなりと云り。なほよく考へし。

○西向讓者三云々。此あたりは。漢文帝紀の文を以飾られたる中に。この西向讓者三。南向讓者再などは。此時の實の御わざともおもはれず。たゞ單に數度の謙讓ありしを。形容したるものと見るへし。記傳の首卷にも云れたる如く潤飾なり○計之大王。本に此に。有其天下より。其三曰耳皇子まで。三百四字の錯簡あり。古くよりあやまりしものと見えて。今秘閣本通證集解等の說によりて。改め正せり○子民治國。通證に四字衍と云れたれど。ありても妨なし○不敢忽。本に忽を忍に誤る。今秘閣本中臣本等に據る。或人云。新撰字鏡に當々堂々伊利加世と注し。常語にユルカセと云り。後に通ふにや○幸藉。本に藉を籍に作る。今北野本中臣本等に依る。さて藉。衆願。乞。垂聽納。七字。舊事紀に得。承。之。庶聽納。矣。七字に作る○是日。本に日を日に誤る。今諸本に據て正せり○即天皇位。大日本史云。時年五十八。注に據。水鏡愚管抄皇代記。及本書崩年八十二之文。○以大伴金村大連爲大連云々並如故。金村は武烈帝即位の

日に。爲。大連。とあり。さて男人鹿鹿火の大連となりしこと。前に所見なし。こゝに如故とあるは疑し。公卿補任にも。二人初任年月未詳と云り。同書を按るに。宣化帝元年鹿鹿火薨。在官三十年とあれは。今年大連となりしなり。さて男人大臣の下なる爲大臣の三字。鹿鹿火大連の下なる爲大連の三字。本の傍書に三字一本なしとありて。秘閣本北野本も同じ。されどこれはなくては。金村大連爲。大連。とあるに符はず。

庚子。大伴大連奏請曰。臣聞。前王之宰。世也。非。維城之固。無。以。鎮。其。乾坤。非。掖庭之親。無。以。繼。其。跌。是。故。白。髮。天。皇。無。嗣。遣。臣。祖。父。大連室屋。每。州。安。置。三。種。白。髮。部。言。三。種。者。一。白。髮。部。舍。人。二。白。髮。部。供。膳。三。白。髮。部。鞠。負。以。留。後。世。之。名。嗟。夫。可。不。愴。歎。請。立。手。白。香。皇。女。納。爲。皇。后。遣。神。祇。伯。等。敬。祭。神。祇。求。天。皇。息。允。答。民。望。天。皇。曰。可。矣。三。月。庚。申。朔。詔。曰。神。祇。不。可。乏。主。宇。宙。不。可。無。君。天。生。黎。庶。樹。以。元。首。使。司。助。養。令。全。性。命。大。連。憂。朕。無。息。披。誠。歎。以。國。家。世。々。盡。忠。豈。唯。朕。日。歎。宜。備。禮。儀。奉。迎。手。白。香。皇。女。

庚子は十日なり○維城。嫡子を指す。詩大雅に宗子維城○掖庭。皇后を指す。垂仁紀に見ゆ○跌蓐。跌は跣と同じ。また拊とも同じ。詩疏に華下有蓐。蓐下有拊。華蓐相承。覆猶兄弟相順而榮顯也。などあり。拾芥抄に。親王曰瓊蓐。曰跌蓐ともあり。こゝにては正系を云○臣祖父。和名抄祖父於保知とあり。大父なり。伯父を小父と云に對へる稱なり。さて此下本書傍書。中臣本等に大伴二字あり○供膳。清寧紀に膳夫とあり。さて契沖本に此下部字あれど。なくともよろし○注白髮部。勅負の下。秘閣本中臣本也字あり○神祇伯。始て此名目見えたり。倭名抄神祇官加美豆加佐。伯加美とあり。職員令神祇官。伯一人。掌神祇祭祀。祝部。神戸名籍。大嘗鎮魂。御巫卜兆。總判官事。これは令の制なり。この時未たかゝる制あるへきにあらず。また伯と云も當時の名目にもあらず。後より當たる文字なり。長官を伯長官を伯と云ふは。周禮に大宗伯と云官ありて。其職掌を同書に。惟王後。國。辨。方。正。位。體。國。輕。野。設。官。分。職。以。爲。民。極。乃。立。春。官。宗。伯。使。帥。其。屬。而。掌。邦。禮。以。佐。王。和。邦。國。とある。宗伯を略きたるなり。又唐六典に禮部尚書と云ふ職ありて。注に龍朔二年。改爲。司禮。大常。伯。と記し。唐書百官志に。大常寺卿一人云々。掌。禮。樂。郊。廟。社。稷。之。事。とある。大常寺は。大常伯の事なり。かゝる事などを以當たるなめり。さて此時の伯は誰とも見えぬ。神代古事を以いば。中臣氏や任しけん。皇極紀三年。以中臣鎌子連。拜神祇伯。持統紀五年。神祇伯。中臣朝臣大島。繼紀和銅元年三月。從四位上。中臣意美麻呂爲神祇伯。と見ゆ。又他氏を以伯に任したる例は。古語拾遺に白鳳四年。小華下。靈部首作賀新拜神祇頭。今神祇伯也。又續紀天平十三年。從四位上。巨勢朝臣奈氏麻呂。左大辨兼神祇伯。天平寶字元年。從三位石川朝臣年足爲神祇伯。同六年。正三位文室真人。爲神祇伯。續後紀承和十年。從四位上。橘朝臣氏人。爲神祇伯。三代實錄貞觀九年。從四位下。在原朝臣善淵爲神祇伯。同十年。從四位上。高階真人。爲神祇伯。故に職原抄に。神祇伯。昔者諸氏。混任。或又大中臣氏任之。中古以來。花山院。御子。彈正尹清仁親王。後胤相繼。他人不任之云々。とあり。○求天皇息。息は嫡子なり。天皇の御子は。此時已に勾大兄。檜隈高田の二皇子ありしかど。嫡子を求め玉ふなり。通證に求訓末字之。今俗祈求生兒。謂之申兒。是也と云へる。さることなり。神に祈りて嗣を求ること。上古の道なり。この事玉勝間に云れたり○不可乏主。天皇は

まこと神祇の主に坐り。故に崇神紀に。皇祖諸天皇等云々蓋司牧人神とある詔是なり。漢土には。春秋など云り。大に異なる意味なり。なほ垂仁紀に。皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神とあるも。即この義なり。そこ傳に民神之主也に云ることも合せ考へし○令全性命。活字本に令字なし○朕日。通證に謂御世也。猶堯日舜日と云り。

甲子。立皇后手白香皇女。脩教于内。遂生一男。是爲天國排開廣庭尊。開。此云。波羅企。是嫡子而幼年。於二兄治。後有其天下。二兄者。廣國排武金日尊。與武小廣國押盾尊也。見下文。戊辰詔曰。朕聞。土有當年而不耕者。則天下或受其飢矣。女有當年而不績者。天下或受其寒矣。故帝王躬耕而勸農業。后妃親蚕而勉桑序。况厥百寮。暨于萬族。廢棄農績。而至殷富者乎。有司普告天下。令識朕懷。

甲子。五日なり○立手白髮皇女云々。記云。合於手白髮命。授奉天下也とあり。記傳云。合は令婚なり。此は臣連たち相議て。如此定奉れるなり。故に娶とは云はすして。合とは云なり。阿波世は他より合むるを云言なりと云り。此時のまことにかありしなり。○天國排開廣庭尊。後に欽明天皇と申す。御名義。記傳に天下所知看ての御稱名なるへし。初の御名は傳はらざりけん。波流岐は。書紀に開と書れたる意なり。心をはるくなと云も。開く意にて同じ。出雲國造神賀詞に。麻蘇比

乃大御鏡乃。面乎意志波留志天。見行事能己登久。備馬樂東屋に。おしひらいてを。一本に。おしはら。廣庭は。上よりかゝりて稱名なり。齊明卷に。朝倉橋廣庭。宮と云宮職も見ゆ。とあり。上宮法王帝説には。阿米久爾意斯波留比支里爾波乃彌己等とあり。比呂も此。聖も同じ。此天皇の御降誕の年月は。記紀共に其壽を記載せざるを以。詳ならされども。御壽六十三とは。諸書に見る所なり。これに依て逆算するに。其降誕は。繼體天皇三丑年己年にありて。天皇の六十歳の御時の御子なり。○注に開此云波羅企。本に企を爾に誤れり。今北野本中臣本京極本等に據る。舊訓にもハ。ラキと訓り。然るにこの御名を。オシハラシと訓るは非なり。ハラニと訓るなと。ことにわろし。○幼年。本に幼を多に誤る。中臣本北野本。及舊事紀幼に作れり。○二兄治後。二兄次にみゆ。さて治後の下に。上文に所謂錯簡文字此に入へし。故今訂せり。○廣國排武金日尊。後に安閑天皇と申す。此御名も記傳云。天下所知看ての御稱名なるへし。排は大の意なり。金日の意は未思得すと云り。さて金日の日を。本に日に作るは誤也。今正す。○武小廣國押盾尊。後に宣化天皇と申す。記傳云。是も御稱名なり。御兄命の御名の廣國を承て。小廣國とは申せりと云り。右の二柱。御母も亦御名も次に出。○戊辰。九日なり。○不續者。此下則字あるへし。○寒。宣化紀に冷同訓なり。今コ、エと云り。○蚕。中臣本蠶。北野本蚕に作る。字典蚕音天。篇海曰。俗用爲蠶字。非。とあれども。蚕は蠶の省字と見れば。さまたけなし。○桑序。水戸本に序を事に作れり。

癸酉。納八妃。妃。納八妃。雖有先後。而此曰癸酉納者。據即天位。占三擇良日。初拜後宮。爲レ文。他皆效レ此。元妃尾張連草香女。

日日子媛。更名。色部。生二子。皆有天下。其一曰勾大兄皇子。是爲廣國排武

金日尊。其二曰檜隈高田皇子。是爲武小廣國排盾尊。次妃二尾角折君

妹曰稚子媛。生大郎皇子。與出雲皇女。次坂田大跨王女曰廣媛。生三

女。長曰神前皇女。仲曰茨田皇女。少曰馬來田皇女。次息長眞手王

女曰麻績娘子。生荳角皇女。荳角。此云。是待伊勢大神祠。次茨田連小望

女。或曰。妹。曰關媛。生三女。長曰茨田大娘皇女。仲曰白坂活日姬皇女。少

曰小野稚郎皇女。更名長石姬。

癸酉。十四日なり。○納八妃云々。分注三十二字。集解に養老私記撥入として刪去れり。さて此注の如く。八妃を此日同時に納れ玉ひしにあらず。安閑宣化二帝の如きは。天皇の御位に即玉ひし以前の御子なり。御母の妃ありしこと推して知へし。○尾張連草香女曰日子媛。記に尾張連之祖。凡連之妹日子郎女とあり。記傳云。凡は大の意なり。さて姓氏錄に。凡海連と云姓も見えて。火明命之後也とありて。

尾張連の支別なり。目子郎女は。目徹比賣など云ふ類の贊たる名なるへしと云へり。北野本に目を國に作る。更名の色部も美稱なるへし。〇勾大兄。勾は地名。此皇子の本より居まじと處なるへし。帝王編年記に。高市郡曲川村に。此天皇の宮趾ありと云へり。下に云。〇廣國排武金目尊の日を。こよも日に誤れり。今正す。さて此皇子御降誕は。本紀に壽七十とあるに依て逆算すれば。雄略天皇十年丙にありて。天皇未王にまじける十七歳の時の御子なり。〇檜隈高田皇子。欽明紀には檜隈高田天皇とあれば。皇子の時の御名ときこゆれば。本より檜隈に居坐りしなり。高市郡にあり。宮號となれり。高田も同郡の地名なり。然るに本の旁書。また兼永本に高向とあり。又高日と誤なるへし。〇武小廣國排盾尊。此皇子御降誕は。宣化紀に天皇壽七十三とあるに依るに。安閑天皇の生れ玉へる次年にて。雄略天皇十一年丁にあたり。〇三尾角折君妹日稚子媛。記に三尾君等祖名若比賣とあり。共に父名は傳はらざるなり。さて先祖の姉妹などを。只に某氏之祖と云ること例多くあれば。記はそれによれるなり。角折は名なり。〇大郎皇子。記には大郎子とあり。記傳云。高祖父の御名に同じ。大とは御長子に坐よしなり。御妹に大郎女と申す。御名あるへきことなり。とあり。記には此皇子を最前に出せれば。御長子なること明らかし。〇出雲皇女。記には出雲郎女とあり。記傳云。大和國城上郡に出雲村あり。彼處に住坐けるにやとあり。〇坂田大跨王。坂田は近江國坂田郡なり。記傳云。大侯も地名にやあらむ。敏達天皇の御子にも同御名あり。さて此大侯王。若くは大富野王の御子。或は御孫などにて。即坂田君氏の祖には非るにや。とあり。姓氏錄左京皇別に。坂田宿禰。息長真人同祖。應神皇子稚淳

毛二派王之後也。延曆二十二年。賜宿禰姓。於是追陳父志。取祖父生長之地名。改槻本。賜坂田宿禰。由之觀之。大跨王二派王之後也。と集解に云り。〇廣媛。記には黒比賣とあり。〇神前皇女。近江國神崎郡神崎郷加無 佐木あり。此地名の御名なるへし。此皇女安閑天皇の御體に合葬するよし。同二年紀に見えたり。天皇の紀と成坐るなるへし。〇仲を。ナカチと訓るよしは。雄略紀佐伯部賣輪。更名仲子ナカチの下に例を擧て云へり。〇茨田皇女。河内國茨田郡に據れる御名なるへし。〇馬來田皇女。上總國皇陀郡末宇多あり。萬葉集に。宇麻具多と訓るなり。これに據れる御名なるへし。天武紀に大伴連馬來田と云もあり。さて記には此皇女の御名を脱せり。眞福寺本には。次田郎女とありて馬來の二字を脱せり。記傳には此紀に據て補へり。〇息長眞手王。記傳云。何れの王の御子にか詳ならず。息長は近江國坂田郡なり。今同郡息長村あり。又同郡大原村大字村居田に息長墓といふあり。これ眞手王墓にあらずと雖。息長氏の此地に住せし事は明らかなり。眞手の意未考得すとあり。姓氏錄別。息長真人。出自譽田天皇孫應神皇子。釋淨毛二侯王之後也。と云る事あり。さて記の諸本に眞字なくして。延佳本古訓本にのみ。此紀に據て補へり。〇麻績娘。記には麻組郎女とあり。記傳云。袁久美と訓へし。書紀には麻績とあり。然れば此も袁美と訓へきかとも思へり。袁美は袁字美なれば。字と久と通ひて。此名は袁久美とも。袁字美とも傳はりしなるへし。肥後國風土記に。肥後等祖と云名も見えたり。〇荳角皇女。記に佐々宜郎女とあり。地名か。和名抄近江國蒲生郡篠筥。記傳云。御名意書紀に書れたる字の如きか。彼物に由縁そありけむ。和名抄に。大角豆一名白角豆。色如三牙角。故以名之。和名散々介とありと云へり。さて紀に。佐々宜王者拜伊勢神宮也



とあり。記傳云。此記女王の伊勢齋宮に立坐ることは。豐組入比賣命。倭比賣命を除奉りては。記せることなきに。此にのみ如此あるは。故あるか。將殊に故ありてには非るか云り。なほ本書を見るへし。○注波佐麻。本書旁書秘閣本。婆佐々麻に作る。○茨田連小望。茨田連已に出。小望名義未詳。○茨田大娘皇女。記傳云。此皇女御母家の由に縁て。茨田に住居坐りしなるへし。さて上なる茨田郎女より。前に生坐る故に。大郎女とは申せるなり。上なる茨田郎女も由ありて。同く茨田に住居坐りけむを。御姉に坐方を大郎女と申して。御名を分別するものなり。と云り。○白坂活日姫皇女。本に日を日に誤れり。今諸本に據る。記傳云。白坂は地名なるへし。未考出ず。活日は稱名なり。書紀崇神卷などに例ありと云り。記には白坂活日子郎女とあり。子字は衍なり。書紀に依て削去くへし。凡て女の名に日子と云ことは。例もこのわりもなければなりと。これも記傳に云れたり。帝王編年記には日を目に作れり。○小野稚郎皇女。更名長石姫。本に小を北に誤れり。今秘閣本北野本中臣本伴部本に據る。記には小野郎女とあり。小野は式近江國滋賀郡小野神社あり。高島郡小野神社もあり。この地なり。さて更名。記には長目比賣とあり。此記北野本には長名姫とあり。さて記には此處脱文あり。記傳には此紀に據て。數多の御名ごもを補れたり。

次三尾君堅槓女曰倭媛。生二男二女。其一日大娘子皇女。其二日椀子皇子。是三國公之先也。其二日耳皇子。其四日赤姫皇女。次和珥臣河内

女曰蕙媛。生一男二女。其一日稚綾姫皇女。其二日圓娘皇女。其二日厚皇子。

三尾君堅槓。記傳云。三尾君は上なると同族なるへしと云り。堅槓記には加多夫とあり。槓を按に作れる本もあれど。何れにても比なり。布と比とは殊に近く通ふ音なり。共に名義詳ならず。雄略紀には凡河内直香賜と云人もみゆ。○大娘子皇女。記には大娘郎女とあり。記傳云。かく御名負坐るは。皇女たちの中の御長にそ坐けむとあり。さて子字は衍なるへし。女名に娘子とてはいかとなり。オホイラツメと訓へきなり。○椀子皇子。記には丸高王とあり。記傳云。麻呂古と訓へし。呂と理とは通音なり。師は此をも書紀に依て。マリコと訓れたれど。丸はマリとは訓かたし。且欽明天皇の御子にも。書紀には椀子皇子とあるを。此記には麻呂古王とあり。其に進へども知へし。凡て麻呂古とは。子を親み愛みて呼稱にて。麻呂は自稱なれば。吾子と云か如し。書紀。此御卷に詔に。懿哉麻呂古云々。また朕子麻呂古云々などあるは。勾大兄皇子を指てかく詔へり。これ勾大兄皇子の亦名には非ず。たゞ親み愛みて詔へるなり。さて然親み愛みていふ稱を。やかて御名にも負せたるなり。欽明天皇の御子にも此御名なるあり。敏達天皇の御子。忍坂日子人太子の亦御名も。麻呂古と申せりと云り。○三國公。三國は式越前國坂井郡三國神社あり。其地なり。姓氏錄右京皇別。三國真人。證繼體皇子椀子王之後也。天武紀十三年十月。三國公賜姓曰真人とあり。記には若野毛二侯王の御子。意富々杼王者。三國君之祖也とあり。記傳に。三國は繼體の御母の本郷にて。其天皇の成長坐し

地なり。然れば此氏は。彦主人王の御子の。繼體の御兄弟ハラクラフの。共に三國に有しか御末なるへし。紀の傳は異なりと云れたり。いかゞあらんよく考へし。さて此氏人は。村上帝の御世に。大史三國真人是隆と云人。政事要略に見え。一條帝の御世に。三國雅憲と云人。日本紀略に見え。權少外記三國致貴と云人。外記日記に見えたり。○耳皇子。御名義詳ならず。記に耳上王とあり。上字は耳を上る聲に唱る由なり。さて此皇子の下に。今本錯亂あり。第五葉の其四曰。赤姫皇女へ。つゝきたる文なり。この事上に既に云り。○赤姫皇女。御名義ことなることなし。帝王編年記に赤を明に作れり。○和珥臣河内女菟媛。記に阿倍之波延比賣とあり。和珥臣既出。記傳に阿倍は地名か。若姓ならば戸を舉へく。又某か女。若は妹なり。此地は非なり。和。安部朝臣など云る。姓氏録に見えす。甚杜撰なり。河内は名なり。の事上に云りとあり。さもあるへし。然るに通説に。姓氏録曰。和。安部朝臣。和爾部宿禰同祖。と云れた菟媛。記傳云。名義光映にやあらん。紀に菟と書きたるは借字なるへし。菟は字書に草木初生貌と注せり。生の意なり。書紀に。顯宗天皇仁賢天皇などの御母の御名も菟媛とあり。○稚綾姫皇女。本に稚を雅に作るは誤なり。今諸本に據て訂す。記には若屋郎女とあり。孝靈天皇の御子に同名あり。名義既に云り。○圓娘皇女。娘を舊事紀に姫とあり。記には都夫良郎女とあり。反正天皇の御子に同名あり。○厚皇子。記に阿豆王とあり。記傳に。阿豆と厚とは御の清濁かはれりと云れたれど。清濁は強ちに拘るへからず。されど御名義未考へす。

次根王女曰廣媛。生二男。長曰菟皇子。是酒人公之先也。少曰中皇

子。是坂田公之先也。是年也太歲丁亥。

根王。詳ならず。○菟皇子。此皇子記にはなし。名義未詳。○酒人公。倭名抄攝津國東成郡酒人郷あり。此か。式に三河國碧海郡にも酒人神社あり。姓氏錄大和國皇別。酒人真人。繼體天皇皇子兔王之後也。未定に。酒人、小川真人。繼體天皇皇子菟王之後也など見えたり。天武紀十三年十月。酒人公賜姓曰真人とあり。さて記には意富々杼王者。坂田酒人君但し古訓本による之祖也とあり。また姓氏錄左京に。坂田酒人真人。息長真人同祖息長真人。出自。譽田天皇。繼體天皇皇子。推淳毛二後王之後。也。同書にあり。とあり。然るに此紀には。次なる中皇子を。是坂田公先也とあるは。もことより彼二書とは傳の異なるなり。上の三國公。一例なり。さて氏は。仁明紀に大和人酒人真人廣公改隸。右京と云事見え。後一條帝時。左少史酒人真人明義。類聚符宣抄に見えたり。○中皇子。記に見えす。さて此天皇の御子等。并十九王とありて。菟皇子中皇子二王を飲く。されど姓氏錄によれば。右二王の御子孫あること明かなれば。紀の傳に従ひ。天皇の御子并二十一柱とすへし。○坂田公。坂田は和名抄近江國坂田佐加郡これなり。姓氏錄左京皇別。坂田真人。出自。繼體天皇皇子仲王之後也とあり。天武紀十三年十月。坂田公賜姓曰真人。さて右にも云る如く。別に坂田酒人君と云るかありて。記にも姓氏錄にも見えたり。それは稚淳毛二派王の後にて。この坂田公とは異なり。記傳にはそれを亂ひつる傳なりと見られて。なほこの坂田公をも。意富々杼王の坂田に坐けんより。

坂田君の祖となり玉ひしものゝ如く解かれたり。其説に。坂田真人。酒人真人との差別は如何と云に。坂田酒人君も。本は坂田君より支別れたる姓にて。天武天皇の御世に。共に真人になれるを。真人になれることばは。姓氏録に。別に記されざるは。本宗の坂田君にこめたるものなり。さる例あり。さてたゞ酒人君とは。もごより異姓なるを。此は書紀に見えたる如く。其に別むために。此氏をば。本宗の坂田を帯て。記には坂田酒人君とは云るなるへし。凡てこれらのごとく。よくせすは混ひぬへし。さて又此に。其本宗たる坂田君をおきて。支別の姓を擧むはいかにと云に。其は其時代によりて。本宗は衰へて。支別の榮えたらむなどは。其榮えたる方を擧たるにもあるへし。三代實錄七に。詔令。近江國坂田郡穴太氏譜圖。與。息長坂田酒人兩人。同。卷。並。官。とある兩人は心得ず。兩氏の誤なるへし。然らば息長と坂田酒人と兩氏なり。と云れたり。この記傳の説なほよく考へし。さて坂田公の氏は。天武紀に坂田公雷あり。壬申の功臣なり。後一條帝時に。右近衛大志坂田兼平。外記日記に見えたり。また坂田酒人は。聖武帝時に。近江坂田郡大領。坂田酒人真人新良貴と云人。東大寺古文書に見えたり。さて記には。この寛。皇于中皇子も母妃もなし。○太歲丁亥。年代紀を考るに。梁武帝天監六年に當れり。

二年冬十月辛亥朔癸丑。葬小泊瀬稚鷯鷯。天皇于傍丘盤杯丘陵。十二月。南海中耽羅人。初通百濟國。

癸丑。三日なり。○傍丘盤杯丘陵。諸陵式に。傍丘盤杯丘北陵。泊瀬列城宮御宇武烈天皇。在大和國葛下郡。兆域東西二町。南北三町。守戸五烟。扶桑畧記に高二丈方二町。陵墓一隅抄。葛下郡築山村字城山と

二年戊子

あり。大和志には在葛下郡平野村と云り。また或書には。葛下郡志都美村。大字今泉にあり。平野村或は築山村といふ。時々地名の變更あるに由るものなるへし。また或書に。字石の北と云。又或書に字片岡山と云。記傳に云り。○南海中耽羅。今の朝鮮濟州島なり。此國のごとは。續紀十三。從知駕島發得東風。往四箇日。行見島。船人云。是耽羅島也とあり。今昔物語三十一云。鎮西の未申方に當て。遙に奥に大なる島ありけり云々。其は度羅の島と云所にこそ有なれ。其島の人は。人の形にては有なれとも。人を食と爲る所なり。然れば案内不知して。人其島に行ぬれば。然集り來て人を捕て。只殺して食するところを聞侍れ。とある國なり。太平御覽四夷部に。海東耽牟羅國云々。通證に引る北史倭傳曰。南望耽羅國。經都斯麻國。韓愈送鄭尚書序。作耽浮羅。德慈錄作耽羅。玉篇。耽俗耽字。三才圖會作純羅國。今朝鮮濟州。夢溪筆談曰。麻子出屯羅島。延喜式耽羅。薄醜。又曰肥後耽羅醜。東國通鑑曰。宋元徽四年。百濟文周王二年夏四月。耽羅國獻方物于百濟。王喜拜使者爲恩率。耽羅在南海中。古初無人物。有三神人。今云補。從地涌出。長曰良乙那。次曰高乙那。三曰夫乙那。一日二人出獵。海濱得石函。開之有二女及諸駒犢五穀種。遂分娶三女。各就土肥處卜居焉。良乙那居曰第一都。高乙那居曰第二都。夫乙那居曰第三都。今云。一日以始播五穀。且牧駒犢。日就富庶。耽羅或稱耽牟羅。北史曰。隋開皇初。百濟王餘昌遣使貢方物。拜王開府帶方郡公百濟王。平陳之歲。戰船漂至海東耽牟羅國。其船得還。隋書百濟傳曰。其南海行三月。有耽牟羅國。附庸于百濟。唐書劉仁軌傳曰。率新羅百濟僭羅倭四國首長赴會。などあり。右の東國通鑑に據れば。耽羅人の初て百濟國に通ひしは。

今より三十年も前の事なるを。此年初通とあるは異なるか如し。されど通鑑も誤多き書なれば。此紀の方眞實なるも知かたし。文獻備考には。就羅國初年。新羅時。舟泊。故津。一名。敦津。一名。屯羅。古記曰。高夫。具三乙那。分居始播。五穀。至。十五代。孫高厚。渡。海。朝。新羅。云々。自。百濟。文。周。王。時。事。百濟。百濟。亡。復。事。新羅。とあり。

三年己丑

三年春二月。遣使于百濟。括出在任那日本縣邑。百濟百姓。浮逃絶貫三四世者。並遷百濟附貫也。百濟本記云。久羅麻致支。彌。從。日本。來。未詳。括。出。在。任。那。日。本。縣。邑。百。濟。百。姓。浮。逃。絶。貫。三。四。世。者。並。遷。百。濟。附。貫。也。

百濟本紀なる久羅麻致支彌は。倉持君(缺名)なるへし。さてこの注は。集解に蓋は撰私記之時。讀百濟本記。校合加筆者也と云て削去れり。○括出。考課令曰。凡國郡以戶口增益。應進考者。若是招慰括出。義解謂籍帳無名而。官司勘出者也とあり。通鑑に。詩小雅。匪音來括。箋括會合離散之人。通典字。括。括。出。日。浮。戶。とあり。括。ク。ハ。ル。と云。ヌ。ク。と云。抜。出。て。く。り。附。る。なり。○在任那日本縣邑。本に那を脱せり。今秘閣本北野本中臣本本書旁書に據る。日本縣邑は。日本の人の彼地に立たる縣邑の名なるへし。縣はコホリと訓むへし。これを通證に任那日本府なりと云るも。さる言なから。さては官府の事となれり。こゝは官府に屬したる民戸なり。然るを集解に。日本を改めて官府二字と爲るは。甚しき私なり。○浮逃絶貫。貫は戸なり。俗に云人別帳なり。絶貫とは。本國の人物を離れたる戸なり。戸令に。凡浮逃絶貫。並於所在附貫。義解謂浮。浮浪也。逃者逃亡也。其絶貫之由。即問浮逃之人。不更牒於本貫也。依律非亡而浮浪他所。關賦役者。依亡法。即起自關賦

五年辛卯

五年冬十月。遷都山背筒城。

役之年上追訪。若不獲者。依三周六年之法。而除帳。是爲浮逃絶貫也。とあり。○附貫とは。百濟の本戸に括り附るなり。括出以下の大意は。任那にある日本府配下の縣邑へ。百濟に本籍を有する百姓の逃亡して來りしものにて。既に三四世を経しものは。括出して本國百濟へ遷して。原籍に編入せしむとなり。

六年壬辰

六年夏四月辛酉朔丙寅。遣穗積臣押山。使於百濟。仍賜筑紫國馬四十匹。冬十二月。百濟遣使貢調。別表請任那國上哆利。下哆利。娑陀。牟婁四縣。哆利國守穗積臣押山奏曰。此四縣近連百濟。遠隔日本。且暮易通。鷄犬難別。今賜百濟。合爲同國。固存之策。無以過此。然縱賜

合<sup>アヘセテ</sup>國<sup>コク</sup>後世猶危<sup>カラン</sup>。况爲<sup>シテハ</sup>異場<sup>コトサカヒト</sup>。幾年能守<sup>カ</sup>。大伴大連金村具得<sup>コト</sup>是言<sup>コトヲ</sup>。同<sup>ト</sup>謨<sup>ハカリコト</sup>而奏<sup>シテ</sup>。迺以<sup>シテ</sup>物部大連鹿鹿火<sup>カ</sup>。宛<sup>ニ</sup>宣<sup>ス</sup>勅<sup>ヲ</sup>使<sup>シ</sup>。物部大連方欲<sup>ニ</sup>發<sup>ス</sup>向<sup>テ</sup>難波館<sup>ノ</sup>。宣<sup>ス</sup>勅<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>百濟客<sup>ニ</sup>。其妻固要<sup>ス</sup>曰<sup>ク</sup>。夫住吉大神<sup>ノ</sup>。初以<sup>テ</sup>海表金銀之國<sup>ノ</sup>高麗百濟新羅任那等<sup>ヲ</sup>。授<sup>ケ</sup>託<sup>シ</sup>胎<sup>ヲ</sup>中<sup>ニ</sup>。譽田天皇<sup>ノ</sup>。故大后氣長足姬尊<sup>ト</sup>。與<sup>テ</sup>大臣武內宿禰<sup>ト</sup>。每國初置<sup>テ</sup>官家<sup>ヲ</sup>。爲<sup>シ</sup>海表之蕃屏<sup>ト</sup>。其來<sup>ル</sup>尙矣<sup>ハ</sup>。抑有<sup>ル</sup>由焉<sup>ト</sup>。縱割賜<sup>ハ</sup>他<sup>ニ</sup>。違<sup>フ</sup>本區域<sup>ノ</sup>綿世之刺<sup>ヲ</sup>。詎<sup>シ</sup>離<sup>レ</sup>於<sup>テ</sup>口<sup>ノ</sup>。大連報曰<sup>ク</sup>。教示<sup>ス</sup>合<sup>シ</sup>理<sup>ト</sup>。恐背<sup>ル</sup>天勅<sup>ヲ</sup>。其妻切諫<sup>シ</sup>云<sup>ク</sup>。稱<sup>シ</sup>疾<sup>ヲ</sup>莫<sup>ク</sup>宣<sup>ス</sup>。大連依<sup>テ</sup>諫<sup>シ</sup>。由是改<sup>メ</sup>使<sup>シ</sup>而宣<sup>ス</sup>勅<sup>ヲ</sup>。付<sup>テ</sup>賜<sup>ス</sup>物并制旨<sup>ヲ</sup>。依<sup>テ</sup>表<sup>シ</sup>賜<sup>ス</sup>任那四縣<sup>ヲ</sup>。

丙寅六日なり。○穗積臣。開化紀に出。○押山。此人百濟の賂を受たりし事下に出。○上哆喇下哆喇。雄略紀二十一年に。久麻那利者。任那國下哆呼利縣之別邑也とあり。哆呼利と哆利と一ッ地なるへし。此の久麻那利は。今の鹿嶋郡川にて。備考に新羅熊新羅。高麗同。本朝熊川縣とあれば。哆利は其別邑なるへし。今詳ならず。於古之阿留之は。れど按に。哆呼利と哆利とは別なるへし。任那官府所在とある説とさるへし。但し此には説ありて。雄略紀に云り。於古之阿留之は。皆韓語なり。欽明紀にも出。○望陀牟婁の地。今詳ならず。○哆喇國守。釋に哆喇任那別種とあり。任那國中の一國にて。即上の上哆喇下哆喇の地なり。其地は今詳ならねど。集解に。按哆喇即任那官府所在

とあるか如く。押山此官府に居て。其國を治むる官にてありしなり。されは四月使<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>百濟<sup>ニ</sup>とあるは。其國の任を以て赴きしなるへし。○隔日本。この日本は任那日本府を指なり。○且暮易通は。集解に按於<sup>ニ</sup>百濟<sup>ニ</sup>。則且暮易<sup>レ</sup>通也と云り。○後世猶危。日本府に遠く隔たりたる地なれば。外邦の爲に奪はるゝ事もやあらんと。それを危ふめるなり。○異場。本に場を場に誤る。今集解に據る。○宣勅。吏學指南に。宣天子親賜<sup>ニ</sup>誥命<sup>ニ</sup>也とありて。天子の詔詞を宣命と云か如くなれど。それは後の事にて。古の意はさにはあらず。宣とは命を受傳へて。告聞するを云なり。神祇令に中臣宣<sup>ニ</sup>祝詞<sup>ニ</sup>とある義解に。宣布也とあるか如く。宣命の宣もその意也。宣勅使とあるも。勅を宣る使なり。宣命の文をさして。いふ名にはあらず。後世には直に其文をさして。宣命といへるより。詔勅の事をも。宣と心得たるなり。此は古の意にはあらず。なほ歷朝詔詞解に委し。○館。倭名抄唐韻云。館字亦作<sup>レ</sup>館。太知。日本紀私記云。无路都美。客舍也。箋注云。館見<sup>ニ</sup>續體<sup>ニ</sup>六年。欽明二十二年。三十一年。敏達十二年。二十二年。三十一年。推古十六年。十八年。皇極二年。孝德大化とあり。さて浪華名所圖會。難波館趾は。攝津國東生郡真田山の北一町許に在りて。字を唐居殿と云とあり。○固要。要をアサムと訓る。諫の義なり。垂仁紀天智紀に。諫をアサメアサムルと訓り。○住吉大神。本に大字なし。今秘閣本水戸本に據る。○授託。本に託を記とあるは誤なり。また中臣本原旁書に訖とあるも誤なり。今京極本に據て改む。○胎中天皇。中臣本に中を内とあり。されど記に。大和氣命初所生時。如<sup>シ</sup>靉<sup>シ</sup>生<sup>シ</sup>御腕<sup>ニ</sup>。故著<sup>シ</sup>其御名<sup>ヲ</sup>。是以知坐<sup>ニ</sup>腹中<sup>ニ</sup>。知<sup>レ</sup>國<sup>ト</sup>とあれば。本の如くにてよろし。○區域。本に

城を城に誤れり。今伴部本集解小寺本に據る○切諫。本に切を功に誤れり。今秘閣本考本集解小寺本に據る。

大兄皇子。前有緣事。不聞賜國。晚知宣勅。驚悔欲改。令曰。自胎中之帝。置官家之國。輕隨蕃。乞輒示賜乎。乃遣日鷹吉士。改宣百濟客。使者答啓。父天皇圖計便宜。勅賜既畢。子皇子。豈違帝勅。妄改而令。必是虛也。縱是實者。持杖大頭打。孰與持杖小頭打痛乎。遂罷。於是或有流言曰。大伴大連與哆唎國守穗積臣押山。受百濟之賂矣。

不聞。釋紀に聞を關に作る。秘閣本中臣本開に作るは誤なり○驚悔欲改。四字一句なり。令は下に屬す。東宮の令旨なり○示賜乎。秘閣本中臣本に示を爾に作る其方宜しかるへし○日鷹吉士。本に日を日に誤れり。今秘閣本北野本中臣本考本に據る○子皇子。父の天皇に對し奉りて。子とある皇子と云るなり○杖大頭小頭は。獄令に見えられた。こゝはそれまでには非ず。たゞ太き杖と細き杖となり○打痛。本書旁書秘閣本。打下に孰字あり。譬へたる意は。天皇の勅は重く。皇子の令は軽くして等しからす。命に服しかたじとの義なり。

七年癸巳

七年夏六月。百濟遣姐彌文貴將軍洲利即爾將軍。副穗積臣押山。貢五經博士段楊爾。別奏云。伴跋國略奪臣國已汶之地。伏請天恩。判還本屬。秋八月癸未朔戊申。百濟太子淳陀薨。

姐彌文貴將軍。姐は古くソともサともタツとも訓り○委意斯移麻岐彌。通證に委當訓由多彌。意斯移麻岐彌。即押山君也。と云れたるか如し。本の訓は誤なり○五經博士。狩谷氏曰。白虎通云。五經何。謂易尚書詩禮春秋也。大平御覽。初學記引。白虎通云。五經易尚書詩禮樂也。注云。古以易尚書詩禮樂春秋。爲五六經。至秦焚書。樂經亡。今以易尚書詩禮春秋。爲五經。北堂書。釋日本紀云。禮書樂書論語孝經尚書。已上謂之五經。不知何據。按推古天皇元年紀云。學外典於博士覺智。と云り。法王帝。博士は漢書武帝紀に。建元五年置五經博士。とあり。事物紀原に。此今大學博士之職也。按六典。國子學有五經博士。各一人。正五品上。大學有大學博士三人。正六品上とある。これらは此より後の事なり○段楊爾。此人の事後に見えたり○伴跋國。釋紀に任那別種とあり。其地詳ならず○已汶之地。次に云。姓氏錄左京皇別吉田連條に。御間城入彦天皇御代。任那國奏曰。臣國東北有三已汶池。上已汶中已汶下已汶。地方三百里。土地亦富饒。與新羅國相爭。彼此不能攝治。兵戈相尋。民不聊生。臣請將軍令治此地。即爲貴國

之部一也。なごありて。古より聞えたる地なり。右の己汝の己を。本には巴もあり。また右京諸蕃に。己汝氏。春野連同祖。宵古王孫汝休爰之後也。續後紀に三己汝地遠隸百濟國一なごありて。當時は百濟王の所領なりしなり。然るに伴跋國にて畧奪せしなり。文献備考に。忠清道己汝縣。本今勿。今徳山縣。百濟時號今勿一とあれど。なほ思ふに。此の己汝は。今の慶尙全羅二道のうちにあるへし。さるは己は巴の字の方なるも知かたし。○戊申は二十六日なり。○太子淳陀。集解云。按東國通鑑無所見。蓋武寧王太子とあり。

九月。勾大兄皇子親聘春日皇女。於是月夜清談不覺天曉。斐然之藻。忽形於言。乃口唱曰。野施磨俱備。都磨々。祁弼泥底。播屢比能。弼須我能俱備々。俱婆施謎鳴。阿喇等枳枳底。與慮志謎鳴。阿喇等枳々底。莽紀佐俱。避能伊陀圖鳴。飢斯毘羅枳。倭例以梨魔志。阿都圖喇。都磨怒喇。魔俱囉圖喇。都磨怒喇。伊慕我堤鳴。倭例備魔柯施每。倭我堤鳴磨。伊慕備魔柯施每。磨左棄逗囉。多々企阿藏播梨。矢自矩矢盧。于魔伊禰矢度爾。備播都等喇。柯稽播儼俱儼梨。奴都等喇。枳蟻矢播等余

武。婆施稽矩謨。伊麻娜以幡孺底。阿開爾啓梨倭蟻慕。

春日皇女は。仁賢帝の皇女にして。母は糠君娘なり。皇后手白香皇女の異母妹にます。○不覺。訓未詳。強て考るに。オホカニは。○口唱曰。通證云。與古事記八千矛神詠。甚相似矣。宜併考と云れたるか如く。古歌によりて。御心を述へ玉へるものと見えたり。○野施磨俱備。八洲國なり。○都磨々。祁弼泥底。妻覓不得而なり。○播屢比能。春日之なり。枕詞既に出。○弼須我能俱備々。春日國になり。守部云。春日も同じ大倭國の内なれば。いかくなるやうなれど。此は只彼古歌を借てうたひ給ふなり。さりて理の違ふにも非ず。大八洲に妻を覓めかねたるに。近き春日里に云々。此は心得へしと云り。○俱婆施謎鳴。釋紀私記曰。妙女也とあり。萬葉に麗妹とあり。名義は奇愛なり。○阿喇等枳々底。在と聞而なり。○與慮志謎鳴。宜女をなり。○莽紀佐俱。眞木割なり。さくとは引割を云と契冲云へり。私記に欲讀。檜板戸之發語也。と云れたり。記の雄畧段の歌に。麻紀佐久。比能美加度。萬葉一。衣。手能。田上山之。眞木佐苦。檜乃孺手乎。○避能伊陀圖鳴。檜板戸をなり。○飢斯毗羅枳。押開なり。解云。上古の戸は。すべて内にひらくものにて。其を外よりおしひらくなり。八千矛神御歌。遠登賣能。那須夜伊多斗遠。淡曾夫良比。和何多々勢禮婆。萬葉五。遠等咩良何。佐那周伊多斗乎。意斯比良伎。○倭例以梨魔志。我入坐なり。御自宣ふなり。○阿都圖喇。脚取なり。神代紀に脚邊此云。阿度陛とあり。○都磨怒喇。衣裔取爲而

なり○魔俱囉圖喇。枕取なり。神代紀に頭邊此云三摩苦羅陸一〇都磨怒喇純底。上に同じ。通證に言三共臥之狀云云。守部云。四句の意は。脚執。枕執。端裾執爲而云云。二句二聯に調へ給はむとて。ツマトリシテを再び裁入玉ふなり。さて圖喇は。執行執持執成執直なと云執にて。此は夜床の禰方を執取ひ。枕方を執直玉ふなり。神代舊事に。行三廻天御柱云々あると合て思ふに。如此爲玉ふこと。御娶の古き禮式なりけらし。又端裾執爲而とは。相思ふ中にては。互に衣を脱重ね。袖さし交て寝る故に。其袖裾を取ふを云。古今戀に。しのめのはからく。と明ゆけは。おのかさぬ。なるそかなしき。よみたるは。其ぬなれば。今も此意をよく心得てよむへきわざ。凡八代集の比まても。さぬくの袖のわかれなとやうに。別る事。事の本みよみたり。然るに後世はさぬくと云物になして。故もなくさぬくの空などよむる。多くはひかことなるそかし。但此四句。昔より解得たる人あられは。なほかく云も。こゝろみなり。後見ん人。よく考定てとるへしと云り。此説然ることなるへし。或人云。是は懸を盡す意にて。俗に手を取足を取て。もてなすと云か。如し。此句よりは。春日皇女の待とりて。歎ひ玉ふ状を見せりと云り。○伊慕我堤鳴。妹之手をなり○倭例備魔柯純每。於我令纏なり。萬葉三。家。有者。妹之手將纏とあり。まはは巻つきまつはる義なり。枕も纏て寐るものなれば。名こなれるなり○倭我堤鳴磨。伊慕備魔柯純每。吾手者於妹令纏なり。萬葉三。愛。人之纏而師。敷細之。吾手枕乎。纏人將有哉。記に麻多麻傳。多麻傳佐斯麻岐。また萬葉五に。麻多麻傳乃。多麻傳佐斯迦閉ともあり○磨左棄逗囉。眞辟葛也。噲纏綿之狀と通證に云へり。守部云。冬も榮ゆる常葉葛なれば。名義眞榮葛の意か。又神代より神事に。眞拆に割て用馴來し故に。直に眞拆葛と名に負けるにも有へし。國史草木攷云。今正木葛と云ものは。本草拾遺に載たる扶芳藤

なり。俗につるまきと云。玉椿に似て蔓纏するものなり。今云冬葛とて。本草拾遺に載たる常春藤をも云しにやと云り。此俗につるまきと云ものを裁て見し事ありしに。今此御歌に。阿藏播梨と連けさせ玉ふに。いとよく叶ひて。其蔓いたく纏ひからまるものなり。葉は椿よりは細くして。常葉なから。十月の頃は色つくも交りて。彼みやまには蔽ふるらし外山なる。正木のかつら色付にけり。と云歌も思合さるものなりと云り○多々企阿藏播梨。解云。手抱糾交なりと云り。手抱は手して抱くことなり。記歌に。多久豆怒能。斯路岐多陀牟岐。阿和由岐能。和加夜流牟尼遠。曾陀多岐。多々岐麻那賀理とあるも。素手抱にて。こゝと同じと云り。阿藏は。これも解に。合せなり。播梨はなはりの略語。そのなはりは。伴なひ誘なひなどのなひにて。なひなふは交る意なり。繩をなふといふも。左右を相交るなりと云り。萬葉十三に。蛇。鴈。香黑髮爾。眞木綿持。阿邪尼結垂とある。阿邪尼も此と同じ○矢自矩矢盧。枕詞なり。萬葉九に。央串呂。黃泉爾將待跡とあり。冠辭考云。繁劍美しとはむる語を。熱寐し時と云に云かけ。萬葉には。同じ劍を好とはむるを。黃泉にいひつゝけたりとあり。按にこれは噉酒呂味とかうれるなるへし。酒を古言にクシと云は。藥の爲に作れる物なれば云ひ。呂は助辭。噉はすすり飲ものなれば云ふ。さて其味。のうまきを味といひ。また萬葉に黃泉につゝけたるは。美水の意なるへし。また通證に。曲覺其味美。故爲。與美之枕詞也。倭名抄唐韻云。非突。肉串也。和名夜以久之と云へり。この説はいかともあらん。○于魔伊彌矢度備。熱宿寐。時になり。通證云。味宿謂熱眠。萬葉集云。人所寐。味宿不寐。早敷八四。公目尙。欲歎。又云。白細之。手本寛久。人之宿。味宿者不寢哉。



戀將渡。度備于時也。萬葉集云。吾瀬子乎。莫越山能。喚子鳥。君喚變瀬。夜之不深刀爾。六帖刀爾作時。  
 あり。又守部云。度備は間爾なり。度は間の保の畧なり。實は度と云か本語。其を保度と云は。保の發語を置るなり。萬葉に夜之不深刀爾。此刀は假字なり。またあまの川。浪は立とも云々。夜之不深間爾。此間は正字なり。此等を合せて  
 間の畧なる事を知へしと云へり。又萬葉十九。左欲布氣奴刀爾。畧解云。宣長云。刀は外にて。俗言に  
 内にと云と同意なり。外と内とは反對なるに。同意なる故は。外にと云はあなたを内にして云。内に  
 と云は。こなたを内にして云なり。さよふけぬとには。更たる方を内にして云なり。俗言の夜ふけぬ  
 内と云は。宵の方を内にして云なりと云り。是はいかゝあらん。よく考へし○備播都等唎。庭津鳥也。  
 萬葉に庭津鳥。可鷄乃垂尾○柯稽播儼俱儼梨。雞者啼也なり。柯稽とは。此鳥の鳴聲によれる名なり。  
 催馬樂に。鷄。波柯介呂登鳴奴こあり○怒都等唎。野津鳥なり。萬葉に狹野津鳥。來鳴翔經○枳蟻矢播  
 等余武。雉者響動なり。皇極紀歌に。阿婆努能枳々始。騰余謀作儒。さて鷄はもとよりにて。雉も夜の  
 明けんとする時に鳴く鳥なり。萬葉三。瀧上乃。淺野之雉。開去歲。立動良之。また十三。野鳥。雉。動。  
 家鳥。可雞毛鳴。左夜者明。此夜者旭奴なこあり○婆施稽謀矩。愛くもなり。うつくしむ意なり○伊麻  
 娜以幡孺底。未レ言而なり。意中をも語らぬになり。守部云。言は口にて物言ことにはあらず。萬葉に  
 云等言莫國なこ云る類にて。此は未愛しこおもほす程の。御情もかたらひつきすしてと詔ふなり○阿  
 開備啓梨倭蟻慕。明去來吾妹なり。守部云。一篇の意は。吾も八島國に一人の妻を覓不レ得て。此彼を求

ぬるに。春日郷に美好娘子のありと聞て。聘來て。棺の戸を押開き。その娘子の圍に入。御枕方を取  
 ひ。御足方を取ひ。衣脱重ねて床に臥し。互に玉手差交。手抱き糾纏て。熟宿ねと間に。はや鳥とも  
 は鳴て。未うるはしみも盡さぬに。夜は明去來。吾妹よ。いかにしてまじと詔ふなりと云り。この解  
 に。吾もと語を添たるは。記なる八千矛神の。沼河比賣を聘ひ玉ひし時の事を。今の御身になそへて。  
 よみ玉へるものと爲ての解なるへし。けにもさる御歌のさまなり。

妃和唱曰。莒母唎矩能。簸都細能。寄婆庚。那峨例俱屢。駄開能。以矩美娜  
 開余囊開。漠等等陸鳴磨。莒等備都俱唎。須衛陸鳴磨。府曳備都俱唎。府  
 企雛須。美母盧我紆陪備。能朋梨陀致。倭我彌細磨。都奴娑播符。以簸例  
 能伊開能。美雛矢駄府。紆鳴謨。紆陪備堤々。那皚矩。野須美矢々。倭我於  
 朋枳美能。於魔細屢。娑佐羅能美於寐能。武須彌陀例。駄例夜矢比等母。  
 紆陪備泥堤那皚矩。

妃和唱曰。守部云。御歌のさま。右の御答にはいと由なし。此はあたし時の御歌ならん。その事下に  
 二云を考へしと云り。さも有へし。故今は其説に據て解くなり○莒母唎矩能。簸都細能寄婆庚。二句既雄

略紀に出。更は従なり○那峨例俱屢歌開能。流來竹之なり○以矩美娜開余囊開。守部云。伊隱竹節竹  
 なり。記雄略の大御歌に。波毗呂久麻加斯。母登爾波。伊久美陀氣淤斐。須惠幣爾波。多斯美陀氣淤斐と  
 あるは。生植て隠りたるなり。此は筏なごに組てあるを詔ふなりと云り。記傳云。よたけと云る。す  
 なはち。いくみ竹の事にて。一物をかく二部に云。古歌の常なり。又いくみ竹とよ竹と。一に云へるは。  
 いくみ竹は琴に作るに宜く。余竹は笛に作るに宜き由なごありてにやあらんと云り○漢等陸鳴磨。  
 通證云。漢一作謨。一等字衍と云り。釋紀にもなし。削るへし。解中の中等は古言の助。本邊を者なり。竹の  
 本なり○宮等備都俱喇。箏に造りなり。守部云。韻會に箏古以竹爲之とある。箏字の竹に従へるも。  
 其故なるへし。本の節こみて太き處を。琴に作るよしなり○須衛陸鳴磨。末邊を者なり。竹の末なり。  
 うらなり○府曳備都俱喇。笛に造りなり。守部云。末の細き處を。笛に造るよしなり○府企雛須。吹鳴  
 なり。此句守部云。吹鳴よと云んか如し。鳴すを雛須とのみ云るは。萬葉二。吹響流。小角乃音母。十  
 一。時守之。打鳴鼓。古今集に。秋風にかき鳴す琴の云々などの如し。此は府企は笛の方に就て詔へる  
 なれど。雛須は琴笛二つを兼たるなれば。彈鳴吹鳴の意なり。さてこれまでの句ごも。何の由にかくは  
 よみ玉へるにかあらん。いと心得かたし。諸抄にこかくいへれど。一ツも取へき事なし。武部云。通證に。此以無竹音吹  
 夫婦和詩云。妻子好合。如鼓琴瑟。蓋以上將言美母虛之序也といひ。解に。ふきなすは三語。故今つらく考るに。此は上  
 の序にて。笛と琴の音の相合るを。みもろとはつとけさせ玉へるなるへしと云り。共にいかになり。  
 の御和唱にはあらず。此皇女皇后に立玉ひてのち。此天皇の崩坐ける時の御館の歌なりけるを。今

此條の御和歌は。既に脱失つるまゝに。紛れ入たるものなるへし。此の皇女の後立玉ひしは元年三  
 月。天皇の崩坐しは二年十二月なり。されは此琴笛は。天皇の御殯時の樂に就て詔ふなり。儀樂器は。此御  
作玉ふにやあらん。なほ尋ねへし。殯歌舞は。天岩屋の遺風なり。允恭紀に。天皇崩座し時。或哭或歌舞。遂參會於殯宮  
 也。天武紀に天皇崩云々。國々造等。隨參赴各誅之。仍奏種種々歌舞などの如し。此は天皇々太子な  
 どのみに限らず。同紀に。大伴連望多菟云々。發鼓吹葬之。などの類も猶見ゆ。是悲歎あまりのわさ  
 にて。嘆きの中にも。うせにし人の御魂を慰め。復此世に還りませと。招禱る上代の誠情なりと云り。  
 まことに此説の如く。後の殯宮の時の御歌と見えたり○美母虛我紆陪備。三諸か上になり。守部云。  
 御諸は打まかせては。三輪龍田の木の深き神社を申せれど。又凡の神社をも申せる中に。此は紀に天  
 皇崩し子勾金橋宮とある。其地の山の殯宮を指て詔へるなり。天皇を齋ひ祭る宮なれば。神宮に異れ  
 ることもあらし。されは皇后も奉奠ミカドマツなから。其山へ登らしくなり。抄及解等に。三諸は高市郡飛鳥の神岳  
 云り○能朋梨陀致。登立なり○倭我彌細磨。我見者なり。通證に細與禮約通とあるは非なり。彌麻世  
 者と云へきを。古言にて彌細者と云るなり。萬葉一に。吾欲之。野鳥波見世追云々。この見世もことごと  
 同じ見世にて。見ましつと云語の轉なり。互に相發すへし。この辭は。記傳又守部説もよからす○都  
 奴發播符。藏着延なり。既に出○以箴例能伊開能。本に箴を斯に作るは誤なり。今は本書旁書。及諸本  
 に據る。磐余池之なり。既出。守部云。此磐余も勾金橋も。共に高市郡なるを。行囊抄に依て見る

に。相並ひたる地なりければ。其殯宮の麗なりけらしと云り。餘余は十市郡なり。高市郡にはあらず。○美雛矢駄府紆鳴謨。水下經魚もなり。水中を經通ふ魚さへもの意なり○紆陪備堤々那皚矩。於レ上出而嘆也。通證に言三唵鳴之狀と云り○野須美矢々。倭我於朋枳美能。既に雄略紀に出○於魔細屢。所帶なり。萬葉。三諸乃神能於婆勢流。泊瀬河○婆佐羅能美於寐能。細紋之御帶之にて。即小紋形を省かせ玉ふなり。佐瑳羅餓多。允恭紀に出○武須彌陀例。結垂なり。萬十一に去家之。倭文旗帶乎。結垂。執云人毛。君者不益。一守部云。此は今結ひ垂て坐を見て詔ふにあらされは。上に美於寐能と。能の言を添玉へるなり。此能にて此句體言になりて。天皇の常々所帶し結垂と云名になれり。今世の言にても。結下。結切。心をつくへしと云り。さて野須美矢々より以下の五句は。次句を詔はん料の序のみなり○駄例夜矢比等母。誰人もなり。夜矢は助辭。此句既出。守部云。此は百寮の人々の奉哭を見そなはして。詔ふなれば。誰もみなこ心得へし○紆陪備泥堤那皚矩。上に同じ。守部云。下官者まで。殯宮の御前に出て嘆くを詔ふなり。此を詔はん許りに。上に水下經魚も云々とは。詔ひ置しとなりと云り。此句を通過に。言不。聲。而夜既白矣。不但君之憂。吾亦歎嗟也。と云るは。ことにつたなし。さて一篇の意は守部云。泊せ川より筏に組て献る。竹の本末を琴笛に造らしめて。百寮の人々の音樂する殯宮に。吾も奉働哭とて。參來てみれば。心なき磐余池の水中を。經通ふ魚も。上に浮みて歎くさまなり。下官の人等まで。此宮に參上り來て。一同に歎き悲しむることわりそとなり。此御歌かく見れば。甚く優れて。紀記中に五六首の外ならぬ程なるを。昔より右の和歌の意に強て説曲て。あらぬ心調のやうになし來たれば。更に名歌一首拾出たる心地なんしける。と云れたる。此

までの注釋をはなれたる卓説と聞えたり。

冬十一月辛亥朔乙卯。於朝廷引列百濟姐彌文貴將軍。斯羅汶得至。安羅辛已奚。及賁巴委佐。伴跋既殿奚。及竹汶至等。奉宣恩勅。以己汶帶沙。賜百濟國。是月。伴跋國遣戡支。献珍寶。乞己汶之地。而終不賜國。十二月辛巳朔戊子。詔曰。朕承天緒。獲保宗廟。兢兢業業。間者天下安靜。海内清平。屢致豐年。頻使饒國。懿哉摩呂古。示朕心於八方。盛哉勾大兄。光吾風於萬國。日本邕々。名擅天下。秋津赫々。譽重王畿。所寶惟賢。爲善最樂。聖化憑茲遠扇。立功藉此長懸。寔汝之力。宜處春宮。助朕施仁。翼吾補闕。

乙卯。五日なり○斯羅。東國通鑑に。新羅始め或は斯羅と稱し。又斯盧と稱せしこと見えたり。通證に南史曰。宋時曰。新羅。或曰。斯羅。按魏略斯羅屬安息。與大秦接也。與此別と云へり。また梁書新羅傳にも此文あり。されどこの斯羅は。なほ任那の別種の國なるへし。文献備考云。新羅初號斯盧。而此有三斯盧。或新羅之

號混入歟。と云へるはさることなり。○汝得至。狩谷氏云。至讀爲レ連。欽明紀十五年。河内直或作三加不至。費直。内臣或作三有至臣。と云へり。なほ神功紀なる百濟記にも見えたり。○辛巳奚。旁注已音夷とあり。一本已を巳に作とあり。○奉宣。本宣字を脱。今秘閣本及旁書に據る。○以己汝帶沙賜百濟國。己汝帶沙兩郡は伴跋領なるを。百濟賜はりたる故。後に伴跋國兵を起したるなり。然れども本年六月の百濟の奏を見れば。己汝はもと百濟の領なるを。伴跋か略奪したるほごに。本屬に返し玉へと。百濟か請願したるごあれば。百濟に玉ふはもとよりの事なり。○不賜國。通證云。一本無三國字とあり。○戊子。八日なり。○詔曰。立太子の詔勅なり。此時太子年四十八になり玉へり。皇胤紹運錄皇年代略記に。二十年と爲るは誤なり。○天下。下を本に丁に作るは誤なり。今正せり。○摩呂古のことは。既に云り。こゝは通證に安閑別號又見下文とある。然るへし。○藉此。本に藉を籍に誤る。今正す。○春宮。古今集に御子の宮の帶刀にて侍けるを。宮仕へ仕まつらすとて。解て侍ける時に讀る。宮道潔興。つくはねのこのもごことに立そよる。春のみやまの蔭をこひつと。ごあれご。これは文字につきてよめるなり。禮記注に青宮一名春宮。太子宮也。ごあるによれるなり。舊訓よろし春宮をまた東宮にも云。其別は持統紀に云。○翼吾。本に吾を五に誤れり。今北野本考本。及舊事紀等に依る。この詔文に據るに。立皇太子の文あるへし。舊事紀には翌八年正月にこの文を係たり。

八年甲午

八年春正月。太子妃春日皇女。晨朝晏出。有異於常。太子意疑。入殿而見妃臥床。涕泣。惋痛不能自勝。太子恠問曰。今日涕泣。有何恨乎。妃曰。非餘事也。唯妾所悲者。飛天之鳥爲愛養兒。樹巔作巢。其愛深矣。伏地之虫。爲護衛子。土中作窟。其護厚焉。乃至於人。豈得無慮。無嗣之恨。方鍾太子。妾名隨絕。於是太子感痛而奏天皇。詔曰。朕子麻呂古。汝妃之詞。深稱於理。安得空爾無答慰乎。宜賜匝布屯倉。表妃名於萬代。三月。伴跋築城於己吞帶沙。而連滿奚。置烽候邸閣。以備日本。復築城於爾列比麻須比。而緬麻且奚推封。聚士卒兵器。以逼新羅。駟略子女。剝掠村邑。兇勢所加。罕有遺類矣。暴虐奢侈。惱害侵凌。誅殺尤多。不可詳載。

匝布屯倉。垂仁紀に狹穗に作れり。大和國添上郡にて。妃の御名の春日に近き地なり。○己吞帶沙。本に己を子に作れり。今伴校本及下文二十一年紀の文に據て改む。さて己吞詳ならず。次に曠己吞とあり。

帶沙は。神功紀なる多沙と一なるへし。今の河東府の地なり。○滿奚は。今河東府のつゞきの山に花開あり。もしくは其を要害に搆へしものか。○烽候邸閣。通證云。倭名抄燈火部。烽燧和名度布比。蓋飛火也。飛謂速達。如飛脚之飛也。史司馬相如傳。烽舉燧燔。索隱纂要曰。烽見敵則舉。燧有難則焚。烽主晝。燧主夜。古今集云。春日野乃飛火乃野守出。互見與。今幾日有互若菜摘。互牟。類聚國史和銅五年。始置高見及大和國春日烽。以通平城とあり。按に烽の事は。天智紀三年に。是歲於對馬島壹岐島筑紫國等。置防與烽とあるか。皇國にて物に見わたる始なり。これをス、ミと訓るは進火か。さて其後河内國高安烽を置玉ひしか。高安城は。天智紀六年に築きし事。本書續紀和銅五年正月に。廢河内國高安烽。八月。廢高安城。至是烽亦始置高見烽。及大倭國春日烽。以通平城とあり。通證に此文を類史に據て引て。さて次に候斥候。所謂高見也。と云れしは。甚しき非なり。高見は地名なり。河内志云。河内郡時村北。萬葉集所謂射駒山飛火即是なりとあり。さて候は斥候なり。孝德紀天武紀に出。ウカミと訓り。伺見なり。今世に物見といふ。但し推古紀に間諜をもしか訓れど。義は同じくして物異なり。さて邸閣は。烽候を守るものゝ所居なり。○爾列比麻須比。詳ならず。通證には二處の名としたり。さて京極本中臣本北野本等に。須を次に作れり。○麻且奚推封。これも詳ならず。通證に二處名とあり。○矣。本に夫に作る。今通證説に據り。小寺本に據る。

九年春二月甲戌朔丁丑。百濟使者文貴將軍等請罷。仍勅副物部連。遣罷歸之。百濟本記云。物部至々連。是月到于沙都島。傳聞伴跋人懷恨銜毒。恃強縱虐。故物部連率舟師五百。直詣帶沙江。文貴將軍自新羅去。夏四月。物部連於帶沙江。停住六日。伴跋與師往伐。逼脫衣裳。劫掠所賫。盡燒帷幕。物部連等怖畏逃遁。僅存身命。泊汶慕羅。汶慕羅。島名也。

丁丑。四日なり。○文貴將軍。本に文を父に作る。今北野本中臣本。及上文に據る。○注物部至々連。本文には闕名とあるを。こゝにかくあるは。次文に見えたる。物部伊勢連父根とあるを。同人にはあらずるか。秘閣本連下也字あり。○沙都島は。今巨濟府の北邊に緒島あり。もしくはそれなごにや。通證に疑非佐渡洲と云るはもごよりなり。○停住六日。集解及伴校本に。日を月に作れり。○逼脫。本に脱を晩に作る。今秘閣本考本集解小寺本に據る。○帷幕。通證に。謂陣營也。倭名抄屏障具。惟加太比良。幕萬玖とあり。○汶慕羅。幕水戸本に暮に作れり。文献備考に。新羅蚊火良縣。二國史今未詳。輿覽載固城とあり。地理よく合り。今の固城縣なり。通證に引る代辭編曰。近津南。商舶有往汶者。亦海外小國名とあれど。それにはあらず。さて訓は本傍書に。文門羅とよめるに従ふへし。

十年丙申

十年夏五月。百濟遣前部木為不麻甲背。迎勞物部連等於己汶。而引導入國。群臣各出衣裳斧鐵帛布。助加國物。積置朝廷。慰問慰懃。賞祿優節。秋九月。百濟遣州利即次將軍。副物部連。來謝賜己汶之地。別貢五經博士漢高安茂。請代博士段陽爾。依請代之。戊寅。百濟遣灼莫古將軍。日本斯那奴阿比多。副高麗使安定等。來朝結好。

前部は。彼國の部曲の名なり。北史百濟傳云。都下有方爲五部。曰上部。中部。下部。後部。とあり。通證に職名と。安閑紀元年に上部下部あり。欽明紀十四年に中部あり。十三年紀に西部あり。また後部東部と云もあり。○木為不麻甲背。本に為を為に作る。活字本には州に作れり。京極本には洲に作る。共に誤なり。集解に。彙韻曰。為微類切音協。と云るに據て今改む。書訓にケウとあるは。ケフの誤なり。さて此は姓なり。東國通鑑に。文周王元年。木為滿致祖。又欽明紀に見たり。不麻甲背は名なり。○迎勞。訓ワキテ。假名本に。マキテ。子キテの誤なるへし。○引導。中臣本に導を遵に作るはわろし。○助加。天智紀に側助をキイタスクとあり。キは率にて。物を添ふる義なるへし。さて國物は本國の信物なり。○優節。通證に過於常時とあり。京極本に節を篇に作れり。其方まさりたるへし。○州利即次。七年の下に次を爾に作れり。

十二年戊戌

十二年春三月丙辰朔甲子。遷都弟國。

○漢高安茂。此後所見なし。○段陽爾。考本には陽を楊に作れり。上文と同じ。○代之。本に之字なし。今中臣本考本竟宴歌集本に據る。○戊寅。十四日なり。○日本斯那奴阿比多。欽明五年紀。施德斯那奴次酒。十四年紀。上部德率科野次酒など見えたり。斯那奴は族。阿比多是名にて。一人なるへし。日本の者の三韓に住せるか。又は日本人種にもあるへし。

甲子は九日なり。○弟國。山城國乙訓郡なり。山城志に。乙訓。弟國故都。連亘上羽。井内。及上植野等。有地名西京。白井村有地名御垣本とあり。或説に都趾は今藤ならせれども。乙訓村大字井之内より。大原野村大字上羽に對する間なるへしと云り。○元亨釋書云。司馬達等南梁人。繼體十六年來朝。于時此方未レ有佛法。達等於和州高市坂田原。結草堂。奉佛。世未レ知佛。號曰異域神。屬馬子卿。佛業達等翼贊之。狩谷氏按。達等南梁人。繼體朝歸化。居坂田原。古書無レ見。不レ知虎關據レ何而言と。帝說證注に出。本紀には十六年のこと見えす。姑く此に擧ぐ。

十七年夏五月。百濟國王武寧薨。

武寧薨。東國通鑑に。梁普通四年。百濟武寧王二十三年。王餘隆薨。諡曰武寧。子明禮立とあり。此王武烈天皇四年に立ちし事紀にみゆ。

十七年癸卯

十八年甲辰

十八年春正月。百濟太子明即位。

太子明。聖明王なり。此王欽明紀十五年に。新羅の爲に殺さる。太子訓コロシムは韓語なるへけれど。他に見あたらず。

二十年丙午

二十年秋九月丁酉朔己酉遷都磐余玉穗。一本云。七年也。

己酉。十三日なり。○磐余玉穗。帝王編年紀に。磐余玉穗宮。大和國十市郡ごあり。宮址は詳ならず。磐余玉穗村大字池之内にあれば。上古は此邊一體の地を。磐余と稱せしものなるへし。されば玉穗宮址も此邊なるへし。記傳云。此に依は玉穗はもとよりの地名の如く聞ゆれども。なほ此宮を美稱たる號ごこそきこゆれ。大和志に。此宮の跡未詳。

二十一年丁未

二十一年夏六月壬辰朔甲午。近江毛野臣率衆六萬。欲往任那爲復。興建新羅所破南加羅。喙己吞。以合任那。於是筑紫國造磐井。陰謀叛逆。猶豫經年。恐事難成。恆伺間隙。新羅知是密行。貨賂于磐井。所而勸防。遏毛野臣軍。於是磐井掩據火豊二國。勿使修職。外邀海

路。誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船。内遮遣任那毛野臣軍。亂語揚言曰。今爲使者。昔爲吾伴。摩肩觸肘。共器同食。安得卒爾爲使。俾余自伏爾前。遂戰而不受。驕而自矜。是以毛野臣乃見防。遏中途淹滯。天皇詔大伴大連金村。物部大連鹿鹿火。許勢大臣男人等。曰筑紫磐井反。掩有西戎之地。今誰可將者。大伴大連等僉曰。正直仁勇。通於兵事。今無出於鹿鹿火。右天皇曰。可。

甲午。三日なり。○近江毛野臣。近江は氏。毛野は名なり。續紀二十に。毛野臣鹿鹿火。云人あれど。それは姓氏なり。記に波多八代宿禰者。淡海臣祖ごあり。此姓氏錄に見えず。淡海真人。淡海朝臣なり。氏人は崇峻紀に近江臣蒲あり。また近江脚身臣と云る複姓もあり。これも同族なり。推古紀に小徳近江脚身臣飯蓋見ゆ。通説に。この毛野臣を。建興上毛野國伊香郡佐味神社。姓氏錄曰。佐味朝臣。上毛野朝臣。同祖。豐城入彦命之後也。と云へるは。更に據なし。○爲復。通説に宜訓。多米邇末多。舊讀非ごあり。○南加羅喙己吞。南加羅喙は。已に神功紀に見えたり。喙己吞を一國ご。集解に云るは。さもあるへし。さるは欽明紀喙己吞。南加羅喙。淨を以。三國となす。されば喙己吞は一國なるへし。神功紀に喙國とあるは。單に其首字をのみ記されしものなるへし。さてこの二國の。新羅に破られたりしこと。上に見えず。

○以合任那。本に以字なし。今中臣本考本に據て補へり。さて集解に。按合任那所置官府領之とあり。○筑紫國造磐井。國造本紀。筑志國造。志賀高穴穗朝。阿倍臣同祖。大彥命五世孫。田道命定賜國造とあり。この氏は欽明紀十五年の條に。能射人筑紫國造。名は缺。新羅國にて。騎卒最勇壯者を射落しければ。尊而名之曰鞍橋君と云へること見えたり。また此國造を。君とも云つと見えて。記に筑紫君石井とあり。筑後風土記にも。しか其子の葛子を。此紀に筑紫君と書り。紀傳云。實は君なるを國造とも云へるなり。凡て諸國にある。國造君別直などの類の惣名をも。國造と云りしこと云り。天智紀持統紀に。筑紫君薩夜麻と云人かほ。此石井も君なるを。國造とは。惣名を以て云傳たるなり。みゆ。續後紀十八に。肥。磐井名義字の如くならむ。○猶豫。訓裏思なり。萬葉に占思とある占は借字なり。前國人筑紫公云々。○火豐二國。火の肥前肥後。豐の豐前豐後と。二國に分れし時はさたかならず○誘致。欽明紀同訓なり。招ツリの義なるへし。靈異記下に。機をワカツリと訓り。神武紀にはヲコツリとあり。中昔の訓にも。を。○貢職船。職を京極本に賦とあり。誤なり。○亂語。下文輕字。また續紀に無禮字を。皆ナメと訓めれど。ナメリと訓めるは見あたらす。○今爲使者は。毛野臣か任那に往を。外國の使者と云へるなり。○通の訓。天武紀に有意。源氏帚木に心しらへおきてなどあり。○鹿鹿火右。これ漢文の格なり。皇國にては右を貴ふことなし。鹿鹿火上とある意なり。

秋八月辛卯朔。詔曰。咨大連。惟茲磐井弗率。汝徂征。物部鹿鹿火大連再

拜言。嗟夫磐井。西戎之姦。猾負川阻。而不庭。憑山峻而稱亂。敗德反道。侮慢自賢。在昔道臣。爰及室屋。助帝而討。拯民塗炭。彼此一時。唯天所贊。臣恆所重。能不恭伐。詔曰。良將之軍也。施恩推惠。恕己治人。攻如河決。戰如風發。重詔曰。大將民之司命。社稷存亡。於是乎在。勗哉。恭行天罰。天皇親操斧鉞。授大連曰。長門以東。朕制之。筑紫以西。汝制之。專行賞罰。勿煩頻奏。

在昔道臣爰及室屋。通證云。道臣室屋皆大伴氏祖也。今按此稱揚祖先之功業。則當言三宇摩志麻治一矣。乃物部氏之始祖也。更舉他姓功臣。其義末審。蓋史氏之過乎。古事記曰。遣物部荒甲之大連。大伴之金村連二人。而殺石井也。如此說。則義亦相通と云り。記傳にも此事を論ひて。金村大連の語にこそ如此は申すへけれ。物部氏の人の。他姓の大伴の祖の功をのみ申さむこと。あるへくもおほえず。されは此度の大將軍。此記の如く兩人にて。此奏せる言は。金村大連の言なりけむか。紛れて鹿鹿火大連の言とはなれるにや。書紀の趣疑はしと云れたり。○野拯。訓に據に。野は討字なるへし。○親操。秘閣本北野本京極本竟宴歌集本。操を摻に作る。○長門。集解に長を穴に作れるは。さかしらなり。本のま



とにてあるへし。近藤清石云。近藤芳樹の國説考に。仲哀紀の至。向津野大濟。爲東門とあるを。我長門國大津郡の向津具のこと。津野大濟を向津具と見られたるは。甚じき誤なることは。既に上に云へり。さて向津具を。異國往來の要津といはれたるが。仲哀天皇の御世の時知らず。大内氏の末年まで。明朝鮮へわたる津は。豐浦郡室津にて。かの元使杜世忠。何文著。都督丁等か到れるも。室津なり。その左右に帯たる海。西南は穴門に至り。東北は石見境に至りて。いと長き故に長門と云ふ。かく穴門と長門とは。その所別なるを。往古より國の名義を論ぜし人々。皆實地を踐まず。國體を察せざる故に。門といふ字の同じきに泥み。穴と長との同じからざるを牽強むとして。穴門は阿奈度にはあらず。阿奈加度と訓へし。穴の如き門と云ふ義なり。それを阿を省きて。奈加度とも云へるなり。などいふ説も聞ゆるは。いみじき僻言なりけり。さるは阿行の上字を省く例。萬葉集東歌に。宇麻具多とあるを。和名抄に望多とかきて。麻具多と字を省きて訓み。また元正天皇の御諱。横日本紀に氷高とあるを。飯高とかける書も見ゆるによれば。氷高は伊比多可の伊を省けるなるべく。かゝるたぐひ。言の上にてはなきことにもあらねど。字の上にて按ふに。穴の字をたゞ奈とのみ訓まんこといかゞあらん。但大穴貴などの如く。上よりついでて訓める例なきにもあらず。また海門を加登といへることは。更にあるべくもあらず。且孝徳紀に穴戸とかける。加登とよむへからざる明證なれば。奈加登と云ふ名。阿奈加登の阿を省けるにあらざることを柄爲し。又或は長門は中門にや。さるは東門と西門との中の門なるべく。さらば赤間關も中間關の義にて。中門によしある説なるべく。赤と中と親しく通ふ例は。神代紀に中筒男命を。赤土命ともあるなどの如く。ならんとおもへりしかども。この説はわづかりきといはれたり。長門は實に阿武郡の東極より。豐浦郡の西極に至る。いと長ければ。いはれたるが如くなるべしと云り。

二十二年冬十一月甲寅朔甲子。大將軍物部大連鹿鹿火。親與賊帥磐井。交戰於筑紫御井郡。旗鼓相望。埃塵相接。決機兩陣之間。不避萬死之地。遂斬磐井。果定疆場。十二月。筑紫君葛子。恐坐父誅。獻糟屋屯倉。求贖死罪。

二十二年  
戊申

甲子。十一日なり。○賊帥。本に帥を帥に誤れり。今正せり。○御井郡。倭名抄筑後國御井郡。○斬磐井。筑後國風土記に。上妻縣。縣南二里。有筑紫君磐井之墓墳。高七丈。周六丈。墓田南北各六十丈。東西各三十丈。石人石盾各六十枚。交陣成行。周匝四面。當東北角。有一別區。號曰衝頭。衝頭。政所也。其中有石人。假容立地。號曰解部。前有二人。裸形状地。號曰儂人。儂人。生坐爲儂。側有石猪四頭。號曰賊物。賊物。彼處亦有石馬三匹。石殿三間。石藏二間。古老傳云。當雄大迹天皇之世。筑紫君磐井。豪強暴虐。不偃皇風。生平之時。預造此墓。俄而官軍動發。欲襲之間。知勢不勝。獨自遁于豐前國上。膳縣。終于南山峻嶺之曲。於是官軍追尋失蹤。士怒未泄。擊折石人之手。打墮石馬之頭。古老傳云。上妻縣多有篤疾。蓋由茲歟。記傳云。書紀竟宴歌に。阿羅賀比羽。都久志野伊者井。多裨良氣豆。古許呂由賀須會。於毛布倍良奈留とよめる下句。此風土記に。追尋失蹤とあるに叶へり。書紀に遂斬磐井とあるには叶はず。さて此石井か墓の事。或人の考ありて云。上妻郡一條村の十町許南方に。長嶺の山中に。わづかに石人一残りてあり。又其より十間許東方に。石屋の形あり。是は風土記に云る石藏ならむか。此石屋奥へ七尺五寸。横三尺五寸。高二尺八寸。棟高一尺三四寸。口廣一尺三寸餘あり。石人は地上より高六尺ありと云り。なほ其圖もありて。彼石人の前の方。やと離りて。石人の首の半なる一と。石人の下方の莖の如くなる石一と。圖に見えたりとあり。○疆場。本に壇場に作れり。今集解に依る。中臣本に壇を壇に作れり。○糟屋。倭名抄筑前國糟屋郡加須也。○贖死罪。栗田寛云。この葛子の如此朝廷に請し

狀の。武藏國造か。屯倉を献れることと似たるを思ふに。死罪を贖ふ古の例と見えたりとあり。

二十三年  
己酉

二十三年春三月。百濟王謂下哆唎國守穗積押山臣曰。夫朝貢使者。恆避嶋曲也。俗云美佐那。每苦風波。因茲濕所。賫全壞無色。請以加羅多沙津。爲臣朝貢津路。是以押山臣爲請聞奏。是月遣物部伊勢連父根。吉士老等。以津賜百濟王。於是加羅王謂勅使云。此津從置官家以來。爲臣朝貢津涉。安得輒改賜隣國。違元所封限地。勅使父根等。因斯難以面賜。却還大島。別遣錄史。果賜扶余。由是加羅結儻新羅。生怨日本。

島曲の注十三字。集解に私記撥入として刪去たり。○加羅多沙津。加羅は任那王の都する處なり。既に垂仁紀に出。多沙。九年紀に帶沙江とあり。同地なり。さて此地は。神功御世に一旦百濟に増賜へるを。其後取上玉ひしを。今又賜はらむと請申せるなり。○物部伊勢連。出自詳ならず。舊事紀天孫本紀に。物部建彥連公。伊勢荒比田連祖とあり。この建彥連公は。物部目連公の弟とあり。されどこゝに由ありけにもおもはれず。此氏の伊勢に由ありしことは。式伊勢國飯野郡物部神社などあり。○父根。此

人の事考ありて上に云り。然るに内山眞龍云。此人は外國人にて祖未詳と。帳考に見えたり。此は何に據たるにか。おほつかなき事なり。○吉士老。吉士の事は。神功紀吉師祖五十狹茅宿禰とあるを。記には難波吉師部之祖とある下に。記傳の説を引て云るか如く。それは皇別にて。大彥命の後なり。さて又記傳に。書紀繼體卷に吉士老とあるを始て。卷々に吉士某と云名の人多く見えたるは。皆韓國の吉士に因れる稱にして。此氏人には非ず。是又思ひ混ふへからすと云れたり。吉士は元來彼土の人の尊號なるを稱するに至りたるものなり。さて又次の二十四年の下に。調吉士とある吉士は姓なり。それは神功紀多矣吉師とある吉師に同じ。なほそこに云ることも。併せ考へし。○違元所封限地。神功皇后の。諸韓の封域を定めたまひし界限なり。○大島。今釜山絶影島の澳に大島あり。其處なるへし。已に雄略紀に出。○錄史は。書記を掌る官なり。職員令に神祇曰。史省曰。錄とあるは。後の令制なり。佐官と訓るはいこのちの事なり。○扶余も。百濟と云に同じ。新唐書に。百濟扶余別種也。東國通鑑に。漢鴻嘉三年。百濟温祚王元年。温祚王は。百濟第一世王なり。元改國號曰。百濟。系與高句麗同。出扶餘。故以扶餘爲氏。などあり。文獻備考云。扶余國。後漢書曰。扶余在玄菟千里。南與高句麗。東與挹婁。西與鮮卑。地方千里。本濊地也。今開原縣。本扶餘國。渤海爲扶餘府。臣謹按。東史扶餘有。四。一。東扶餘。即帶素之國也。一。北扶餘。即解慕漱之國也。一。云檀君之子解夫婁爲扶餘始祖。一。本本扶餘。朱蒙初來建國者也。一。南扶餘。○日本。壹井本に國家とありと集解に云り。されど疑はし。即百濟也。東扶餘蓋扶餘一種。別居東南者也。

加羅王娶新羅王女。遂有兒息。新羅初送女時。并遣百人爲女從。受而散置諸縣。令著新羅衣冠。阿利斯等嗔其變服。遣使徵還。新羅大

羞。醜欲還女曰。前承汝聘。吾便許婚。今既若斯。請還王女。加羅已富利知伽詳未報云。配合夫婦。安得更離。亦有息兒。棄之何往。遂於所經。拔刀伽古跋布那字羅三城。亦拔北境五城。

娶新羅。秘閣本中臣本北野本に。娶下於字あり○散置諸縣。加羅國の諸縣なり。さて女従を諸縣に散置するはいはれなし。これは女従の取扱にせずして。たゞ外國人の。自ら來たるものゝ如くに。見做したるものか○令著新羅衣冠。自國のものに混ぜさらしめむかために。其本國の衣冠を着せしめたるなり。新羅衣冠の制。東國通鑑に見えたれど。こゝはそれまでにもあらず。たゞ新羅の衣服の事なり。次に嗔其變服とあり○阿利斯等。垂仁紀に。意富加羅國王之子。名都怒我阿羅斯等。また此下文にも任那王としたり。蓋阿利斯等は。此王の稱號にて。實名には非ず。干岐と云るも同じかるへし○嗔其變服。集解に。按變新羅服。服加羅服とあり。女従も今は加羅の人となりたれば。加羅の服をこそ着せしむべきに。なほ新羅の服を着せしめたるは。加羅の制度外に置て。鄙しめたる意あるを知て。いづしか女従ごもの。伽羅の服に變たるなり○遣使徵還。本に徵を徵に作れり。今は中臣本に據る。さて使を遣すは。加羅より新羅へ使を遣して。其者に付て女従を新羅へ還すなり。徵は諸縣より徵し集むるなり。然るに集解は。此を本のまゝに徵に作りて。ヒソカニと訓れたるは甚しき非訓なり。さて徵

還にて句なり。舊讀は誤なり○新羅大羞は。女従を還されたるを羞るなり○醜欲還女。其醜さまに。新羅使人。加羅へ來りて。王女を還さん事を望むなり○加羅已富利知伽。加羅王の名か。又は宰相などの名にもあるへし。通證に所遣于新羅之使人也と云り。なほ考へし。さて注に未詳二字。集解には私記の攪入として削れり○遂於所經。新羅の使人か。伽羅の返答を怒りてなり。されど聊か詞足らず○刀伽。古跋。布那字羅。詳ならず。中臣本北野本釋紀及下文。字を牟に作れり。梁書新羅傳に。新羅其俗呼レ城。曰健牟羅とあれば。牟の方なるへし。さて此三城は加羅の地なるを。新羅使人か。伽羅の城をとりたるなり。次の五城も同じ。このあたりの文よくせずは。主客混ひて義の通せざる事あり。よく考へてよむへし。

是月。遣近江毛野臣。使于安羅。勸新羅。更建南加羅。喙已吞。百濟遣將軍君。尹貴麻那。甲背麻鹵等。往赴安羅。式聽詔。勸新羅。恐破蕃國官家。不遣大人。而遣夫智奈麻禮。奚奈麻禮等。往赴安羅。式聽詔。勸新羅。於是安羅新起高堂。引昇勅使。國主隨後昇階。國內大人賴昇堂者。一二。百濟使將軍君等。在於堂下。凡數月。再謀謀乎堂上。將軍君

等恨在庭焉。

安羅は。任那日本府なり○更建。本に建を遣に作れり。今秘閣本中臣本活字本集解に據る○將軍君。尹貴麻那甲背麻齒。將軍君は其族姓なるへし。蕃別に將軍氏あるにてしかおもはるゝなり。尹貴以下四人名也。欽明紀に。中佐平麻齒。甲背。二年中佐平木劬麻那。四年ごあり○大人。通證に以位言猶大。臣也ごあり。後漢匈奴傳に。諸王大人ご云こともあり○夫智奈麻禮。奚奈麻禮。奈麻禮は新羅官名なり。東國通鑑に。漢建武八年。新羅儒理王九年。新羅設官有二十七等。十日大奈麻。自重大奈麻。至九重大奈麻。十一日奈麻。自三重奈麻。至七重奈麻。隋書新羅傳。其官有二十七等云々。其十大奈麻。次奈麻云々。ごあり。夫智奚は名なるへし○國主は。安羅王なり○頼昇堂。秘閣本中臣本北野本本書旁書。頼を預に作る。是なるへし。集解にも改めたり○凡數月。集解に月を日に改めたり。さる本のありしにや。或人云。毛野臣。新羅百濟を責め。擾亂に數月とあるは誤なること論なし。

夏四月壬午朔戊子。任那王己能末多干岐來朝。言己能末多者。蓋阿利斯等也。啓大伴大連金村曰。夫海表諸蕃。自胎中天皇置内官家。不棄本土。封其地。良有以也。今新羅違元所。賜封限。數越境以來侵。請奏天皇。救助臣

國。大伴大連依乞奏聞。是月。遣使送己能末多干岐。并詔在任那近江毛野臣。推問所奏。和解相疑。於是毛野臣次于熊川。一本云。次于任那久斯牟羅。召集新羅百濟二國之王。新羅王佐利遲。遣久遲布禮。一本云。久禮爾師。知于奈師磨里。百濟遣恩率彌騰利。赴集毛野臣所。而二王不自來參。毛野臣大怒。責問二國使云。以小事大。天之道也。一本云。大木端者。以二大木。續之。小木端者。以二小木。續之。何故二國之王不躬來集。受天皇勅。輕遣使乎。今縱汝王自來聞勅。吾不肯勅。必追逐退。久遲布禮。恩率彌騰利。心懷怖畏。各歸召王。

戊子。七日なり○任那王。即大加羅王なり○己能末多干岐。本に干を子に誤れり。今正せり○本土。本に土を王に作る。今秘閣本北野本本書旁書に據る○封其地。秘閣本中臣本北野本。封の上因字あり○和解相疑。二國の相疑を和解せしむるなり。和解訓。下文にネキラフごあるに據て思ふに。本はネの誤寫にて。ネキラフなるへし。子キは和め。勞ふる義なれば。こゝに叶ふへし。アマナハシムは。推古紀應神紀にも此訓ありて。既に云り○熊川。慶尙道熊川郡なり。通證に。雄略紀所謂久麻那利是也。那禮。川之韓語。神功紀阿利那禮河。今朝鮮語熊云久牟。川云加伊。又茶盤有。名熊川者。訓古毛賀